

令和2年度

包括外部監査結果報告書

雇用労働政策に関する事務の執行及び
事業の管理について

令和3年3月

大分県包括外部監査人
公認会計士 川野嘉久

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査対象期間	1
4	監査対象部局	1
5	監査実施期間	1
6	特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
7	外部監査の方法	2
8	監査従事者の資格及び氏名	2
9	利害関係	3
	【本報告書における記載内容の注意事項】	3
第2	監査の対象の概要	5
1	大分県の人口に関する状況	5
(1)	総人口の推移	5
(2)	生産年齢（15～64歳）人口の推計	5
2	地方創生政策に関する動向	5
(1)	地方創生に関する国の動き	5
(2)	大分県人口ビジョンの策定	6
(3)	まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定	6
3	雇用労働政策に関する大分県の個別の計画等 （商工観光労働部関連）	7
(1)	おおいた産業活力創造戦略	7
(2)	働き方改革推進会議（『おおいた働き方改革』共同宣言）	8
4	監査の対象	9
第3	包括外部監査の結果	11
1	ふるさと大分U I J ターン推進事業	11
2	移住者居住支援事業	27
3	おおいた留学生ビジネスセンター運営事業	35
4	バス乗務員確保対策支援事業	47
5	生活困窮者自立支援事業	55
6	医療機関医師等支援事業	61
7	地域医療を担う医師確保対策事業	69

8	看護職員就業・定着促進事業	75
9	福祉・介護人材確保対策事業	79
10	外国人介護人材確保対策事業	85
11	介護労働環境改善事業	91
12	保育環境向上支援事業	95
13	子育てと仕事両立支援事業	101
14	ひとり親家庭等自立促進対策事業	105
15	ICTの活用等による障がい者の在宅就労支援事業	109
16	障がい者就労環境づくり推進事業	117
17	地域牽引企業創出事業	121
18	事業承継促進事業	131
19	おおいたスタートアップ支援事業	139
20	IT人材確保支援事業	153
21	企業立地促進事業	157
22	働き方改革推進事業	167
23	障がい者雇用総合推進事業	171
24	おおいた学生県内就職応援事業	173
25	UIJターン就職等支援強化事業	177
26	県外若年者UIJターン促進事業	181
27	おおいた元気企業マッチング促進事業	189
28	おおいた若者就職・定着応援事業	195
29	シニア雇用推進事業	201
30	女性のスキルアップ総合支援事業	205
31	おおいたの産業人材確保・育成事業	211
32	外国人労働者受入対策支援事業	215
33	地域育成型就農システム支援事業	219
34	UIJターン就農者拡大対策事業	223
35	農業担い手確保・育成対策事業	227
36	農福連携農業労働力マッチング支援事業	231
37	女性就農者確保対策事業	233
38	林業新規参入者総合支援事業	239
39	漁業担い手総合対策事業	251
40	建設産業構造改革・人材育成支援事業	261
41	特別支援学校就労支援事業	273
42	特別支援学校キャリアステップアップ事業	277
	【監査後記】	281

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規程に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「雇用労働政策に係る事務の執行及び事業の管理について」

3 監査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）。ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

4 監査対象部局

企画振興部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部及び教育庁

5 監査実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

6 特定の事件（テーマ）として選定した理由

大分県では、人口減少に歯止めをかけ、人口減少社会に対応することを目指して、「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定し、「人を大事にし、人を育てる」「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」等の基本目標を掲げ、実効性のある地方創生の取組を進めている。

雇用労働の分野においては、若者や女性等の県内就職の促進、働き方改革の推進、企業誘致等を通じて、人と仕事の好循環を図ろうとしており、これらの政策が地方創生に果たす役割は極めて大きい。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止を契機として、就業形態の見直しやICTの活用等、これまでの働き方を見直す動きが全国的に急速に広がって

おり、大分県における雇用労働政策もこれらの動きに対応していく必要がある。

現在大分県で行われている雇用労働政策をこれらの観点から改めて検証することは、「大分県版地方創生」を実現していく上で非常に有用であると考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

7 外部監査の方法

働き方改革や県内就労促進といった雇用労働に関する主要施策のほか、企業誘致や就農支援、障がい者雇用といった関連施策も幅広く監査対象とし、以下の視点から検証を行う。

① 事業の有用性

- ・事業の目的は、県が策定した計画や戦略等に沿って明確に設定されているか。
- ・計画に基づき設定した目標・成果指標の達成について、実行した手法や実施内容は効果的なものであったか。
- ・事業の内容は、雇用労働政策を取り巻く環境に対応して見直されているか。等

② 事業の経済性・効率性

- ・事業執行にかかる経費の積算は、適正になされているか。
- ・実施事業の必要性は検討されているか、効率的に実施されているか。
- ・他部局との連携による政策の推進や、情報共有は図られているか。等

③ 事業の合規性

- ・補助金等の交付事務手続きは、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・委託事業等の契約は、規則等に準拠して適切に行われているか。等

8 監査従事者の資格及び氏名

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	川 野 嘉 久
補助者	公認会計士・税理士	吉 富 健 太 郎
補助者	公認会計士・税理士	染 矢 堯 志
補助者	公認会計士・税理士	丹 宗 英 樹
補助者	公認会計士	近 藤 茂 之
補助者		谷 畑 香 奈 子

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

1) 表題について

- ・「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。

2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、一般的に順守すべき大分県会計規則の他に、今回の監査で参考にした大分県における契約事務の規則・マニュアル類は、以下の通りである。

- ① 大分県契約事務規則
- ② 大分県補助金等交付規則
- ③ 大分県補助金交付要綱

- ④ 補助事業の適正な執行について（通知）
- ⑤ 補助事業に係る交付決定の手續等について（通知）
- ⑥ コンペ方式（企画提案方式）・プロポーザル方式提案競技のてびき

4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

第2 監査の対象の概要

1 大分県の人口に関する状況

(1) 総人口の推移

大分県の人口は、1955（昭和30）年に約128万人のピークに達した後、高度経済成長期には、大都市圏への労働力流出によって減少した。1970（昭和45）年からは、大分地区の新産業都市指定による企業誘致の進展等を背景として1985（昭和60）年までは上昇に転じたものの、その後は緩やかな現象が続いており、2019（令和元）年現在で約113.4万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）推計では、今後、人口減少はさらに加速し、2045（令和27）年には約90万人にまで減少するとされており、また、この社人研推計をもとに大分県独自で2065（令和47）年までの人口を推計した結果、71万人程度になると見込まれている（大分県人口ビジョン引用）。

(2) 生産年齢（15～64歳）人口の推計

大分県は、2040年頃にかけて団塊ジュニア世代が後期高齢者になる一方、出生者数の減少に伴い生産年齢人口が減少し、担い手不足が生じるおそれがある。具体的には、2040年頃にかけて大分県の実年齢人口は約3割減少すると推計されている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」及び「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）を基に大分県で推計）。

「生産年齢（15～64歳）人口の推計」

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
大分県	66.4万人	61.6万人	58.1万人	55.2万人	52.3万人	48.1万人

（出典：大分県行財政改革推進計画）

2 地方創生政策に関する動向

(1) 地方創生に関する国の動き

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、12月には「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど、地方創

生の取組を本格化していった。

まち・ひと・しごと創生法では、各自治体に対して地方版総合戦略の策定を求めている。

(2) 大分県人口ビジョンの策定

大分県版総合戦略策定の前提となるものであり、「大分県中長期県勢シミュレーション」の分析結果や研究会、知事と市町村長が議論する「大分県まち・ひと・しごと創生本部（平成 27 年 1 月立ち上げ）」での議論、また国から提供された地域経済分析システムも活用して平成 27 年 10 月に策定（※）されたものである。

※令和 2 年 3 月に、策定当時からの状況の変化を反映して改訂

(3) まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定

市町村・九州各県との連携を図り、実効性のある地方創生の取組を進め、人口減少社会に対応することを目指して平成 27 年 10 月に策定（※）されたものである。また、大分県が取り組んできた「安心・活力・発展」の大分県づくりと軌を一にするものであるため、2015（平成 27）年度から 2024（令和 6）年度の 10 年間で計画とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」の中から、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての基本的な計画として位置付けられている。

※令和 2 年 3 月に、「第 2 期大分県まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定

「第 2 期大分県まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」基本目標等

基本目標及び 基本的方向	I 人を大事にし、人を育てる 子どもを生き育てやすい環境づくりや健康寿命の社会づくりなど、自然増の環境を整えます。 また、高齢者や障がい者、女性など、多様な人材の活躍を促進します。併せて、大分県の将来の担い手となる子どもの教育を充実します。
	II 仕事をつくり、仕事を呼ぶ 地域密着の農林水産業や、チャレンジする商工業、インバウンドの増加等による成長が期待される観光・ツーリズムなど、様々な分野に魅力ある仕事の間を創出します。

基本目標及び 基本的方向	<p>Ⅲ 基盤を整え、発展を支える</p> <p>人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを叶える地域づくりを進めると共に、特徴ある地域資源を生かした取り組みやU I J ターン促進などにより地域活性化を図ります。</p> <p>広域交通網の整備など地域間競争の基盤整備を進めるとともに、防災など地域の安全性・強靱性を高めます。</p>
-----------------	---

3 雇用労働政策に関する大分県の個別の計画等（商工観光労働部関連）

(1) おおいた産業活力創造戦略

「安心・活力・発展プラン 2015」を実現するための計画であり、大分県が地方創生に向けて進める「人を大事にし、人を育てる」・「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」ための政策の柱となるものである。

当該戦略は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図ることを目的として制定された「大分県中小企業活性化条例（平成 25 年 3 月制定、平成 29 年 12 月改正）」に基づく計画として位置づけられており、本県の経済産業政策の方向性や課題解決のための施策を具体的に明示するものとして、毎年策定している。

「おおいた産業活力創造戦略 2020」基本方針

基本方針	<p>以下の 3 本柱により、第 4 次産業革命がもたらす先端技術の波に乗り、中小企業等への支援に加え、新たな産業の創出・地域課題の解決により、大分県のポテンシャルを高めるための施策に取り組みます。</p> <p>< 3 本柱 ></p> <p>第 1 の柱：「中小企業・小規模事業者の活力創造」</p> <p>第 2 の柱：「産業集積の深化と企業立地の戦略的推進」</p> <p>第 3 の柱：「人材の確保・育成と多様な担い手の活躍推進」</p>
------	--

なお、「人材の確保・育成と多様な担い手の活躍推進」に関する施策のうち「若年者の県内就職の促進」・「女性の就業・活躍推進」・「シニア雇用の推進」により、3 年間（2017 年から 2019 年）で 18,500 人の県内就職者を確保することを目標として取組を進めてきた。

※令和2年度からは新たな雇用就職者目標（18,800人：2020年から2022年）を設定し、引き続き取組を進めている

（2）働き方改革推進会議（『おおいた働き方改革』共同宣言）

雇用労働政策の大きな柱となるのは「働き方改革」である。働き方改革とは、企業や社会の持続的な発展のため、労働生産性の向上と誰もがいきいきと働ける職場環境を整えていく取組である。

大分県では、働き方改革の機運醸成及びその促進を図るため、大分労働局と共同で「大分県働き方改革推進会議」を設置している。

当会議では、平成29年8月に、『『おおいた働き方改革』共同宣言』を発表し、下記の4つを目標に掲げ、各団体や自治体等と連携して、県内企業に対する「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを強化するとともに、目標の達成に向けて、「働き方改革」を積極的かつ継続的に推進することを宣言し、経営者と労働者が一体となった取組を進めている。

「共同宣言目標」取組方針

項目	目標
1 一般労働者の年間総実労働時間	全国平均以下（令和2年）
取組方針	時間管理の徹底、I o tやA Iの活用などによる労働生産性の向上に取り組めます。
2 年次有給休暇取得促進率	70%以上（令和2年）
取組方針	ワーク・ライフ・バランスの推進などにより誰もが働きやすい職場環境を整理します。
3 男性の育児休業取得率	13%以上（令和2年）
取組方針	部下の育児・介護に配慮・理解のあるイクボスの輪を広げ、男性の育児参加意識の向上により子育てしやすい環境をつくれます。
4 25～44歳女性の就業率	77%以上（令和2年）
取組方針	女性が活躍しやすい環境整備や企業支援等により働く女性を応援します。

4 監査の対象

本監査では、「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」や大分県の個別の計画等を参考として、雇用労働政策課が実施する就労促進・働き方改革などの雇用労働に関する施策のほか、他所属が実施する企業誘致、就農支援、障がい者雇用、外国人雇用、シニア人材の活用といった関連施策も含めた下記の事業も対象として、監査を実施した。

<監査対象事業>

部局	課室	事業名
企画振興部	おおいた創生推進課	ふるさと大分U I J ターン推進事業
		移住者居住支援事業
	国際政策課	おおいた留学生ビジネスセンター運営事業
	交通政策課	バス乗務員確保対策支援事業
福祉保健部	福祉保健企画課	生活困窮者自立支援事業
	医療政策課	医療機関医師等支援事業
		地域医療を担う医師確保対策事業
		看護職員就業・定着促進事業
	高齢者福祉課	福祉・介護人材確保対策事業
		外国人介護人材確保対策事業
		介護労働環境改善事業
	こども未来課	保育環境向上支援事業
		子育てと仕事両立支援事業
	こども・家庭支援課	ひとり親家庭等自立促進対策事業
障害者社会参加推進室	I C T の活用等による障がい者の在宅就労支援事業	
	障がい者就労環境づくり推進事業	
商工観光労働部	経営創造・金融課	地域牽引企業創出事業
		事業承継促進事業
		おおいたスタートアップ支援事業
	先端技術挑戦室	I T 人材確保支援事業
	企業立地推進課	企業立地促進事業
	雇用労働政策課	働き方改革推進事業
		障がい者雇用総合推進事業
		おおいた学生県内就職応援事業
		U I J ターン就職等支援強化事業
		県外若年者U I J ターン促進事業

商工観光 労働部	雇用労働政策課	おおいた元気企業マッチング促進事業
		おおいた若者就職・定着応援事業
		シニア雇用推進事業
		女性のスキルアップ総合支援事業
		おおいたの産業人材確保・育成事業
		外国人労働者受入対策支援事業
農林水産部	新規就業・経営体 支援課	地域育成型就農システム支援事業
		U I J ターン就農者拡大対策事業
		農業担い手確保・育成対策事業
		農福連携農業労働力マッチング支援事業
	女性就農者確保対策事業	
	林務管理課	林業新規参入者総合支援事業
	水産振興課	漁業担い手総合対策事業
土木建築部	土木建築企画課	建設産業構造改革・人材育成支援事業
教育庁	特別支援教育課	特別支援学校就労支援事業
		特別支援学校キャリアステップアップ事業

第3 包括外部監査の結果

【企画振興部】

NO	事業名	課・室
1	ふるさと大分U I Jターン推進事業	おおいた創生推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	本格的な人口減少社会が到来する中、地域の活力を維持するために、人口減少に歯止めをかける対策が重要な課題となっている。中でも、人口の社会増に向けた対策として、近年、地方自治体におけるU I Jターンの取組が強化・拡充されており、地域間競争が激化している。
事業の目的	首都圏、大阪圏、福岡圏を中心に県外からの県内移住・県内定住を促進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>本県へのU I Jターンを促進するため、移住コンシェルジュ・移住サポーターの配置や移住相談による移住希望者の掘り起こし、若者や子育て世代などターゲット別に実施する情報発信、各種移住体験ツアーの実施などによる移住促進、移住者交流会などの定住支援を実施する。</p> <p>1. 移住希望者の掘り起こし</p> <p>(1) 移住コンシェルジュ・移住サポーター設置</p> <p>(2) 東京・大阪・福岡で毎月実施する移住相談の実施</p> <p>(3) 東京・大阪・福岡で実施するターゲット別移住イベントの実施</p> <p>2. 情報発信</p> <p>(1) 移住ガイドブック・ポスター等の作成・配布</p> <p>(2) ターゲット別の情報発信実施</p> <p>3. 移住促進</p> <p>(1) 各種移住体験ツアー実施</p> <p>(2) 「おおいた暮らし倶楽部」運営</p>

4. 定住支援 (1) 移住者交流会開催 (2) 地域おこし協力隊定住支援

2. 事業実施期間
平成 27 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県外からの移住者数 (人)	目 標	1,000	1,000	1,275
	実 績	1,084	1,128	1,071
	達成率	108.4%	112.8%	84.0%

4. 概要の補足説明

ふるさと大分U I J ターン推進事業費の多くが委託費から構成され、数多くの委託業務が実施されている。委託名と最終契約額は次のとおり。

	委 託 名	最終契約額 (円)
1	移住・交流ポータルサイト「おおいた暮らし」 保守管理業務	627,000
2	移住希望者情報管理用サーバーパソコン保守業務委託	172,260
3	福岡都市圏での移住相談会等の告知業務委託業務	3,404,500
4	ふるさと大分情報発信番組制作放送業務委託	1,410,703
5	大分県移住支援関連情報雑誌掲載業務	10,464,000
6	おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務	14,799,424
7	移住・就農希望者情報管理プログラム保守業務委託	396,000
8	おおいた暮らし塾装飾品製作委託業務	182,520
9	首都圏の若者向けおおいた暮らしモニターツアー実施 業務委託	9,671,200
10	平成 31 年度大分県地域おこし協力隊ネットワーク化支援 事業企画・運營業務委託	5,151,055

11	令和元年度「女性向け移住促進イベント」運営 管理業務委託業務	6,054,750
12	育児専門誌への大分県移住情報掲載業務	5,166,600
13	令和元年度「首都圏における大規模移住促進イベント」 運営管理業務委託	7,638,889
14	アクティブシニア層の移住促進セミナー等開催委託業務	5,809,244
15	女性向け大分県移住ガイドブック制作業務委託	3,514,500
16	福岡県在住大分県出身者へのWEB調査事業委託業務	841,318
17	大分県移住者紹介冊子制作業務委託	3,448,500
18	福岡の女性向けおおいた暮らしモニターツアー実施 業務委託	2,964,192
19	おんせん県おおいたわくわくフェア会場設営業務委託	2,721,532
20	移住・交流ポータルサイト「おおいた暮らし」改修業務	880,000
21	移住者紹介動画による情報発信業務委託	3,278,000
22	おおいた暮らし塾 in 福岡トークイベント運営業務委託	99,000
23	「令和元年度第6回おおいた暮らし塾 in 東京」開催 委託業務	985,600
24	「令和元年度第8回おおいた暮らし塾 in 東京」開催 委託業務	617,100
25	第1回おおいた暮らし塾 in 大阪 広報委託	70,200
26	平成31年度関西圏での移住相談会等の開催業務委託	8,394,100
27	第2回おおいた暮らし塾 in 大阪 広報委託	64,800
28	地域の魅力発見フェア in おおさかでの移住促進PR 委託業務	216,000
	計	99,042,987

上表のうち、金額的に大きな業務（3百万円以上）に係る関係書類を入手、閲覧した。

5. 監査結果

【おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務】

首都圏の移住希望者に対し、大分県の移住情報の提供やニーズにワンストップで対応する移住相談窓口を設置するもの。特定非営利活動法人 100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターとの随意契約による委託事業。

指摘 1-1	一般管理費の透明性
改善事項	<p>おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務において、見積書に一般管理費が記載されているが、どのような基準で算定されたものか内容等の説明がなく、金額の多寡や合理性を検討した証跡が残されておらず金額の妥当性を判断することができなかった。委託契約書に添付される仕様書にも説明が見当たらなかった。</p> <p>一般管理費の算定根拠や合理性が可能な限り書面で把握できるよう、関係書類の書き方を改善する必要がある。</p>

《補足》

所管課に質問したところ、一般管理費は受託先の人件費や共有スペースの管理経費等を指しており、委託業務に必要な（直接）経費とは別に計上されたものと捉えているとの回答があったが、仕様書や他の資料にはその旨が記載されていないかった。

当該一般管理費についても委託費から支出されているのであるから、不当に共通経費が負担されることのないよう、一般管理費の内容や按分計算が行われている場合には可能な限り算定過程を把握、記録しておく必要がある。

指摘 1-2	業務の報告とその検討
改善事項	<p>委託業務完了報告書はわずか1枚となっており、年間を通じてどのような成果、課題があったのか集約、分析されないまま、完了検査が終了していた。移住・定住希望者を本県に誘導するために県及び県内市町村の情報発信に関する業務を行ったことは理解できるが、相談時期や件数、内容、把握した移住者数や辞退者数といった指標を把握できる程度の最低限の年度報告を求めるべきである。</p>

《補足》

業務委託契約書をみると、委託期間終了後提出される事業完了報告においては、(1) 事業実績、(2) その他甲（県）が必要と認める事項を記載した事業報告書を提出することとされている。

事業報告書である委託業務完了報告書には、委託業務の名称、契約締結日、履行期間、委託業務完了日、委託金額が記載されているのみであった。これに係る委託業務完了検査調書は作成されていたが、具体的に何を検査したのか記載されておらず、「良好」とのみ記載されているにとどまっていた。

この点を指摘したところ所管課からは、毎月提出されている業務状況報告書や業務日誌の提出をもって年度報告書としており、(2)については、必要に応じて提出を依頼することとしているとの回答を受けたが、年間の集計や期間比較、成果に対する検討が行われた証跡はなく、完了報告及びその検査が適切であるという判断をすることはできなかった。

指摘 1-3	県の立場としての評価
勸奨事項	支援センターの相談業務内訳の月別、年別比較の資料は全国ベースのものは入手していたものの、本県ベースのものは入手・分析されていなかった。的確な情報収集を行い、県が全体的な観点から主体的に業務を評価する必要がある。

《補足》

「おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務」は、本県の移住促進施策のうち「ふるさと大分U I J ターン推進事業」の数多くの業務の1つである。

委託先(受託者)の立場としては、委託業務に係る仕様書の履行が求められており、業務を遂行するに当たり、移住促進の県全体の施策や、事業全体の観点から有効性や効率性を評価する手段を持ち合わせていないものと考えられる。

したがって、当該委託業務を他の業務や他の事業との関連性を踏まえて評価するのは県の仕事である。可能な範囲で当該相談業務とイベント、広告媒体などを行う県の他の業務との関連性や連続性、効果の検証を行い記録しておく必要がある。

また、委託契約書に添付された仕様書には「乙(受託先)及び専属相談員は、あらゆる機会を捉えて移住・定住希望者を積極的に大分県に誘導すること」とされているものの、「積極的」というのはどのような行動をとるべきか具体的な記述がなかった。所管課としては、報告書に加えEメールや電話での随時の情報提供、相談カードの送付などが行われており、委託先に対して一定の評価をしているようである。ただ、例えば、委託先から提出された業務状況報告書を見ると、移住してもらい「嬉しい」といった心境は記録されていたが、移住を決めたあるいは見送った理由がほとんど記載されていなかった。これについては、もう少し有用となる情報提供がなされるように改善が必要である。

【アクティブシニア層の移住促進セミナー等開催委託業務】

首都圏や関西圏に居住しているアクティブシニアとされる40～60歳代の者を対象にした、大分県への移住促進セミナー及び移住体験ツアーが開催された。一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会との随意契約により事業が実施された。

指摘	1-4	一般管理費と諸経費
改善事項	見積書における一般管理費と諸経費に、それぞれ直接経費の10%が計上されているが配分の根拠が明示されていなかった。所管課に問い合わせたが回答内容に合理性が認められず、見積書が適切であるとは判断できなかった。見積金額の妥当性を丁寧に把握した上で記録を残しておく必要がある。	

《補足》

当委託業務の直接経費の内容は次のとおりである。

	内容	詳細
直接経費	1. 東京、大阪イベント	企画立案 会場費設営・フォーラム費用 広報費 移住相談対応 講師交通費 講師宿泊費 事務局交通費
	2. ツアー	旅行会社への費用 交通費（事務局2人分込） 食事代（事務局2人分込） 宿泊代（事務局2人分込）
	3. 県内関係者向けの研修会	講師派遣料 交通費、宿泊代 資料作成準備
	4. 実績報告書作成費	

見積書には、上記直接経費の合計額4,626千円に10%を乗じた、一般管理費462千円、諸経費462千円の計5,551千円（税抜）の記載があった。所管課によると、一般管理費は間接人件費、諸経費は事務雑費と考えているとのことであった。

しかし、実績報告書の作成費などが直接経費に既に計上されていたり、直接経費の4つの内容は本来生じる間接費がそれぞれ異なっているものと推察されることから、(一般管理費と諸経費合わせて)直接経費の20%も間接費がかかる合理性は認められなかった。

見積書を作成する者によって書き方にも違いがあり、可能な限り直接経費に配分し間接費を抑える事業体もあることから、間接費が直接経費の何%を超えているから問題である、とは言い切れない。しかし、そもそも間接費が多額に生じやすいものかどうかといった視点で検討する必要はある。

【首都圏の若者向けおおいた暮らしモニターツアー実施業務委託】

首都圏在住の不本意非正規雇用者(正社員として働く機会のない非正規雇用者)の若者を対象に、おおいた暮らしの魅力を伝えるためのモニターツアーであり、随意契約により民間企業に委託され事業が実施された。

指摘 1-5	モニターツアーの効果
改善事項	費用対効果の観点から当事業を含む県のモニターツアーが有用であると判断できないことから、縮小ないし廃止も含めた根本的な見直しが必要である。

《補足》

首都圏の若者向けおおいた暮らしモニターツアー実施業務委託を含む、本事業のツアーに係る事業費と参加人数、移住者数の推移は次のとおりである。

ツアーに係る移住者数について

(単位：千円、人)

ツアー名	29年度			30年度			元年度			
	事業費	参加人数	移住者数	事業費	参加人数	移住者数	事業費	参加人数	移住者数	ツアー後情報提供を希望した者
おおいた暮らし体験 ツアー実施業務委託	2,925	50	10	569	9	3	—	—	—	—
福岡の女性向けおおいた 暮らしモニターツアー	3,110	45	0	3,683	38	0	2,964	24	0	22
アクティブシニアツアー (アクティブシニア層の 移住促進セミナー等開催 委託業務の一部)	—	—	—	1,370	14	1	2,349	15	0	15
首都圏の若者向けおおいた 暮らしモニターツアー	—	—	—	—	—	—	9,671	53	1	40

ツアー終了から移住まで相当程度の期間を要するケースがあることは考えられるものの、今のところ、福岡の女性向けおおいた暮らしモニターツアーは移住実績がないなど、効果がなくなってきたようにも見て取れる。

U I J ターン事業におけるモニターツアーは、参加者に移住につながる動機付けを図ることを目的にしている。観光のモニターツアーのような、モニター依頼者が旅行費用の一部を負担することを条件に、一般のモニターを募集し、旅行内容などについての調査報告をしてもらい旅行を指すものとはその狙いが異なっている。したがって、本県のモニターツアーは参加者以外への広がりが見込まれず、効果の範囲はかなり限定的なものと言える。

移住希望者によっては、移住（地）の意思決定要因は自然環境や居住環境、子育て環境、就労環境など優先事項が異なっているものと推察される。そのような中で画一的な旅程に参加してもらいところに果たして有意性があるのかといった疑問もある。所管課からは、委託先が移住への本気度を聞き取り、参加希望者に対する審査を行った上でツアーを実施しており、他県でも同様の事業が実施されているとの報告を受けているが、モニターツアーの有用性には疑問が残る。

【女性向け大分県移住ガイドブック制作業務委託】

県外在住の女性の大分県への移住促進を目的とした、移住ガイドブックの作成（企画、取材、写真撮影、記事作成、デザイン、印刷）、大分県移住・交流ポータルサイト（Web）への掲載を行う業務である。企画提案競技（審査会）を経て随意契約により、委託契約が締結された。

指摘 1-6	審査委員の構成
勸奨事項	審査委員会の過半数を県職員が占めている場合は、外部の意見が反映されずに、県（所管課）の意向のみが結果に反映されることも考えられることから、審査委員会の過半数を外部有識者等にするといった審査委員会のあり方を見直す余地がある。

《補足》

提案競技のてびき（審査・指導室発行）によると、審査委員会の構成は必要に応じて学識経験者等を委員とし、県の職員のみ構成とはしないものとされている。この趣旨は審査の透明性や適正性、外部からの信頼性を確保するためであると考えられる。審査委員の過半数を県職員が占めた場合には、外部の意見が反映されにくいおそれがある。

本業務に係る審査委員会の結果は、次のとおりとなっていた。

	最高点
外部有識者	乙社
企画振興部A課 主幹	甲社（選定）
企画振興部B課 課長	甲社（選定）

審査は多数決で採択されるのではなく、総得点数方式により3者の合計点数の高い者が採用されるものの、審査委員の過半を県職員が占めると結果として外部の意見が結果に反映されにくいといったことが生じてしまう可能性はある。この点、「福岡都市圏での移住相談会等の告知業務委託業務」においても類似の状況が認められた。

指摘 1-7	随意契約理由書及び業者選定理由書
不備事項	随意契約理由書及び業者選定理由書の委託目的欄に、別の委託業務の委託目的が記載されていた。書類作成者も査閲者も、業務を丁寧に行うよう改善する必要がある。

《補足》

別の委託業務は「女性向け移住促進イベント」運営管理業務委託であり、当該委託に係る理由書をベースに作成したところ、記載の更新、修正が漏れた可能性が考えられる。

【移住者紹介動画による情報発信業務委託】

県外から大分県内に移住した先輩移住者を紹介する動画を制作して、大分県移住・交流ポータルサイト及び同サイトのYouTube、Facebook等に公開することにより、若い世代の移住希望者に向けて「おおいた暮らし」の魅力を情報発信するための業務である。企画提案競技を通じて、随意契約により実施された。

指摘 1-8	契約金額の適正性
勸奨事項	提案競技の公募に当たり示した委託料の上限額（3,278千円）は、特定の広告会社から入手した見積書の金額に基づいている。提案競技への申込は当該会社1社であり、審査を経て当該会社と上限額で契約が締結されている。 次年度以降、同様の業務を行うような場合には、委託料の積算に当たり、当該見積業者以外の業者から参考見積額を入手する等の方法により、金額の適正性を異なる形で検討しておくことが望ましい。

《補足》

公募期間は、大分県契約事務規則の入札の公告に定められた期間（10日）を参考に設けられており問題はないが、公募期間を延長することにより応募者の増加が見込まれるのであれば、期間の見直しも検討されたい。

【福岡都市圏での移住相談会等の告知業務委託業務】

福岡県内の会議室やイベントホール棟で実施される移住相談会について、新聞等の告知、広告を委託するもの。

指摘 1-9	契約の進め方
勸奨事項	<p>本委託業務は、提案競技を通じて随意契約により実施され、提案競技の公募に当たり示した委託料の上限額（当初3,569千円）は、特定の広告会社から入手した見積書の金額に基づいている。提案競技への申込は2社となっており、審査を経て当該広告会社が選定された。選定会社は平成30年度の同様の業務も受託していた。</p> <p>企画提案競技による方式は、比較的価格面での競争性が弱い。平成31年度の業務を見る限り、本委託業務はすでに過年度からのノウハウが所管課に蓄積し、所管課において仕様書を完成させることが困難でもないと考えられることから、今後も同様の内容により事業が委託されるのであれば、契約に当たっては価格競争も含まれる他の方式を採用するよう検討することが望ましい。</p>

《補足》

審査において、過去に類似業務の実績があることは評価基準の1つとされ、実績があることは業務の精度が向上することが期待される一方、結果として毎年度同一業者と委託契約が締結することにつながりやすく、公平性の観点から疑念を持たれる可能性がある。特に、積算に当たり、過年度の委託先から見積書の提出を受ける場合、委託費が硬直しやすいといった点には十分留意する必要がある。

【平成 31 年度関西圏での移住相談会等の開催業務委託】

関西圏からの U I J ターンを促進するため、本県が実施する移住相談会「おおい暮らし塾」など、行事の開催及びその告知を行い、参加者の増加を図ることを目的とする。

指摘 1-10	企画提案競技に係る審査結果の記録
勸奨事項	本業務は、企画提案競技を通じて随意契約により業務が委託されている。企画提案競技審査結果（一覧表）には、すべての点数が記録されていたが、審査委員の名前が記載されておらず、審査結果の根拠となる各委員の審査採点表には審査委員の氏名が記載されていたものの、氏名及び採点は鉛筆書きされていた。審査結果が改ざんされているのではといった疑念を抱かれないよう、審査結果や採点表の記載方法を見直されたい。

【その他】

指摘 1-11	費用対効果の検証
勸奨事項	<p>年度の目標移住者数を下回ると、既存の予算金額が将来減額される仕組みにはなっているものの、移住に関心を抱いてから実際に移住するまでの期間等を考慮すると、移住者数と同一年度内の事業費との比較だけでは、費用対効果の検討が十分になされているとは判断できない。</p> <p>複数年単位での移住者 1 人当たりの事業費を算定、比較を試みたり、業務ごとに申込率・成約率などの指標を比較するなど、経済性や効率性をより丁寧に検討する余地がある。</p>

《補足》

本県の予算要求基準において、令和 3 年度の当初予算額については令和元年度の事務事業評価の結果が反映される。具体的には、令和元年度の評価結果（次表）に基づき、既存事業においては一般財源ベースの 3 割が削減されることになる。その一方で新規事業を策定・追加して、目標達成を試みるといった仕組みとなっている。

成果指標	目標値	実績値	達成率（評価）
県外からの移住者数	1,275 人	1,071 人	84% (C)

しかし、事業費の支出の効果が年度内に移住という形ですぐに現れるのかといった点には疑問がある。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局による「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」（令和2年3月）において、東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）に在住している20～59歳の男女に行ったアンケートでは、移住に関する行動期間や移住時期について、次のような調査結果が報告されている。

移住に関する行動期間
(地方移住に関する情報サイトの検索など移住に関する行動)

単位：%

	N=	5年以上前	5年未満 3年以上	3年未満 1年以上	1年未満	覚えて いない
全体	1278	23.7	16.6	27.1	21.8	10.9
計画層	131	25.2	22.1	19.8	30.5	2.3
検討層	1147	23.5	16.0	27.9	20.7	11.9

計画層…移住の時期・場所・仕事等を決めて移住を具体的に計画している層

検討層…積極的に情報収集等を行い、移住を検討しているが具体的な移住の予定等がない層

移住時期

単位：%

	N=	条件が整 えばすぐ にでも	半年以内	1年以内	2年以内	3年以内	それ以上 時期未定
全体	4981	5.2	1.3	0.8	1.2	1.7	89.8
計画層	222	64.0	15.3	20.7	0.0	0.0	0.0
検討層	1147	4.0	0.3	1.0	3.1	5.1	86.5
関心層	3612	1.9	0.1	0.2	0.6	0.8	96.4

関心層…移住に漠然とした興味はあるものの何もしていない層

調査結果を見ると、移住に関する行動期間が1年以上となっている層が最も多く、移住時期については、計画層は短いですが、検討層や関心層においては移住時期が未定なケースがほとんどである。

本県の事業に係る費用対効果を評価する際に、同一年度の事業費と移住者数の比較のみをもって判定されるというのは、やや性急、粗雑なものに見て取れる。

例えば、本事業のさまざまな業務について、計画層や検討層、関心層といった

セグメントに対し申込率や成約率のようなものを設定する、また単年度ではなく複数年度での事業費と移住者数との関係性を把握する、当事業費のみで移住者数との費用対効果の測定が適当でなければ、県全体の移住関連事業費を集計し、移住者数で除す、といったように事業の経済性や効率性の評価をより丁寧に行える余地が十分にあるものとする。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	117,671	125,089	135,412
決算額	107,028	110,681	122,146
一般財源	58,552	58,305	0
繰入金	0	0	63,103
国庫	48,444	52,345	59,011
諸収入	32	31	32

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	206	396
旅費	5,314	3,700
報酬	10,542	10,802
役務費	364	644
委託料	85,913	99,043
使用料及賃借料	2,877	2,110
負担金補助及交付金	1,281	1,044
その他	4,184	4,407
計	110,681	122,146

【企画振興部】

NO	事業名	課・室
2	移住者居住支援事業	おおいた創生推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	移住希望者が実際に移住をするためには、住宅情報の提供や住宅資金の援助、宅地の整備などが必要とされている。一方で人口減少、高齢化等を背景として空き家は増加傾向にあり、その中には利活用可能なものが多い。
事業の目的	地域を担う人材となる移住者の増加、地域活力の向上を図り、空き家の利活用を促進するため、移住者が大分県で新生活を円滑にスタートするための複合的な支援を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容																																																									
1. 移住者居住支援																																																									
(1) 大分県移住者居住支援事業費補助金																																																									
・ 既存補助事業分	62,000 千円																																																								
・ 新規補助事業（家賃補助）分	180 件×200 千円×1/2 18,000 千円																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>①仲介手数料 (5万円)</th> <th>②家財処分 (10万円)</th> <th>③新築・購入 (100万円)</th> <th>④改修 (100万円)</th> <th>⑤引越 (20万円)</th> <th>⑥奨励金 (10万円)</th> <th>⑦家賃 (20万円)</th> <th>追加</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 新築</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td>イ 購入(建売・中古)</td> <td>◎</td> <td></td> <td>◎</td> <td>○※</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 賃貸(アパート等)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>エ 空き家活用</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○※</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td>145万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※移住者が中古又は空き家の購入と同時に改修する場合の補助額は購入と改修あわせて100万円を上限とする。</p>	区分	①仲介手数料 (5万円)	②家財処分 (10万円)	③新築・購入 (100万円)	④改修 (100万円)	⑤引越 (20万円)	⑥奨励金 (10万円)	⑦家賃 (20万円)	追加	計	ア 新築			◎		◎	◎			130万円	イ 購入(建売・中古)	◎		◎	○※	◎	◎			135万円	ウ 賃貸(アパート等)	◎				◎	◎	◎		55万円	エ 空き家活用	◎	◎	◎	○※	◎	◎			145万円						
区分	①仲介手数料 (5万円)		②家財処分 (10万円)	③新築・購入 (100万円)	④改修 (100万円)	⑤引越 (20万円)	⑥奨励金 (10万円)	⑦家賃 (20万円)	追加	計																																															
	ア 新築			◎		◎	◎				130万円																																														
イ 購入(建売・中古)	◎		◎	○※	◎	◎			135万円																																																
ウ 賃貸(アパート等)	◎				◎	◎	◎		55万円																																																
エ 空き家活用	◎	◎	◎	○※	◎	◎			145万円																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支援区分</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th rowspan="2">補助上限額</th> <th colspan="2">負担額</th> <th rowspan="2">追加</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 仲介手数料</td> <td>10/10</td> <td>5万円</td> <td>2.5万円</td> <td>2.5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 家財処分</td> <td>10/10</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 新築・購入</td> <td>-</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 改修</td> <td>2/3</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 引越</td> <td>2/3</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 奨励金</td> <td>-</td> <td>10万円</td> <td>5万円</td> <td>5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 家賃</td> <td>-</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> <td>追加</td> </tr> <tr> <td>⑧ 店舗等開設 29～</td> <td>1/2</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、県補助は移住者が県外からの場合に限る</p>	支援区分	補助率	補助上限額	負担額		追加	市町村	県	① 仲介手数料	10/10	5万円	2.5万円	2.5万円		② 家財処分	10/10	10万円	5万円	5万円		③ 新築・購入	-	100万円	50万円	50万円		④ 改修	2/3	100万円	50万円	50万円		⑤ 引越	2/3	20万円	10万円	10万円		⑥ 奨励金	-	10万円	5万円	5万円		⑦ 家賃	-	20万円	10万円	10万円	追加	⑧ 店舗等開設 29～	1/2	100万円	50万円	50万円	
支援区分	補助率				補助上限額	負担額		追加																																																	
		市町村	県																																																						
① 仲介手数料	10/10	5万円	2.5万円	2.5万円																																																					
② 家財処分	10/10	10万円	5万円	5万円																																																					
③ 新築・購入	-	100万円	50万円	50万円																																																					
④ 改修	2/3	100万円	50万円	50万円																																																					
⑤ 引越	2/3	20万円	10万円	10万円																																																					
⑥ 奨励金	-	10万円	5万円	5万円																																																					
⑦ 家賃	-	20万円	10万円	10万円	追加																																																				
⑧ 店舗等開設 29～	1/2	100万円	50万円	50万円																																																					
(2) 上記(1)のうち東京圏からの就業・起業分	14,000 千円																																																								
(3) 上記(1)のうち東京圏以外からの就業・起業分	28,000 千円																																																								
2. 推進費																																																									

2. 事業実施期間
平成 27 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
空き家の利活用の累計 (戸数)	目 標	120	240	300
	実 績	181	235	357
	達成率	150.8%	97.9%	119%

4. 概要の補足説明

当事業の資金の流れと主な補助対象経費の内容は次のとおり。



(各区分限度額あり)

事業区分	内容
(1) 仲介手数料補助	移住予定者または所有者等に対して、不動産の賃貸借または売買契約に要する仲介手数料を補助
(2) 家財処分補助	移住予定者または所有者等に対して、空き家及びその敷地内にある家財等の撤去、処分費用を補助
(3) 新規建設・住宅購入補助	移住予定者に対して、新規の住宅建設費用または住宅購入費用を補助
(4) 改修補助	移住予定者または所有者等に対して、中古住宅または空き家に居住するために必要な改修費用を補助
(5) 引越補助	移住予定者に対して、住居移転に必要な引越し費用を補助
(6) 移住奨励金	移住を完了した者に対して奨励金を交付
(7) 家賃補助	移住予定者に対して、移住後の家賃費用を補助

5. 監査結果

指摘 2-1	実績報告に対する所管課のチェック
不備事項	市町村から提出された補助事業実績書の添付資料において、下記に記載したような書類上の不備が多く見受けられた。所管課は市町村からの提出資料を鵜呑みにせず、チェックを確実にを行い市町村への指導を適切に行っていく必要がある。

《補足》

当補助金の交付要綱によると、市町村から県に対する事業の実績報告に当たっては、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付することとされている。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 審査表
- (4) 間接補助事業者への支払いが確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

上記(3) 審査表とは、間接補助事業者ごとに補助要件を満たしているかをチェックリスト方式により市町村が確認した資料である。

この審査表について、本来付すべき確認欄にチェックが入っていなかったり、審査確認書類の欄に記載がなかったり、チェック項目(補助要件)の数が少ない旧様式で提出を行うなどの不備が見られた。

このような形式的な不備が目立つ市町村では、補助金の事務が実質的にも適切に行われていないリスクが考えられる。必要に応じて、補助対象者の実在性を確かめることや、関連書類の提出を求めることといった追加的な対応を検討することが望まれる。

指摘 2-2	移住者のフォローアップ
改善事項	当補助金の交付要綱には、補助要件として「補助対象事業を活用して移住した者のフォローアップの実施計画を作成すること」と定められているものの、「何を」フォローアップするのか記載されていない。フォローアップの内容を明確にすべきである。

《補足》

市町村からの資料を入手することが目的化されることのないよう、県がフォローアップを要請する意義や、最低限の内容・項目を明確にしておく必要がある。それにより、市町村のフォローアップについて業務の一定の水準が確保され、市

町村間での比較作業も容易になることが期待される。

フォローアップを「追跡調査」と言い換えてみると、例えば、調査目的として移住者が誓約した居住年数以下で県外に転出した場合がないか（補助金の不当支出や要返還事例の把握）、移住理由や移住後の生活不安の把握といったものが考えられる。

指摘 2-3	情報収集の仕方
改善事項	所管課であるおおいた創生推進課から市町村向けに移住者の属性等の調査が行われているが、市町村照会分には県事業の情報と市町村単独事業の情報が混在して報告されており、県事業分の情報が抽出できないものとなっている。
	事業を行っている担当者が調査前に調査項目を十分検討し、事業の評価・検討の素材としての情報、知りたい情報になっていないのであれば調査項目が見直されるように工夫すべきである。
	なお、県事業の評価を行う際に、県事業の補助対象者以外の情報を含むと、事業成果として誤った結論を導くことになりかねないといった点には留意が必要である。

《補足》

例えば、市町村照会分の移住世帯数と県の補助した移住世帯数は次のとおりとなっている。差には市町村単独の移住施策による世帯数が含まれているものと考えられる。

	市町村照会 移住世帯数	県補助を行った 移住世帯数	差
30年度	592世帯	246世帯	346世帯
元年度	568世帯	314世帯	254世帯

市町村照会分には、①男女別、②Uターン、Iターン別、③年代別、④移住前の住所別（都道府県等）、⑤世帯別（単身か2人以上か）の人数や構成比が報告されているものの、このうち県補助分は区分されておらず県事業と移住者属性との関係が紐づけできない状況にある。

指摘 2-4	補助対象経費の内容の明確化
勸奨事項	補助対象経費である改修補助について、当補助金交付要綱の別表において「中古住宅又は空き家に居住するために必要な改修費用」との記載があるが、具体的な改修内容や範囲が不明確でわかりづらい。市町村及び県担当者等の理解、解釈の程度により異なる運用がなされないよう事例を踏まえるなどの方法により、改修費用の範囲を可能な限り明確にしておくことが望ましい。

《補足》

大分県移住者居住支援事業費補助金Q&Aの【補助条件】において、「改修内容に制限はあるか」との問いに対して「居住者が居住するために必要な改修を対象とする」との回答記載がある。これだけでは、例えば、建物の躯体ではなくエアコンや冷蔵庫の購入などは対象になるのかといった点について、解釈の余地が生じてしまうおそれがある。

指摘 2-5	実績報告における提出資料の簡素化
勸奨事項	特定の市町村からの補助事業実績書の添付資料に、他の市町村からは提出のない、個人（間接補助事業者）から受領した補助金等交付申請書が見られた。提出書類を減らすように助言するとともに、事務の効率性の観点から提出資料を統一することが望ましい。

指摘 2-6	県が上乘せ補助する効果
勸奨事項	<p>所管課によると、住宅購入補助や家賃補助等を市町村ではなく県が行っているのは、九州では本県のみである（移住支援金除く）。本補助制度の効果を判断するには、例えば、補助制度の導入前後において、本県の移住者と九州各県の移住者の伸び率などを比較するといったことが考えられる。ところが所管課は、各県の各市町村の施策が異なるなどの確かな調査結果が収集できないとして、こうした点について、特段の検討を行っていなかった。</p> <p>また、仲介手数料や家財処分、新築・購入、引越等で補助上限額が設定されているが、上限額をそれぞれいくりにするのが最も効率的であるかといった分析が行われた証跡がなかった。</p> <p>事業の効果や効率性について検討できないものについては、より効果や効率性が把握できる事業に資源を投入するよう、事業の見直しを検討することが望ましい。</p>

《補足》

本事業が、移住者数の増加を図るための呼び水となることを狙った事業であろうことは理解できるが、各市町村が移住支援策を行っている中、呼び水を県が支出する必要性、当該支出金額の算定方法、補助対象経費（補助メニュー）の選定経緯、他の移住施策とのウェイト付けといった点が検討、記載された資料が確認できなかった。

例えば、移住者が複数の候補地の中から本県を移住地に決めた理由は、本事業の補助制度であるといった情報が集約されていれば、効果を示すものになり得るが、それを把握するのは容易ではない。

仮に、この事業が効果的であると認められたとすると、金銭的な魅力（経済的支援）により、本県の移住者数が増えたものと解釈できてしまう。そうすると、補助金（の規模）を増やせば移住者が増え、補助金を減らせば移住者も減るといった解釈がなされ、その中で、果たして費用対効果の点でどの規模、金額がもっとも効率的であるか判断できるのであろうか。

また効果が認められたとしても、それが一時的、短期的なものになるという懸念はある。経済的な支援は、地域の魅力や地域内での人間関係、コミュニティといった定住に好影響をもたらすものと判断するのは難しい。

東京圏などの大都市圏を除き、地方では、本県以外でも様々な移住支援業務が行われており、今後も他県との競争激化が懸念される。この経済的支援はいずれ強みがなくなってくることが推察される。

指摘 2-7	補助メニューの簡素化
勸奨事項	補助対象経費、補助率、限度額の種類が多く、実務が煩雑になっている可能性がある。メニューを整理し、目的をいかに効率的に達成できるかについて工夫することが望まれる。

《補足》

市町村からの提出書類の不備が監査で発見されたのは、県や市町村で書類のチェックが適切に行われなかったことのほか、日常的に資料が利用されていないこと、提出資料の記載項目が多すぎることなどが考えられる。補助メニューが多いほど事務は煩雑になり、実績報告でも事業の効果についてそれぞれの件数のみが報告され、提出資料の多くは補助の対象要件に合致するか否かの資料ばかりで、移住支援や定住促進に有用な情報につなぐりにくいものとなっている。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	83,887	80,346	122,388
決算額	69,077	57,989	68,064
一般財源	69,077	57,989	68,064
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	136	150
需用費	33	50
役務費	3	5
使用料及賃借料	107	100
負担金補助及交付金	57,710	67,758
計	57,989	68,064

【企画振興部】

NO	事業名	課・室
3	おおいた留学生ビジネスセンター運営事業	国際政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	国内では、少子高齢化や人口減少に伴う国内需要の縮小が懸念されている一方、経済成長が著しいアジアをはじめとする海外の市場拡大が期待されており、経済面において海外の活力や人材を取り込んでいくことが課題となっている。
事業の目的	経済面において海外の活力や人材を取り込むため、留学生の県内企業への就職や県内での起業を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. おおいた留学生ビジネスセンター運営事業</p> <p>2. 学生ビジネス支援事業</p> <p>(1) 就職支援事業 企業と留学生の交流会、留学生の企業見学会、新採用職員合同研修、「留学生生活用事例集作成」等</p> <p>(2) 起業支援事業 先輩起業家との交流会、ビジネスプラン基礎講座、シニアIM定期相談会等</p> <p>(3) 留学生ビジネス塾 留学生と企業との交流会、現場体験、現役経営者による講演会</p> <p>3. 九州各県連携 九州留学生就職支援事業（就職マッチングサイト運営、広報）</p>

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
留学生ビジネスセンターで支援した留学生の県内就職・起業者数（人）	目 標	10	10	10
	実 績	11	9	14
	達成率	110%	90%	140%

4. 概要の補足説明

同センターに係る利用状況は次のとおりである。

項目名	29 年度	30 年度	元年度
留学生ビジネスセンター 延べ利用者数（人）	5,993	5,000	4,499
起業・就職相談件数	126	178	142
利活用推進セミナー開催数（回）	2	2	2

なお、留学生の県内就職・起業の推移は次のとおりである。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
就職	26	29	45	45	49
起業	3	4	2	4	3

「事業の内容」に掲げられている、1 おおいた留学生ビジネスセンター運営事業、2 留学生ビジネス支援事業については、県からの委託業務により行われている。委託先（受託者）は、特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた（大分市）であり、随意契約により事業が実施されている。随意契約の理由は次のとおりである。

（随意契約の理由）

当該団体は、県内留学生の支援を目的に設立した団体であり、留学生に関する多様な情報を有している。また、平成 29～30 年度における「留学生就職・起業支援施設設置、運営及び管理業務」の受託実績があり、地域（居住市町村）、大学にかかわらず網羅的かつ平等に対応できる団体は県内全ての大学・短大を会員に擁する当該団体一者のみであることから、当該団体と契約を行うこととしたい。

特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいたの設立趣旨は次のとおり。

(設立趣旨)

大分県は、古くは大友宗麟の時代から西洋文明を受け入れるなど、世界に開かれた地域として、全国に先駆けて海外との交流を進めてきました。昨今では、アジア・太平洋の人材育成の拠点づくりを目指し、海外から留学生を積極的に受け入れ、対人口比留学生数では東京都に次ぐ全国第2位の留学生大県となりました。

国際化や高齢化が急速に進展する本県にとって、県内の大学で学ぶ世界78の国・地域からの2600名を超える留学生は、大分県の将来を担う貴重な人的資源であり、これらの留学生の力を地域に導入し、様々な分野に新しい活力を注ぎながら、国際性溢れる人材や国際競争力あるビジネスの育成、さらにはグローバルなネットワークづくり等を進めていくことが期待されています。

一方、グローバル化・情報化の進展、技術革新による産業構造の変化等により、社会が大きく変化を遂げつつある今日、地域における大学の役割は益々重要になっており、地域社会や学生の多様化するニーズや期待に十分応えていくためには、それぞれの大学が、これまでに蓄積した個性を發揮しながら、地域や行政、産業界等との連携及び大学間相互の結びつきを一層強化することが必要となっています。

このような中、平成15年10月、県内の大学、関係自治体、経済団体等が主体となって「大分県留学生関連施策協議会」を発足し、数多くの留学生が学び、生活している本県の地域特性を活かした総合的な留学生関連施策の構築及びこれらの施策を地域が一体となって実施するための大学・地域連合体の設立について検討を重ねてまいりました。

以上の経過のもと、ここに、大学と地域社会が連携して、特定非営利活動法人「大学コンソーシアムおおいた」を設立し、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国際性溢れる人材の育成等に資する事業を行い、もって世界に開かれた活力ある地域づくりに寄与するものとします。

特定非営利活動法人
大学コンソーシアムおおいた
平成16年7月9日 設立総会

また、委託業務に関する仕様書によると、業務内容は次のとおりとされている。

1. 留学生ビジネスセンター運営業務

- (1) 施設の管理及び運営
- (2) 担当職員配置(3名)
- (3) 顧問行政書士配置(1名)

2. 就職支援業務

- (1) 企業や留学生向けの就職関連セミナーの開催
- (2) 留学生の企業見学会

- (3) 留学生の新採用社員合同研修
- (4) 留学生活用事例ガイドブック作成
- (5) 県内就職希望留学生に対する相談・支援
- (6) 留学生採用企業の開拓と助言
- (7) その他、県内経済団体や大学等との連携による留学生の県内就職の増加に資する事業

3. 起業支援業務

- (1) 先輩起業家との交流会
- (2) ビジネスプラン基礎講座
- (3) シニア IM 等定期相談会
- (4) 県内での起業志望留学生に対する相談・支援
- (5) その他、起業支援機関等との連携による、留学生の県内起業の増加に資する事業

4. 留学生ビジネス塾実施業務

- (1) 塾生の募集及び育成
- (2) 講座の実施
- (3) 先輩起業家等との意見交換会及び現場体験の実施
- (4) 塾生による中間報告会及び成果発表会の実施

なお、大学コンソーシアムおおいたは大分市にあるが、当事業であるおおいた留学生ビジネスセンター（通称 SPARKLE）は別府市に位置する。

5. 監査結果

指摘 3-1	委託先団体の指導・監督
勸奨事項	<p>委託先は、県内留学生への支援を目的に、大学や県を含む関係自治体等の協議・連携の上、設立された団体である。委託先は、大学から受益者負担の考えにより会費収入を得ており、内部留保が認められる。</p> <p>現在、会費収入は県委託事業の収益と区別され、法人の管理部門の収入とされているが、他県には会費収入を事業部門に計上しているように推察される類似団体もある。</p> <p>委託先については、団体設立までの経緯、県委託料の法人全体収益に及ぼす影響の程度等を踏まえ、会費収入の計上方法について実態に応じた適切な指導を行う等、指導・監督機能の発揮が求められる。</p>

《補足》

委託先の貸借対照表、活動計算書、事業別損益は次のとおりとなっている。

平成31年度(令和元年度) 活動計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

科目	金額		(単位:円)
I 経常収益			
1. 受取会費			
大学会員受取会費	9,270,000		
一般会員受取会費	1,200,000		
賛助会員受取会費	110,000	10,580,000	
2. 受取委託金			
受取委託金・大分市	1,084,800		
受取委託金・別府市	841,870		
受取委託金・大分県	21,110,313		
受取委託金・臼杵市	91,600		
受取委託金・地域グローバル人材育成・定着協議会	180,000	23,308,583	
4. 事業収益			
留学生による語学教室事業収益	4,575,000		
ビジネスセンター入居者負担金による収入	1,066,969	5,641,969	
5. その他収益			
受取利息収益	773	773	
経常収益 計			39,531,325
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 事業人件費			
給与手当、法定福利費	14,928,682		
人件費 計	14,928,682		
(2) 事業経費			
通信運搬費	152,001		
謝金・活動費	5,085,000		
旅費交通費	657,680		
消耗品費	1,070,310		
消耗・備品費BC用	1,066,969		
会場賃借料	333,430		
交流会費・体験費	998,193		
雑役務費・リース費	2,612,940		
受験料助成	10,500		
加入保険費	77,280		
BC家賃	4,865,897		
雑費・銀行振込手数料	61,246		
事業経費 計	16,991,446		
事業費 計		31,920,128	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当、法定福利費、福利厚生費	4,335,311		
人件費 計	4,335,311		
(2) その他経費			
通信運搬費	330,566		
旅費・交通費	278,650		
消耗品費	426,372		
備品費	705,430		
会議費	22,940		
光熱費	112,773		
地代家賃	81,512		
租税公課	25,000		
諸会費	30,000		
雑費	37,908		
その他経費 計	2,051,151		
管理費 計		6,386,462	
経常費用 計			38,306,590
当期経常増減額			1,224,735
当期正味財産増減額			1,224,735
前期繰越正味財産額			28,546,365
次期繰越正味財産額			29,771,100

決算書から次の点が読み取れる。

- ・(貸借対照表) 法人の正味財産が 30 百万円程度存在している。
- ・(活動計算書) 収益の大きなものは受取委託金(県)と受取会費である。

受取会費の主なものは大学会員からであり、会費の額は留学生の数等に応じて定められている。

事業別損益を見ると、法人は受取会費の全額を事業部門に計上せず管理部門に全額計上しているが、事業を行うために会員会費を受領しているのであれば、当該会費を何らかの形で事業区分に計上、充当することが望ましいと考える。

なお、他県の類似団体において、公益目的事業会計(事業部門)と法人会計(管理部門)に 50%ずつ按分している法人(例(公社)大学コンソーシアム石川)があるので参考にされたい。

指摘 3-2	賃金規程に定めのない人件費
改善事項	<p>留学生ビジネスセンター運營業務に係る人件費については、委託業務に関する仕様書に、担当職員配置(3名)とだけ記載されていたが、当該職員の勤務日数や時間、業務内容が記載されていなかった。実際、事務職員2名と管理職員1名の勤務時間や時間当たり単価も大きく異なっているものの合理的な説明が記載されていなかった。また、雇用契約書は入手されているものの、法人における賃金規程は簿冊に添付されていなかった。なお、管理職員分については、賃金規程では定めのない金額が支出されていた。</p> <p>当該委託事業は随意契約とされ、当該職員の人件費が全額公金(委託費)により負担されていることを鑑みると、例えば、職員については公募による採用を促し、一定の資格を必要とする場合にはその理由、金額の基準などを仕様書に付すなど、取引の客観性や透明性を担保しておくことが望ましい。</p>

指摘 3-3	資料間の不整合
不備事項	<p>実績報告書に添付されていた県内旅費請求書と出勤簿が整合しているかを確認したところ、職員3名すべてにおいて資料の不整合等の不備が見られた。委託費に係る不正の発生可能性にも十分留意して、提出書類を確認する必要がある。</p>

《補足》

おおいた留学生ビジネスセンター運營業務の委託契約書において、受託者は、

委託業務が完了したときは、留学生就職・起業支援施設設置・運営及び管理業務実績報告書を県に提出されることとされている。

運營業務実績報告書には、事業実績書、収支精算書、事業に要した経費を証明する書類を添付することとされているが、このうち、事業に要した経費を証明する書類として提出された出勤簿に、下記のような不備が見られた。

- ・同一の出勤日が複数記載されていた。
- ・実際と異なる出勤日が記録されていた。
- ・出勤簿の押印がされていなかった。

今後は、委託先に出勤簿の記載を適切に行うよう指導する必要がある。また、仮に私用の領収書に基づき旅費請求書が作成されていた場合、出勤簿と他の勤務実績がわかる資料とを照合すると発見できる可能性もあることから、必要に応じて出勤簿と旅費請求書の突合を、サンプルを数件抽出して実施することを検討されたい。

指摘 3-4	委託業務の記録
改善事項	委託業務の仕様書に業務報告書の作成や提出等が求められていない。他の事業においては、仕様書に相談受付カードや業務日誌、業務状況報告書の整理を要求し、定期的な資料提出を求めている委託業務も見られる。本事業においても、業務を記録する意義や資料の活用方法を検討した上で、日誌や報告書の作成を促す必要がある。

《補足》

委託契約書においては、受託者は委託業務が完了したときは、留学生・起業支援施設設置、運営及び管理業務実績報告書を県に提出することとされているが、日常的な業務日誌の作成や月次の定期報告については、契約書や仕様書にも定めがなかった。なお、参考となる事業としては、ふるさと大分UIJターン推進事業における、おおいた移住・交流情報発信・相談対応業務が挙げられる。

指摘 3-5	就職受け入れ先の確保
改善事項	<p>当事業の仕様書には、留学生採用企業の開拓と助言が定められていたものの、留学生採用企業名や受入可能な企業数などは、実績報告書の記載事項に定められておらず、具体的な報告がなかったことから、どの程度委託先が留学生採用企業の開拓を行ったのか、その成果が判断できなかった。</p> <p>当事業を遂行することにより、留学生の県内就職を進めていくためには、採用企業の確保は極めて重要な事項である。今後は、仕様書や実績報告書の記載事項を見直し、留学生採用企業数の報告を求めるとともに、受け入れ可能な人材要件、業務内容、勤務形態等を可能な限り詳細に把握・整理していく必要がある。</p>

《補足》

事業の最終的な成果は、留学生の就職・起業者数の獲得にある。所管課とのヒアリングにより、県内就職を伸ばすためには、受け入れ可能な企業の獲得、説明会への参加企業数の増加、グローバル思考である留学生に対する企業の理解の促進といった点に対する問題認識が見られた。所管課の認識が、仕様書や実績報告書の報告事項に適切に反映され、事業が履行されるよう改善する必要がある。

指摘 3-6	留学生OB・OG職員の採用
勸奨事項	<p>運営委託業務の担当職員として、留学生のOB・OGを積極的に採用することも検討されたい。</p>

《補足》

所管課によると、運営委託業務は海外留学経験のある日本人の職員が採用されている状況であるが、一時的なインターンやアルバイトを除き、国内留学経験の外国人は採用されていないとのことであった。

国内留学経験のある外国人（留学生OB・OG）を採用することにより、採用情報の不明瞭さに対する留学生の不安解消、グローバル思考である留学生が知りたい企業情報や将来戦略の情報開示を進める際に、効果的となる可能性が期待できる。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	21,399	22,601	24,627
決算額	21,399	21,062	21,794
一般財源	10,700	10,531	10,897
繰入金	0	0	0
国庫	10,699	10,531	10,897

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
委託料	20,342	21,110
負担金補助及交付金	720	684
計	21,062	21,794

【企画振興部】

NO	事業名	課・室
4	バス乗務員確保対策支援事業	交通政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	バス乗務員不足が顕在化しつつあり、地域住民の重要な移動手段である路線バスやコミュニティバスの運行維持に影響が出ているため、乗務員の確保が必要である。
事業の目的	乗合バス事業の人材確保を図るため、乗合バス事業者が行う乗務員確保の取組に要する経費に対し助成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 各バス事業者が行う乗務員不足対策に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象事業者 大分バス（株）、大野竹田バス（株）、臼津交通（株）、大分交通（株）、国東観光バス（株）、大交北部バス（株）、玖珠観光バス（株）、亀の井バス（株）、日田バス（株）の9社 ○補助条件 対象事業者は、バス乗務員確保に関する取組計画を予め作成 ○補助率 1 / 2 ○補助限度額 対象事業者からの申請額が予算額を上回った場合は、予算額の範囲内で調整する。 ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大型二種免許取得支援制度に要する費用の補助 (2) 広告宣伝費に要する費用の補助 (3) 県内外での就職説明会に要する費用の補助 (4) 運転体験会に要する費用の補助 (5) 就労環境の改善に要する費用の補助

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規採用乗務員数（人）	目 標	—	—	48
	実 績	—	—	56
	達成率	—	—	85.7%

4. 概要の補足説明

県内の乗り合いバス乗務員数（人）の推移

27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
791	778	779	768	783

県内バス事業者乗務員年齢構成（%、令和元年 9 月末時点）

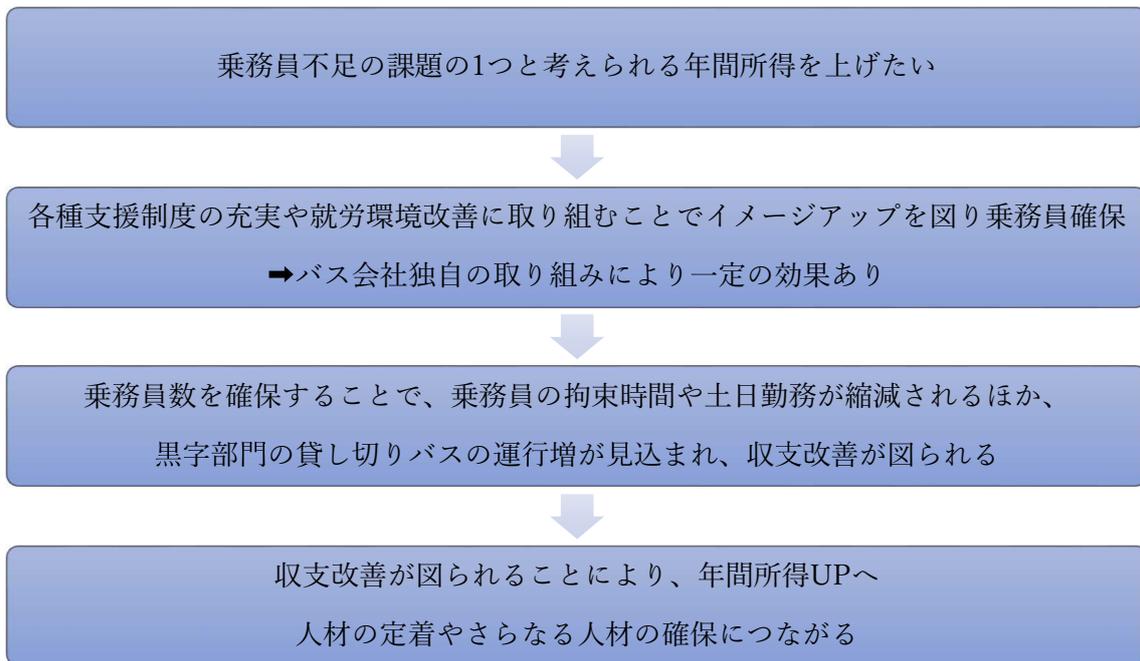
20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
3	10	24	35	27	2

所管課は、事業を構築するに当たって、乗合バス乗務員の現状と課題、乗務員確保までの流れを次のように説明している。

<現状と課題>

県内のバス乗務員	年齢構成	乗務員不足の要因
<ul style="list-style-type: none"> 乗務員不足が顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> 50歳代の層が厚く、若年層の新規採用数が少ない 50歳代が引退した後、深刻な乗務員不足に陥る 	<ul style="list-style-type: none"> 他業種に比べ年間所得が低い 拘束時間が長い 土日勤務が多い 年間の休日数が少ない

＜乗務員確保までの流れ＞



5. 監査結果

指摘 4-1	補助メニューの見直し
勸奨事項	<p>乗合バス乗務員不足の原因は、所得・就労環境にあるが、その背景に乗合バス事業の経営難が推察される。自家用車が普及し、人口が減少する社会において乗合バスの輸送人員も減少する中で収益を改善することは、一朝一夕に解決されるほど容易ではない。そのような中、現行の県の補助メニューも根本的な解決策には至っておらず、予算執行率を見ても事業者のニーズに応えられているものとは判断できず、手詰まり感の状況である。</p> <p>事業のアイデア等を社内外から募集するイベントの開催、バス総合情報誌とのタイアップ、経営者の外部登用に対する支援など、既存の枠にとらわれないアイデアの醸成、社員の意識改革につながるような支援策を構築することができないか検討されたい。</p>

《補足》

当事業の補助対象経費は、①大型自動車第二種運転免許取得に要する経費、②乗合バス乗務員募集に関する広告宣伝活動に要する経費、③乗合バス乗務員確保のための就職説明会の開催・出展に要する経費、④車庫等の敷地で行う乗合バス車両の運転体験会開催に要する経費、⑤乗合バス乗務員の就労環境の改善に

要する経費とされているが、事業の当初予算額 16,450 千円に対して決算額は 5,243 千円であった。

指摘 4-2	事業計画の履行報告
改善事項	<p>県は、実績報告において補助対象経費とならない事業の概要の記載や、計画の履行可否及びその根拠資料の提出等を求めているが、事業実施要領や補助金交付要綱において、当該事業の履行可否は補助条件とはされておらず、補助対象経費以外の添付資料まで提出させるのは、事業者には過度な事務負担を生じさせるものと考えらる。報告内容や提出資料の簡略化を検討すべきである。</p>

《補足》

県は、事業承認や補助金交付申請時に、事業者の乗合バス乗務員の確保や所得向上のための「新たな」取組について発生する取組の概要説明、「新たな」取組に係る事業費見込額が県費補助見込金額の同額以上になることを要求し、実績報告の際には、その顛末や計画未達の理由記載、積算の根拠資料を添付するよう求めている。

大分県バス乗務員確保対策支援事業実施要領において、補助対象事業者は県内に主たる営業所を有する道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業を営業者とする一定の者とされ、補助対象経費は、乗合バス乗務員確保等の取組に要する経費のうち知事が認めるものとされ、「新たな」取組とは指定されていない。実施要領上「新たな」取組等に関する計画の策定は求めているが、当該取組の達成の可否は補助条件とはなっていない。

なお、「新たな」取組として、事業承認前に既に事業者で行われた年度当初の昇給実績資料が提出され、実績報告の際にも同様の報告、資料提出がなされたといった有用性の乏しいケースも見受けられた。

指摘 4-3	社内請求書に基づく補助金精算
不備事項	<p>社内請求書に基づく広告費が、補助対象経費として認められ支出されているケースが複数見受けられ、領収書は提出されていなかった。社内でも、部門別で経理処理が明確に行われている場合は、補助対象として認めているとの回答を受けたが、客観的な（社外）支出の実績が認められていないこと、実際に社外に支払った額に利益を付加して請求書を作成することが認められてしまうこと等のリスクを踏まえると問題がある。</p>

《補足》

請求元の広告部門から社内的人事部門に請求書を出すといったケースを想定した場合、対象経費の取引先が社内や関係会社であるならば、取引金額や取引条件が第三者の取引と同程度になっているか、補助対象者に過大な金額が支払われていないかといった点において、疑念を持たれる可能性が考えられる。

給与のように外部からの請求書を入手することは困難なものであっても、少なくとも給与振込を行った出金明細などを入手すれば、実際に給与が支出された蓋然性は把握できる。これに対し、広告費や消耗品費などについて、社内請求書のみでは、実際にその金額が社外に支出されたかどうかはわからず、実際に発生していない経費（いわゆる架空経費）に対して補助してしまうといったリスクにもつながりかねない。

指摘 4-4	事業実績報告書の添付書類
不備事項	事業実績報告書の添付書類として 50,000 円以上の取引で印紙のない手書きの領収書が提出されていたが、所管課が事業者を確認を行った証跡はなかった。領収書に印紙の貼付がない、手書きといった点は、架空経費の兆候のリスクとして捉えた上で、事業者を確認して補助対象経費として安易に認めることのないように改善すべきである。

指摘 4-5	補助対象外と疑われかねない支出
不備事項	補助対象経費で認められているのは、乗合バスの乗務員の募集に関する広告宣伝費であったが、案内所のスタッフ募集に関する広告宣伝費に関しても、補助対象経費として支出されているようにも受け取れる。必要に応じて、補助金の返還を検討すべきである。

《補足》

大分県バス乗務員確保対策支援事業費補助金交付要綱別表によると、補助対象経費となっているのは、「乗合バス乗務員」募集に関する広告宣伝活動に要する経費であり、「案内所のスタッフ」は「乗合バス乗務員」ではないため、対象とならないと見られる。

問題の対象経費となった折込チラシは、表面がバス運転士募集のものである一方、裏面は案内所のスタッフ募集となっていたのに、チラシ代の全額が対象経費とされていた。チラシが裏表でそれぞれ別の募集となっている場合は、合理的な配分をもって按分して請求するのが妥当である。

指摘 4-6	補助対象経費の範囲
勸奨事項	<p>乗合バス車両の運転体験会（説明会）開催に要する経費として、参加特典用として1人当たり500円のQUOカードが支出されていたケースがあった。</p> <p>補助金交付要綱上には具体的な使途が記載されていないことから、要綱違反とは判断できないものの、金品の配布は補助金の趣旨、目的に照らした上で補助対象経費として必要なものなのかどうか所管課は協議し、今後は、要綱やQ&Aに具体的な使途を明記する、あるいは補助対象外の使途を例示するといった対応も検討することが望ましい。</p>

《補足》

大分県バス乗務員確保対策支援事業費補助金交付要綱上では、上記運転体験会開催事業については、補助対象経費として「車庫等の敷地内で行う乗合バス車両の運転体験会開催に要する経費」の記載にとどまっている。

指摘 4-7	実績報告の記載内容
不備事項	<p>事業実績報告書の事業の成果の欄に、「就労環境の改善によって乗務員1名の採用があった」と記載があったが、説明不足で記載内容が粗雑であった。事業の成果を適切に報告させ、検討するよう改善する必要がある。</p>

《補足》

対象となった就労環境改善事業で実施されたのは、乗務員控室への冷蔵庫の設置と洗濯機の設置の経費に対する補助である。これをもって乗務員1名の採用があったことを成果としていたが、乗務員控室の備品の配置で乗務員の採用が可能になったとする報告は、成果が過大評価されているものと思われる。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	16,450
決算額	—	—	5,243
一般財源	—	—	2,650
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	2,593

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金 (大型二種免許取得支援制度に要する費用を除く)	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
負担金補助及交付金	—	5,243
計	—	5,243

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
5	生活困窮者自立支援事業	福祉保健企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者が増加しており、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化が求められている。
事業の目的	生活困窮者の自立促進を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する総合的な相談支援等を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 県所管部（3町1村）における生活困窮者支援の実施（必須及び任意）</p> <p>(1) 自立相談支援事業の実施（必須、国3／4、県1／4） 総合相談窓口を設置し、自立支援計画を策定するとともに個別支援を実施。</p> <p>(2) アウトリーチ（情報把握のための積極的な訪問）支援員の配置（任意、国10／10） 支援に繋がりにくい生活困窮者を早期発見するためのアウトリーチ支援員を総合相談窓口配置。</p> <p>(3) 住居確保給付金の支給（必須、国3／4、県1／4） 離職により住宅を失う者に対し、家賃相当額を有期で支給。（3ヶ月、最長9ヶ月まで延長）</p> <p>(4) 就労準備支援事業の実施（任意、国2／3、県1／3） 就労経験のない者等に対し、就労に向けた日常・社会的自立のための訓練を実施。</p> <p>(5) 家計改善支援事業の実施（任意、国2／3、県1／3） 家計に関する専門的な支援（キャッシュフロー表の作成等）を通じ、家計管理能力の向上を図る。</p>

2. 県内の生活困窮者支援体制の整備（任意）

支援を必要とする生活困窮者に対し、県内全域どこにおいても必要な支援が行き届く支援体制を整備するため、以下の事業を実施する。

(1) 生活困窮者自立支援制度推進検討会議の開催（任意、国1／2、県1／2）

市町村及び関係機関で構成する検討会議を開催し、生活困窮者自立支援の質の向上を図る。

(2) 生活困窮者支援従事者研修の実施（任意国1／2、県1／2）

各事業に従事する相談員等の質の向上を図るための研修を実施。

(3) 生活困窮者就労訓練推進事業の実施（任意、国1／2、県1／2）

就労訓練アドバイザーを設置し、就労訓練事業所の開拓や訓練業務の相談対応等を実施。

2. 事業実施期間

平成27年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度
就労支援対象者のうちプラン作成により就労・増収した者の割合（%）	目標	—	70.0	70.0
	実績	—	66.3	54.0
	達成率	—	94.7%	77.1%

4. 概要の補足説明

成果指標については、近年、相談者が抱える課題が多様化しており、単なる生活困窮にとどまらず、ひきこもり等長期継続した支援が必要な課題を抱える相談者数が増加傾向にあることから、相談後に就労・増収に結びつく割合が減少していると推測される。

なお、目標値については、国が定めるKPIを採用している。

5. 監査結果

指摘	5-1	作業場所指定通知について
不備事項		自立相談支援事業を委託している県所管部3町1村（玖珠町、九重町、日出町、姫島村）の社会福祉協議会のうち、2町については、令和元年度分まで作業場所指定通知書が収受されていなかった。必要な書類は漏れなく収受すべきである。

《補足》

大分県では、委託契約書において「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務を以て管理しなければならない、としている。この「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」第5条第3項によれば、受託者は機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない、としており、実務上は委託者である県が、受託者から文書による通知書を収受している。

当該事業の一環として行われている自立相談支援事業は、県の所管である3町1村の社会福祉協議会に委託されている。令和元年度の簿冊を閲覧したところ、このうち2つの社会福祉協議会については通知書の収受がなされていなかった。担当者はこれに気づき、令和2年度からは収受するようにしたということであった。

収受すべき文書の漏れといった事務手続上の比較的単純なミスは、内部統制（チェック体制）を整備することで防止できると考える。具体的には、担当者同士で互いの業務内容をチェックしあうダブルチェックがあるが、人員の関係で無理ということであれば、予め作成したチェックリストに従って漏れがないかチェックしていくという方法もある。

現状の業務に負担をかけず、かつ単純なミスを防止するための内部統制の導入を検討されたい。

指摘 5-2	生活困窮者自立相談支援事業の利活用促進について
勸奨事項	年間を通じて実施されている割には相談件数が多いとは言えず、結果的に支援件数も少ない状況である。窓口対応だけでは、支援が必要な生活困窮者を全て拾い上げることは困難であると考えられるため、支援が必要と思われる生活困窮者に対して積極的に接触を図ることに重点を置き、潜在的な要支援者の掘り起こしに努められたい。

《補足》

（生活困窮者自立相談支援事業）

令和元年度における、県が所管している3町1村（玖珠町、九重町、日出町、姫島村）の当該事業の実施状況は、以下のとおりである。

町村	相談件数	支援決定数
玖珠町	33 件	16 件
九重町	26 件	8 件
日出町	82 件	11 件
姫島村	4 件	0 件

(令和元年度事業実績書より)

相談員も複数名配置し、年間を通じて実施している事業ではあるが、全体的に相談件数が少なく、結果的に支援決定者数も低調のように思える。相談件数と支援決定数に開きがあるのは、支援決定に至る前に生活福祉資金の貸付や生活保護等適切な関係制度・機関につなぐ場合や、電話相談のみで終了するケースが多いためということであった。

また、自立相談支援事業に付随して実施されている生活困窮者就労準備支援事業の支援者数は、九重町、玖珠町で各々2名、日出町で3名、子どもの学習・生活支援事業は、日出町で3名の利用にとどまっていた。これも、支援の入口となる自立相談支援事業の相談数自体の少なさに起因しているものと思われる。

平成30年10月に成立した改正生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業等の利用勧奨が努力義務化され、支援体制の強化が図られており、同事業等を利用した生活困窮者の支援が、より一層重要度を増していると言える。そのような中、同事業等の活用を促進し、相談件数、支援決定数を増やしていくためには、今までの方法では支援に繋がらなかった要支援者の掘り起こしを進めていくことが必要である。

生活困窮者の中には、長期間ひきこもり状態にあるなど、窓口に来て相談すること自体が困難なケースも多いと思われるが、従来の相談窓口対応だけではこのような生活困窮者は早期の発見が難しい。このため、ひきこもり対策を行っている部局との情報交換、共有により支援対象者を選定したうえで、支援員が直接自宅を訪問する等、いわゆるアウトリーチに、今後は、より一層注力していくべきである。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	25,867	25,607	32,656
決算額	25,867	25,196	30,369
一般財源	6,971	6,420	8,455
繰入金	0	0	0
国庫	18,896	18,776	21,914

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
生活困窮者就労準備支援事業費等負担金	3/4
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	10/10、2/3、1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	63	10
需用費	6	0
役務費	6	0
委託料	25,121	30,359
計	25,196	30,369

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
6	医療機関医師等支援事業	医療政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	産科医等の地域偏在の解消や、女性医師の出産・育児等のワークライフバランスの確保を図るため、産科医等や勤務医の勤務環境の改善が課題となっている。
事業の目的	産科医や勤務医等の確保・定着を図るため、産科医、勤務医等の処遇改善を図る病院等の取組に対し支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 医療勤務環境改善支援センター運営事業 医療従事者の離職防止、定着促進を図るために勤務環境改善に取り組む医療機関を経営と労務管理の両方から総合的にサポートするセンターを運営する。</p> <p>2. 産科医等確保支援事業 分娩手当を支給する分娩取扱機関に対して助成する。</p> <p>3. 女性医師短時間正規雇用支援事業 短時間正規雇用の導入により、女性医師の出産・育児等と勤務との両立を支援する医療機関に対して助成する。</p> <p>4. 女性医師復帰支援体制整備事業 女性医師が円滑に職場復帰するための支援体制の整備に対して助成する。</p>

2. 事業実施期間

平成 21 年～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
短時間正規雇用支援事業 対象女性医師数（人）	目 標	5	5	7
	実 績	5	7	6
	達成率	100.0%	140.0%	85.7%

4. 概要の補足説明

大分県は女性医師の割合は九州では3番目であるが、全国平均 21.9%を下回っている。

医療施設従事医師に占める女性医師の割合

	30 年		
	医師数	女性医師数	割合
佐賀県	2,293	498	21.7%
福岡県	15,454	3,146	20.4%
大分県	3,148	597	19.0%
長崎県	4,108	781	19.0%
宮崎県	2,666	498	18.7%
熊本県	5,091	932	18.3%
鹿児島県	4,370	774	17.7%
全 国	311,963	68,296	21.9%

医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

平成 20 年から平成 30 年で女性医師数を比較すると、平成 20 年 451 人、平成 30 年 597 人となり、146 人の増加が生じている。また女性医師の割合も 15.9% から 19.0% となり、3.1%の増加がみられる。

医療施設従事医師に占める女性医師の推移

	20年			22年			24年		
	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合
大分県	2,839	451	15.9%	2,931	495	16.9%	3,040	531	17.5%
福岡県	13,557	2,240	16.5%	13,907	2,423	17.4%	14,391	2,628	18.3%
佐賀県	2,051	372	18.1%	2,082	380	18.3%	2,106	391	18.6%
長崎県	3,806	558	14.7%	3,856	591	15.3%	3,883	624	16.1%
熊本県	4,450	657	14.8%	4,679	752	16.1%	4,814	801	16.6%
宮崎県	2,470	354	14.3%	2,501	391	15.6%	2,567	445	17.3%
鹿児島県	3,876	545	14.1%	3,965	576	14.5%	4,067	635	15.6%
全国	271,897	49,113	18.1%	280,431	53,002	18.9%	288,850	56,689	19.6%

	26年			28年			30年		
	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合	医師数	女性医師数	割合
大分県	3,054	528	17.3%	3,115	574	18.4%	3,148	597	19.0%
福岡県	14,912	2,862	19.2%	15,188	3,009	19.8%	15,454	3,146	20.4%
佐賀県	2,222	453	20.4%	2,292	475	20.7%	2,293	498	21.7%
長崎県	3,988	690	17.3%	4,042	747	18.5%	4,108	781	19.0%
熊本県	4,938	848	17.2%	5,001	904	18.1%	5,091	932	18.3%
宮崎県	2,598	459	17.7%	2,613	474	18.1%	2,666	498	18.7%
鹿児島県	4,134	683	16.5%	4,304	708	16.4%	4,370	774	17.7%
全国	296,845	60,495	20.4%	304,759	64,305	21.1%	311,963	68,296	21.9%

5. 監査結果

【医療勤務環境改善支援センター運営事業】

指摘 6-1	業務従事者を変更する際の資料の不備
改善事項	<p>令和元年11月1日に、機密保持及び個人情報保護法に関する特記事項に関する報告書（変更）が申請され、業務従事者の変更が行われている。平成31年4月1日に提出された報告書には、業務従事者が公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタントである旨の記載が行われていたが、変更届にはその旨の記載がなく、認定書の写し等も添付されていなかった。</p> <p>変更となった業務従事者が、業務従事者となる資格を有しているかの確認が行われているか不明瞭であった。</p> <p>監査人が確認したところ、変更者は認定登録を受けたものであり、問題はなかったが、変更の際には認定登録を確認した証跡を残し、簿冊に保管する必要がある。</p>

《補足》

平成31年度医業経営アドバイザー事業委託仕様書の第5 事業内容、2業務実施者の確保（1）医療経営アドバイザーの確保、には公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の認定登録を受けたものを医業経営アドバイザーとして1名以上確保するように定めている。

指摘 6-2	報告書の添付もれ
改善事項	<p>10月17日の医療機関等個別支援業務結果報告書（様式第一号）が簿冊にファイリングされておらず、活動内容の確認が行うことができなかった。簿冊には漏れなくファイリングしておくべきである。</p>

《補足》

Eメールを通じての電子データ上の提出が主流となっており、Eメールを受信した担当者はデータ上での確認を行っていたが簿冊への添付を怠っていた。現状は、書面で保管することが求められていることより、漏れなく出力を行い保管する必要がある。

【産科医等確保支援事業】

指摘 6-3	アウトカム、アウトプット指標について
勸奨事項	この事業は他の3つの事業と比較しても最も予算が大きい事業であるが、アウトカム、アウトプット指標が定められていない。金額の重要性から考えると、指標を定め、事業の有効性を検証すべきである。例えば、産科・産婦人科医師及び助産師の確保すべき数字を定め、その数字の達成度合いを目標数値とすることが考えられる。

【女性医師短時間正規雇用支援事業】

指摘 6-4	アウトプット指標について
勸奨事項	<p>アウトプット指標では、短時間正規雇用支援事業対象施設数を指標に定めており、初年度から3年度までの目標は3施設となっている。県の予算も限られていることより、目標とする施設数は決して多い数字とは言えない。また、この制度は、対象となる医師が継続して勤務をしているならば、毎期申請が可能となっていることより、3施設の中には過去から継続して申請している病院も含まれている。</p> <p>代替医師を確保することが困難な状況もあり、この制度を採用する病院は少なく、アウトプット指標も目標値が3病院となっており極めて少ない数と思える。</p> <p>そのため、この制度は限られた病院だけで使用されていることより、短時間労働の女性医師の増加には大きな影響を与えているとは考えにくい。多くの病院で採用しやすい制度を検討する必要がある。</p>

《補足》

この毎期同数のアウトプット指標では、短時間正規雇用支援事業対象施設が増加したとは判断できないことより、目標は前年数より増加するように設定すべきである。

また、コロナ禍において短時間しか勤務ができない女性がオンライン診療に携わることも、女性医師の活躍の場所の増加につながるものとする。

【女性医師復帰支援事業】

指摘 6-5	指標の未確認
改善事項	追加事業として単年度のみのものである。アウトカム指標に女性医師の復帰率100%、アウトプット指標に医療機関への紹介率100%と目標を定めているが、単年度予算ということもあり、県ではその成果を確認していない。
	また、今回の事業の目的は、今までは大分大学の学生や医師のみが利用していた女性医療人キャリア支援センターを学外の者も利用できるようにするために支援したものであるが、学外の者の利用状況の確認を行っていない。学外の者の利用状況の確認を行う必要がある。

《補足》

大分県内の女性医師数と女性医師割合を見てみると、平成18年度403人(14.6%)から平成28年度には171人増加し、574人(18.4%)になっており、事業も一定の効果が見られる。女性医師の育休取得・復帰者数の数(大学病院)は、平成27年度の実績は育休2人で復帰6人であったが、平成29年度では育休14人、復帰11人となっており、復帰医師の増加も見られている。

また、下の表は産休・育休を取得した人数を示しており、平成28年と平成30年を比較すると、18人から32人に増加している点は評価できるが、無職者も増加がみられる。無職者の増加に関しては、原因を調査されたい。

年代別女性医師数

大分県	28年				30年			
	医療施設 従事者数	年代別割合	産休 育休	無職	医療施設 従事者数	年代別割合	産休 育休	無職
20代	76	13.2%	2		84	14.6%	5	
30代	172	30.0%	11	2	158	27.5%	27	4
40代	160	27.9%	5		173	30.1%		1
50代	100	17.4%			112	19.5%		1
60代	48	8.4%			45	7.8%		
70代	11	1.9%			17	3.0%		1
80代～	7	1.2%			8	1.4%		
計	574		18	2	597		32	7

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	37,207	46,378	53,431
決算額	34,633	40,920	47,537
一般財源	0	0	0
繰入金	34,633	40,920	47,537
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
需用費	0	23
役務費	0	12
委託料	3,069	2,802
負担金補助及交付金	37,851	44,700
計	40,920	47,537

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
7	地域医療を担う医師確保対策事業	医療政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	医師の地域偏在や特定診療科における医師不足が課題となっており、県内各地域における医療提供体制の確保が求められている。
事業の目的	地域の中核的な病院の地域偏在及び医師不足に対応するため、大学や地域中核病院等と連携して地域医療を担う医師を育成・確保する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 総合的な医師確保対策	大学、地域中核病院等と連携して地域医療を担う医師を確保する。 (1) 医師確保に関する協議会（地域医療対策協議会等）の開催 (2) 医師確保に関する情報発信（ドクターバンクおおいたの運営等） (3) 臨床研修病院合同説明会の開催
2. 大分県医師研修資金貸与事業	地域の中核的な病院や小児科・産婦人科で後期研修を行う医師に対して、研修資金を貸与する。
3. 大分県医師留学研修支援事業	地域の中核的な病院や小児科・産婦人科に勤務する医師の診療技術修得のため、国内外での研修費用（給与、旅費等）を助成する。

2. 事業実施期間

平成30年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修資金貸与修了者 (直近5年間)の県内 定着率(%)	目標	—	90	90
	実績	—	91.6	89.7
	達成率	—	101.7%	99.6%

4. 概要の補足説明

5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘 7-1	ドクターバンクおおいたについて
勸奨事項	民間企業が運営する医師の求職情報サイトが多数存在する中で、ドクターバンクおおいたが必要なのか検討されたい。

《補足》

「ドクターバンクおおいた」とは、平成18年度から大分県が実施している医師の無料職業紹介事業である。県内の医療機関に就職を希望する医師から求職情報を募集し、県内の医療機関から募集した求人情報をマッチングさせて、現役医師の県内へのU・Iターンを促進することを目的として実施されている。

「ドクターバンクおおいた」の利用状況について、所管課に質問及び資料の閲覧を行ったところ、年間1名から2名程度の問い合わせがあり、平成18年度から令和元年度までのマッチング実績は8名ということであった。10年以上実施している事業であることを考慮すれば、決して実績数が多いとは言えない。

この点について、所管課では、民間が運営する医師の求職情報サイトが多数ある中、大都市圏等の自治体と比べ決して訴求力が高いとは言えない本県の事情を考慮すれば、利用者が少ないのはやむを得ない、実際には退職等を契機に地元である本県の医療機関への転職を希望する医師の利用が多いことから、常時に情報を掲載しておくことが重要であるとの見解であった。

しかしながら、所管課の見解にもあるように、近年はインターネット上でマッチングが完結する医師の求職情報サイトも多数存在するようになり、当該事業の開始時に比べれば、医師の求職方法も変化してきたと考えられる。そのような変化が見られる中で、今後も当該事業を継続していく必要性には疑問を持たざるを得ない。10年以上実施してきた事業であり、一定の役割は果たしたと考え、この事業については、そろそろ民間の事業活動に委ねてもよいのではないだろうか。

また、継続していくにしても利用を促進するための何らかの方策（民間並みの使い勝手を実現するなど）が必要となろう。いずれにしても、当該事業の今後のあり方については検討の余地がある。

指摘 7-2	大分県医師留学研修支援事業について
勸奨事項	当該事業の活用が特定の法人に偏っているため、より多くの法人に活用してもらおう事業に出来ないか検討されたい。

《補足》

医師留学研修支援事業とは、地域の中核的な病院や知事が指定する小児・周産期を担う病院等に勤務する医師が国内外で留学・研修をする場合、勤務先の病院が留学・研修中に支給する給与、旅費等の費用の一部を補助する事業であり、診療技術の向上を目的としている。

当該事業の実施状況について、資料を閲覧し、所管課に質問したところ、当該事業の対象となる病院は20病院あるものの、ある特定の病院に利用が偏っており、ここ数年はその病院以外の利用がほぼない状況であった。所管課の説明では、当事業は補助対象が医師個人ではなく、研修を行う医師の人件費を負担する病院であり、かつ、研修期間中の代替医師の確保が必要という2点の条件があるため、医療機関にとってハードルが高くなっており活用されにくいという問題がある、ということであった。

地域中核病院等に勤務する医師に対して、先進医療を学び医療技術の向上を図る機会を提供することは、医師不足の解消にも繋がることが期待される重要な施策と言えよう。過去には、当該事業を活用して海外の大学等で研修を行った事例もあることから、当該事業に対する潜在的な需要はあるのかもしれない。

故に、活用が特定の病院に偏りまた予算の執行率も低い（令和元年度予算額10,500千円、予算執行額3,000千円）現状は改善すべきであろう。所管課では、より幅広く多くの医療機関に活用してもらおうため、制度の見直し（要件緩和）を行うとともに、Web広告や掲載や代替医師の派遣元となる医局へ直接出向いて説明をする等周知を図っているとのことであった。このような取組によって、当該事業がより活用されることを期待したい。

指摘 7-3	大分県医師研修資金貸与事業の勤務義務期間について
勸奨事項	当該事業における貸与期間が最長3年間であるのに対して、勤務義務期間は1年間である。貸与期間の長さ比べて勤務義務期間が短いと考えられるため、勤務義務期間について検討されたい。

《補足》

大分県医師研修資金貸与事業とは、県内の病院等において後期研修を受けている医師に対し医師研修資金を貸与することにより、地域における医療提供体

制の確保を図ることを目的とした事業であり、概要は以下のとおりである。

貸与対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定医療機関で専門研修を行う医師 ・ 特定診療科（小児科・産婦人科）の専門研修プログラムに登録し、県内の病院又は診療所で専門研修を行う医師
貸与期間	3年以内
貸与月額	15万円
返済免除要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門研修を修了した後、県内の病院又は診療所（小児科又は産婦人科の医師にあつては特定診療科）において、医師の業務に1年間従事したとき。 ・ 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

上記表の返済免除要件に記載しているとおり、返済免除を受けるために専門研修終了後に、県内の病院等に勤務しなければならない期間（勤務義務期間）は1年間である。一方、貸与期間は最長3年間、貸与額は月額15万円であるから、1年間借りれば180万円、最長の3年間借りれば540万円となる。即ち、貸与期間の長さや貸与額の多寡に関わらず、勤務義務期間は一律1年間となっているわけであるが、貸与期間が長く貸与額が多い者も貸与期間が短く貸与額が少ない者も一律に勤務義務期間が1年というのは、公平性の観点からは疑念を抱く。

勤務義務期間を一律1年間にすることで、利用する側は利用しやすくなり、当該事業の活用促進にも繋がるというメリットはあるかもしれない。しかし、貸与期間が長く貸与額が多い者はより多くの恩恵を受けているわけであるから、それ相応の義務が発生するだろうしその逆もまた然りである。

そのような公平性の観点に立脚すれば、少なくとも勤務義務期間は貸与期間と同期間であることが適当と考える。当該事業は、他の都道府県でも実施されていることから、他の都道府県の状況も参考にしながら検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	69,100	58,798
決算額	—	41,014	46,499
一般財源	—	323	582
繰入金	—	40,504	45,746
国庫	—	187	171

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
へき地医療支援機構運営費補助金	1/2
医療施設運営費補助金	1/2
地域医療介護総合確保基金繰入金	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	174	132
旅費	297	140
需用費	99	229
役務費	10	344
使用料及賃借料	134	54
負担金補助及交付金	5,500	3,000
貸付金	34,800	42,600
計	41,014	46,499

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
8	看護職員就業・定着促進事業	医療政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>医療現場で必要とされる臨床実践能力と看護教育で習得する看護実践能力の間にかい離が生じており、新人看護職員の早期離職につながっている。</p> <p>看護職員の地域偏在のために、不足する地域での職員の負担が高くなり、離職につながっている。</p>
事業の目的	<p>看護職員の定着を図るため、新人看護職員に対する研修の充実や看護の地域ネットワークの強化等を通じた離職防止対策を実施する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 新人看護職員研修事業（地域医療介護総合確保基金）</p> <p>新人看護職員の臨床実践能力を高めるための研修を充実させ、離職防止を図る。</p>
<p>2. 看護の地域ネットワーク推進事業（地域医療介護総合確保基金）</p> <p>各保健所単位の地域に推進会議を組織、医療機関及び介護施設等の看護管理者が連携して、看護職員の確保・質の向上を図る。</p>
<p>3. プラチナナース生き生きプロジェクト推進事業（地域医療介護総合確保基金）</p> <p>訪問看護・介護施設の看護職不足に対し「プラチナナース」を活用した再就業支援システムを構築することで、慢性的な人材不足の解消を図るとともに、熟練したスキルを活かし在宅・介護施設の看護の質の向上を推進する。</p>

2. 事業実施期間

平成 24 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新人看護師離職 (%)	目 標	8.0	8.0	8.0
	実 績	9.8	9.8	4.4
	達成率	77.5%	77.5%	145.0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

【新人看護職員研修事業】

指摘 8-1	退職理由の確認
勸奨事項	<p>補助金の交付を受けた病院は、新人看護職員卒後研修事業実績報告書の提出が必要となり、退職した者は、別紙9-(1)新人看護職員卒後研修受講者名簿に退職した旨を記載することになる。しかし、退職の事実だけを掲載するだけで、どのような理由で退職したかまでは記載がない。</p> <p>年に1度の実態調査や保健所が有しているデータで退職数の人数は知ることにはできるが補助金を支出した病院の離職率を知ることにはできない。大分県全体の離職率は把握できたとしても、補助金と離職の関係まで知ることにはできない。補助金の効果を調査するためにも補助金を交付した病院から退職者が出た場合は、病院から離職の原因等の報告も求めるべきである。</p>

指摘 8-2	計算方法の確認
改善事項	<p>病院においては新入社員が退職しているにもかかわらず、新人看護離職率が0となっている病院がある。正しく計算されていることを確認する必要がある。</p>

指摘 8-3	研修内容の確認
勸奨事項	<p>現状では、研修の内容まで担当課での確認は行われていない。将来的には、研修内容がガイドラインに準拠したものか確認することが望まれる。さらには、各病院の研修内容を確認し、ガイドラインをより実態にそくしたものにされたい。</p> <p>令和2年度からは、新型コロナウイルスの影響もあり、過去に想定していた研修が実施できない状況になっているが、医療従事者には一定水準の技術が要求される。このような社会状況では、今までの視点と違った研修のガイドラインを整備する必要がある。福祉保健部においては、各病院の研修内容や問題点を確認し、現在の環境にあった研修ガイドラインの作成を期待したい。</p>

【プラチナナース生き生きプロジェクト推進事業】

指摘 8-4	事業の目的の見直し
改善事項	<p>アウトプット指標にはプラチナナースの研修受講者集が定められており、每期20人の参加者を目標としている。実際、令和元年の活動を見てみると、14日の研修が行われ、延べ74人が参加しており、アウトプット指標の目標値を大きく上回っている。</p> <p>研修の参加数は達成しているが、下表に示すように訪問介護や介護施設に再就職する状況は、平成28年から令和元年に向けて減少している。医療関係者は、定年を迎えてもそのまま勤務していた病院に勤続する傾向が強いため、当該事業は社会のニーズと乖離している可能性がある。</p> <p>介護施設の人数が不足しているのか、病院の看護師の人数が不足しているかを調査したうえで、事業の在り方を再度見直されたい。</p>

プラチナナースの研修後の就業状況

	28年度	29年度	30年度	元年度	4期合計
病院	0	2	0	0	2
診療所	1	1	1	0	3
検診センター	1	0	2	0	3
訪問看護ステーション	3	2	0	0	5
介護福祉施設（入所）	2	1	1	0	4
介護福祉施設（通所）	3	1	1	0	5
その他	1	0	2	0	3
合計	11	7	7	0	25

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	26,254	26,070	27,779
決算額	23,968	25,293	27,150
一般財源	0	0	0
繰入金	23,968	25,293	27,150
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金繰入金	1/2 (新人看護職員研修事業) 2/3 (プラチナナース生き活 きプロジェクト推進事業)

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	609	475
旅費	310	327
食料費	136	112
需用費	1,738	1,865
役務費	236	320
委託料	2,565	2,631
使用料及賃借料	203	342
負担金補助及交付金	19,496	21,078
計	25,293	27,150

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
9	福祉・介護人材確保対策事業	高齢者福祉課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>2025年の超高齢化社会を目前に福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、利用者本位の質の高い福祉サービスが求められることから、福祉人材の養成・確保は重要となってくる。</p> <p>一方で、少子・高齢化が進展するなか、福祉・介護サービス従事者は慢性的に不足しており、提供サービスの質の低下が懸念される。</p>
事業の目的	<p>高齢化の進展等により増大する福祉・介護ニーズに対応していくため、将来にわたって質の高い人材の安定的な確保と定着を図る。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 参入促進</p> <p>(1) 職場体験事業</p> <p>(2) 福祉・介護人材確保対策事業</p> <p>①福祉・介護の出前講座（高校・大学 等）</p> <p>②介護初任者研修資格取得に対する助成</p> <p>(3) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業</p> <p>①キャリア支援専門員の設置（福祉人材センター内）</p> <p>ハローワークでの出張相談、福祉施設への訪問・相談対応 等。</p> <p>②福祉のしごと就職フェア（事業所が参加し、県内各地域で実施）</p> <p>③事業所向け説明会及び報告会（介護補助職導入支援事業分）</p> <p>(4) 介護入門者研修実施事業</p> <p>介護未経験者の介護分野参入を支援するため、研修から就労までのマッチングを実施。</p> <p>2. 離職防止</p> <p>(1) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業</p> <p>小規模事業所介護職員のキャリアパス支援のため、事業所が連携して行う研修等に対し助成。</p>

- ①複数事業所コーディネート業務
- ②複数事業所連携研修事業（実施事業所への補助）

(2) 介護補助職導入支援事業

介護職員の業務負担軽減を図るため、介護周辺業務（シーツ交換、洗濯等）を担当する「介護補助職」を導入する事業所に対し助成。

3. 介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士等の養成施設就学者への修学資金等の貸付。

2. 事業実施期間

平成 21 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護福祉士登録者（人）	目 標	18,400	19,400	19,900
	実 績	18,880	19,684	20,441
	達成率	102.6%	101.5%	102.7%

4. 概要の補足説明

- 5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘 9-1	消費税等仕入控除税額確定報告書の徴収について
不備事項	福祉・介護人材確保対策研修事業において、補助事業者である 3 団体について、消費税等仕入控除税額確定報告書の徴求が行われていなかった。

《補足》

福祉・介護人材確保対策研修事業とは、資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の、潜在的有資格者に対する再就業のための研修や、地域住民等の福祉・介護分野への参入促進のための研修を開催することにより、将来に亘って福祉・介護人材を安定的に確保することを目的とした事業である。

当該事業の補助金交付要綱第 3 条によれば、補助金の交付申請には以下のような手続が必要となっている。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

また、同要綱第4条第1項第6号及び第7号には以下のような規定がある。

(6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

これらの規定の要点をまとめると、補助金申請額の中に消費税等を含めて申請しその金額を補助金として受領した場合は、後日、事業経費に含まれる消費税等部分を計算して県に報告、返還する、ということになる。これは、消費税等が補助金の対象にならないことから設けられている規定と考える。

令和元年度の福祉・介護人材確保対策研修事業では、3団体が補助金を受領していた。3団体とも非課税事業者であったため、所管課としては消費税等仕入控除税額確定報告書の徴求は不要と判断し、実務上は徴求していなかった。しかしながら、上記要項第4条第1項第7号によれば、課税事業者非課税事業者にかかわらず同報告書を徴求する必要があるため、本来ならば徴求すべきであった。

所管課の担当者は、今後は関連する交付要綱等を十分理解したうえで業務を進めていく必要がある。

指摘 9-2	実施計画書と実績報告書との相違について
改善事項	福祉・介護人材マッチング機能強化事業において、実施計画書に記載している事業が実績報告書には記載されていなかった（また、担当者もその事実について把握していなかった）。実施計画書で予定している事業が適切に行われているか、実績報告書で確認する必要がある。

《補足》

福祉・介護人材マッチング機能強化事業とは、大分県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を一体的に実施することにより、福祉・介護分野への人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とした事業である。

当該事業は委託事業であり、委託先が作成した事業実施計画書によれば事業内容として①ハローワークでの出張相談、②就職フェア等の開催、③介護補助職導入支援があげられていた。これに対し実績報告書では、①、②に対する実績報告は記載されていたが、③に対する実績報告の記載はなかった。したがって、③の事業が実施されたか否かについて確認できなかつたため、所管課を通じて確認したところ、所管課でも当該事実を把握していなかった。

いずれにしろ、所管課の担当者は、実績報告書を受領した時点で計画された事業が実施されたか否かについて確認を行い、疑問点があれば委託先に問い合わせを行うべきであり、それがなされていなかったことが問題と考える。実績報告書の受領が単なる事務処理手続の一環として形式的なものになっていないか、今一度確認されたい。

指摘 9-3	成果指標について
勸奨事項	当該事業のなかで、予算規模が大きい福祉・介護人材マッチング機能強化事業についても成果指標を定めることを検討されたい。

《補足》

令和元年度における福祉・介護人材確保対策事業の事業内容と予算規模は以下のようになっている。

事業内容	予算（千円）
① 職場体験事業	1,777
② 福祉・介護人材確保対策事業	1,785
③ 福祉・介護人材マッチング機能強化事業	12,481
④ 介護入門者研修実施事業	1,555
⑤ 介護・福祉人材キャリアパス支援事業	4,956
⑥ 介護補助職導入支援事業	1,476
⑦ 介護福祉士修学資金等貸付事業	7,316
予算合計	31,346

一方、当該事業は成果指標（注1）として介護福祉士登録者数を定めている。所管課によれば、毎年度の実績が把握しやすく他の自治体との比較が可能であるため、介護福祉士登録者数を成果指標としているということであった。

当該事業が介護・福祉人材の確保を目的としているため、成果指標として相応しいと言えなくもないが、介護福祉士登録者数の増加に直接関係がある事業は⑦介護福祉士修学資金等貸付事業ぐらいであり、当該事業全体としての成果指標として相応しい指標といえるだろうか。

また、最も予算規模が大きい③福祉・介護人材マッチング機能強化事業については、活動指標（注2）として就職フェア開催数が設定されていたが、成果指標は設定されていなかった。一般的には予算規模が大きい事業がメイン事業と考えられるため、メイン事業に対して成果指標が設定されるべきではないだろうか。具体的には、介護福祉士登録者数も含めたところの就職者数等が考えられるが、何が当該事業全体の成果を表す指標と相応しいか再度検討されたい。

（注1） その事業からどれだけの成果が得られたかを表す指標

（注2） 成果指標を達成するために行った活動に関して、その活動量を表す指標

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	110,331	32,714	31,346
決算額	106,331	27,076	27,052
一般財源	7,000	5,846	3,046
繰入金	99,331	21,230	34,006
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	国 2/3、県 1/3

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	0	478
委託料	16,292	17,515
負担金補助及交付金	10,784	9,059
計	27,076	27,052

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
10	外国人介護人材確保対策事業	高齢者福祉課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	団塊の世代が75歳以上となる2025年度に向け、人材不足が深刻な介護現場において即戦力となる質の高い人材の確保が課題となっている。外国人介護人材は介護現場の人材不足解消に寄与する一方、受け入れを希望する事業所では受け入れのノウハウが不足している。
事業の目的	送り出し機関から優秀な外国人介護人材を安定的に確保するとともに、外国人介護人材が県内で円滑に就労・定着できる取組を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 外国人介護人材確保・マッチング支援</p> <p>(1) 人材受入体制の構築に向けた協議会や研修会の実施 等</p> <p>①外国人介護人材受入推進協議会の実施 (協議会メンバー) 事業所、県社協、監理団体、支援機関、行政など。</p> <p>②受入研修会の実施及び受入事例集作成受入ノウハウの提供</p> <p>(2) 入県後の受入環境整備や外国人介護人材向け研修の実施 等</p> <p>①外国人介護人材受入支援事業 技能実習生(注1)及び特定技能外国人(注2)に対し、介護技能、日本語能力等向上のため、集合研修等を実施。 (注1) 来日して日本の高い技術を身につけ、それを母国に持ち帰り母国の発展に役立てるために来日した外国人実習生。 (注2) 国内では十分な人材の確保ができない特定の分野において、一定の専門性、技能を有し即戦力となるために来日した外国人。</p> <p>②受入支援アドバイザー派遣事業 技能実習生の円滑な受入を支援するため、受入施設にアドバイザーを派遣。</p> <p>③外国人介護人材受入施設環境整備事業 補助率：2/3、補助限度額：386千円</p>

補助対象：技能実習生や特定技能外国人、留学生を受入予定の施設（20事業所）

(3) 外国人介護人材と受入事業者のマッチング支援

①説明会等の開催

受入希望事業者の情報を収集し、現地で大分県内就労希望者向けに合同説明会等を開催。

②送り出し機関と受入希望事業者の調整

現地送り出し機関と連携し、外国人と受入希望事業者のニーズをすりあわせ、面接ツアーの設定等受入希望施設と外国人のマッチング等を実施し円滑に受入を推進。

2. 受入推進のための現地での外国人介護人材養成（委託）

本県に送り出す外国人介護人材を養成する「大分県コース」を現地に開設。

3. 推進費

2. 事業実施期間

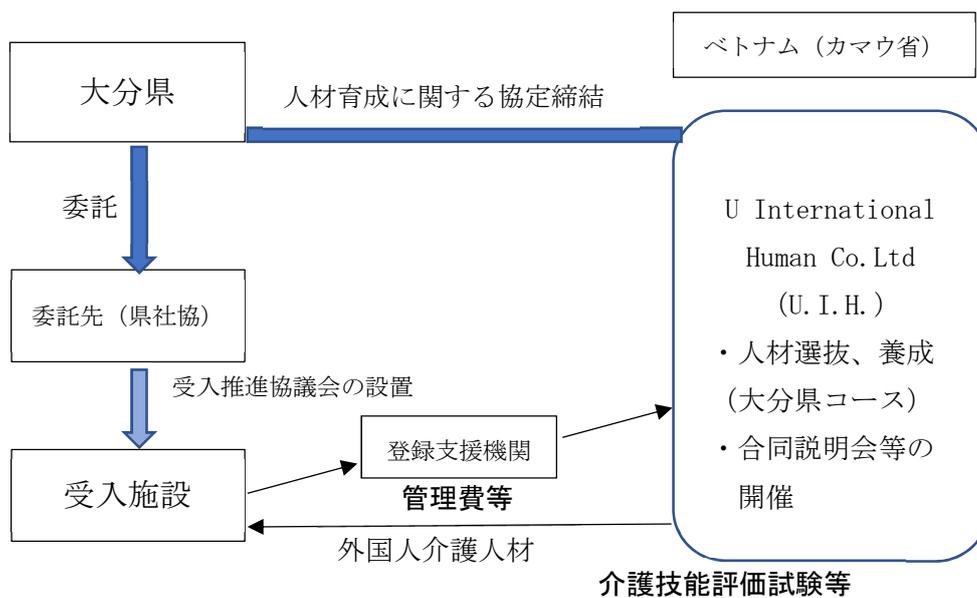
令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
外国人労働者離職率 (通所、入所) (%)	目 標	—	—	20.0
	実 績	—	—	—
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

当該事業の概要を図で示すと、以下のようになる。



(事業の流れ)

- ・大分県は、ベトナムカマウ省にある U International Human Co.Ltd (以下 U. I. H. という) と人材育成に関する協定を締結。
- ・大分県は、大分県社会福祉協議会に委託して受入推進協議会を設置し、受入研修、マッチング等県内施設における外国人介護人材の受入支援を実施。
- ・U. I. H. は、現地で大分県行きを希望する人材を選抜。日本式介護や日本語等の講義を実施し、大分県内の受入施設へ送り出す。
- ・県内受入施設は、外国人介護人材の受入人数に応じて管理費等を登録支援機関に支払う。

5. 監査結果

指摘	10-1	他の自治体との差別化について
勸奨事項	大分県にしかないメニューを作るなどの方法により当該事業を実施している他県の事態との差別化を図られたい。	

《補足》

当該事業は、県内の介護人材不足に対応するため、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる取組を行うことを目的としている。介護人材の不足は本県に限ったことではなく、全国的な社会問題であり、不足している介護人材を外国人に求めることもまた全国的な流れと言えよう。そのような流れの中で、当該事業を

施していくわけであるから、他の自治体と優秀な外国人介護人材の獲得競争になることは想像に難くない。特に、大都市圏の自治体は、生活環境や処遇面で本県よりも有利であると思われるため、本県としては、それらを上回る魅力を提供できなければ県内での就労・定着は望めない。

したがって、補助内容についても他の自治体並みに充実させることももちろんだが、それだけでは十分とは言えないであろう。さらに一步踏み込んで、大分県で働いてみたいと思わせるような補助メニューの創設ができないか検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	17,169
決算額	—	—	10,589
一般財源	—	—	1,375
繰入金	—	—	6,514
国庫	—	—	2,700

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護確保総合基金	国 2/3、県 1/3

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	—	1,059
役務費	—	38
委託料	—	9,492
計	—	10,589

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
11	介護労働環境改善事業	高齢者福祉課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	団塊の世代が全て 75 歳以上になる 2025 年にかけて、介護ニーズの増加が見込まれるなか、身体的・精神的負担が大きいと言われている介護職員の離職防止・職場定着が課題となっている。
事業の目的	介護現場への介護ロボットの普及を促進し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減と職場環境の改善により、介護職員の離職防止・職場定着を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 「介護現場の働き方改革」管理者研修 介護サービス事業所の管理者等に I C T (情報通信技術) 化など働き方改革を促す研修を実施し、介護現場の生産性向上を図る。</p> <p>2. 介護サービス事業所 I C T 導入補助 介護サービス事業所の業務効率化となる介護現場の書類作成業務等の I C T 導入に対し、経費の一部を助成する。</p> <p>3. ノーリフティングケア（抱え上げない介護）普及促進事業 ノーリフティングケアを推進し、介護従事者の身体的負担の軽減を図るとともに、利用者の二次障害の防止を図る。</p> <p>(1) ノーリフティングケアマネジメント研修 (2) ノーリフティングケア実地研修 (3) 事務局活動費 (4) ノーリフティングケア用福祉機器導入補助</p> <p>ノーリフティングケア取組施設に跳ね上げ式車いす、移乗ボード等の福祉機器導入経費の一部を助成する。</p>

4. 介護ロボット導入支援事業

介護職員の身体的・精神的負担の軽減等を図るため介護ロボット導入経費の一部を助成する。

(1) 介護ロボット導入補助（ノーリフティングケア用移乗介護ロボット以外）

(2) ノーリフティングケア用移乗介護ロボット導入補助

2. 事業実施期間

平成 27 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護ロボット導入事業 所の離職率 (%)	目 標	11.5	11.5	11.3
	実 績	8.5	8.6	7.8
	達成率	135.3%	133.7%	144.9%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	3,066	5,962	55,616
決算額	2,990	5,876	38,640
一般財源	0	0	18,783
繰入金	2,990	5,876	19,857
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	国 2/3、県 1/3

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
委託料	962	1,443
負担金補助及交付金	4,914	37,197
計	5,876	38,640

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
12	保育環境向上支援事業	こども未来課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>女性就業率の高まりと令和元年 10 月からの幼児教育の無償化に伴い、保育需要の拡大が予想される中、待機児童ゼロに向けた保育環境の整備などが喫緊の課題となっている。</p> <p>(待機児童数) ※4月1日時点 平成 29 年：505 人（全国 35 位） 平成 30 年：13 人（全国 8 位） 平成 31 年：25 人（全国 12 位） 令和 2 年：10 人（全国 12 位）</p>
事業の目的	<p>待機児童を解消するため、保育士資格の取得や潜在保育士の掘り起こしに加え、離職防止を実現する保育現場の働き方改革を推進することで、必要な保育の担い手の確保を図る。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 保育現場の働き方改革の支援</p> <p>(1) 働き方改革の意識醸成 園長向け意識醸成セミナー、ICTリテラシー向上セミナーの開催</p> <p>(2) 働き方改革の実践支援</p> <p>①働き方改革実践モデル園の養成（3施設） コンサルタントの訪問支援、業務効率化の効果検証、マニュアル作成 ICT活用の高次化支援（モデル園3施設）</p> <p>②働き方改革実践リーダー養成</p> <p>2. 保育士サポート体制の充実</p> <p>(1) 保育士サポート事業 保育士の補助を行う保育補助者の新たな雇上げに必要な費用の補助</p> <p>3. 資格取得と県内就職支援</p> <p>(1) 「保育のしごと就職フェア」開催（大分、福岡）</p> <p>(2) 保育士修学資金貸付事業</p>

<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p> <p>(1) 潜在保育士を再就職に導く情報発信</p> <p>(2) 保育士・保育所支援センターによる就職支援</p> <p>(3) 保育施設と潜在保育士をつなぐマッチングシステムの導入</p> <p>(4) 潜在保育士の再就職資金貸付事業</p> <p>5. 認可外保育施設巡回指導事業</p> <p>巡回支援指導員を県こども未来課に1名配置し、認可外保育施設に対し事故防止等の助言又は指導等の巡回指導を実施</p>

2. 事業実施期間
平成30年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育士新規登録者数 (人)	目標	—	620	620
	実績	—	598	603
	達成率	—	96.5%	97.3%

4. 概要の補足説明

大分県保育現場の働き方改革実践支援事業委託業務の契約を締結する場合には、複数社の提案競技を数名の審査委員が評価した上で決定することとなり、現在の審査委員が評価する項目、基準は、下記の表のようになっている。

評価項目、評価基準	
実施体制の評価	
	<p>業務実施に必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。</p> <p>個人情報保護の取組等、事業の適切な管理運営が行えるか。</p>
事業実施能力の評価	
	<p>類似業務に関する実績をどの程度有しているか。</p> <p>保育及び働き方改革の基本的な知識を有しているか。</p> <p>積算内容及び積算額は、仕様書に基づき算定根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。</p>

企画性の評価	
	事業の実施に関する独自のアイデアが盛り込まれているか。
モデル園へのコンサルタント	
	派遣するコンサルタントは保育現場に関する現状や課題に関して深い知見を有しているか。 課題把握、解決に向けた方策の検討が効果的、具体的な内容になっているか。 事業を通じて、継続的な取組に結びつく効果的な内容になっているか。
成果報告会・意識醸成セミナー等の開催	
	セミナーの講師等の選定、テーマが効果的な内容になっているか。
働き方改革実践リーダーの養成	
	要請研修の講師等の選定、テーマが実践に結びつく内容になっているか。

5. 監査結果

指摘 12-1	大分県保育現場の働き方改革実践支援事業委託業務の契約における評価項目、評価基準について
勸奨事項	4. 概要の補足説明に記載したとおり、審査委員が評価する項目、基準は、抽象的であり、具体性に欠けている。 「大分県保育現場の働き方改革研究会 報告書」において、保育現場特有の働き方改革に関する6つの課題とその改善策が具体的に示されているのであるから、それを可能な限り評価項目に取り入れることが望ましい。

《補足》

平成30年12月にとりまとめられた「大分県保育現場の働き方改革研究会 報告書」において、保育現場特有の働き方改革に関する6つの課題とその改善策について整理している。

現状・課題	改善策
<u>働き方改革に取り組む体制・意識づくり</u> ・どのような方法で取組を進めているのかわからない ・効果的な取り組み方のノウハウが確認されていない	・園長等管理職の決意 ・改革リーダーを中心とした体制・意識づくり ・仕事内容の見える化と保育士の必須業務の明確化

<ul style="list-style-type: none"> ・従来のやり方を変えることに抵抗感を示す職員の存在 	
<p><u>業務負担の軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士は日々作成しなければならない書類が多い。 ・行事の準備、会議への対応など本来の保育以外の事務作業に対する強い負担感を持っている。 ・受け持ちクラスによって特定の保育士に業務量が偏りやすく、仲間にも頼りづらい環境にある。 ・導入した ICT システムについて効果的に活用できていない園が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類作成業務の見直し ・行事に必要な製作物の見直し ・会議の見直し ・ICT システムの活用 ・保育補助者の配置
<p><u>精神的負担の軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設は精神的なストレスを感じやすい職場であることが指摘されている。 ・アレルギーや発達障がいなど特別な配慮を必要とする子ども達が増加しており、専門的な知識や技術が求められるようになってきている。 ・保護者に対してアドバイザー的な役割が保育士に求められてきており保育士の精神面での負担は大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに助け合える、見通しの良い環境づくり ・特別な配慮が必要な子どもへの対応等 ・保護者への対応
<p><u>休暇・休憩</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性的に人手不足であり休暇が取れない状況にある。 ・子どもから目が離せないことが多く、落ち着いて休憩することが困難な環境にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇を取得しやすい環境づくり →保育補助者の配置、副担任の配置、有給休暇の取得率の見える化、時間単位での有給休暇の取得 ・休憩時間の確保 →休憩室の充実、保育補助者が子どもを見る体制を整える。
<p><u>保育従事者の確保対策</u> 現場におけるワークライフバランスの推進が必要であるが、慢性的な人手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な勤務形態の導入 ・潜在保育士、新規の保育士等の保

<p>不足により日々の業務に忙殺され改革に踏み切れていない。</p>	<p>育従事者のリクルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自園の積極的な PR ・保育士の魅力発信
<p><u>保護者や地域住民の理解促進</u> 保育現場の勤務実態など、保育を取り巻く現状について、保護者や地域住民に理解が進んでいない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を利用した積極的な情報発信 ・地域住民との積極的な交流 ・保護者の一日保育士体験 ・連絡帳作成の I C T 導入

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	28,319	137,777
決算額	—	66,467	60,388
一般財源	—	0	16,817
繰入金	—	20,126	19,383
国庫	—	46,341	24,188

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
保育対策総合支援事業費補助金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	0	1,914
報償費	54	0
旅費	497	263
役務費	9	0
委託料	11,919	24,205
使用料及賃借料	5	95
負担金補助及交付金	53,983	33,911
計	66,467	60,388

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
13	子育てと仕事両立支援事業	こども未来課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・理想子ども数 (2.77 人) と現在子ども数 (2.17 人) のギャップの要因第 1 位は、「子育てや教育にかかる経済的負担」、第 3 位は「自分の仕事 (勤めや家業) が忙しいから」(平成 30 年度 子ども・子育て県民意識調査) ・「子どもが 1 人いる」人の 77% が働く時間や場所を選ぶことができればもう一人子どもがほしいと考えている。(平成 29 年 総務省就業構造基本調査) ・育児短時間勤務など、柔軟な働き方を選択できる環境整備が重要。
事業の目的	<p>子育てと仕事の両立を推進し、希望の子どもの数の実現を後押しするため、育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 育児短時間勤務奨励事業</p> <p>事業主に対して、子育て家庭が育児短時間勤務を取得しやすい職場づくりを促進するための奨励金を支給する。</p> <p>【対象】</p> <p>常用雇用者数 100 人以下のイクボス宣言を行っている事業主であって、従業員が直近 3 年間で初めて 6 ヶ月以上育児短時間勤務を取得した事業主</p> <p>2. 両立応援給付事業</p> <p>育児休業給付金は休業開始前賃金によって額が決まるため、育児短時間勤務の取得により、フルタイム勤務で受給できる育児休業給付金との差額が生じる。その差額分を補填する両立応援給付金を支給する。</p> <p>【対象】</p> <p>育児短時間勤務に続けて次の子を出産し、育児休業を取得した者で、雇用保険から育児休業給付金を受給した者</p>

2. 事業実施期間
令和元年 10 月～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
育児短時間勤務奨励金支給件数 (件)	目 標	—	—	25 (6 ヶ月)
	実 績	—	—	2
	達成率	—	—	8%
両立応援給付金支給件数 (件)	目 標	—	—	60 (6 ヶ月)
	実 績	—	—	21
	達成率	—	—	35%

4. 概要の補足説明

育児短時間勤務奨励金については、令和元年度 10 月から開始した事業である。年間の目標値は、福井県の「0 歳児育児休業応援企業奨励金」の実績（毎年 50 件前後）を基礎としている。

両立応援給付金については、令和元年度 10 月から開始した事業である。年間の目標値は、福井県の実績 88 件×大分県の出生数(8,658 人)÷福井県の出生数(5,978 人)を基礎としている。

5. 監査結果

指摘 13-1	事業の達成率について
勸奨事項	<p>育児短時間勤務奨励事業、両立応援給付事業ともに達成率が低くなっている。</p> <p>事業実施期間が 10 月から 3 月までの 6 ヶ月間であり、周知が徹底できていなかったことが主な原因であるということであるが、需要があれば申請は増えるため、令和 2 年度の実績が出た後に事業を継続するか中止するのかの判断をすべきである。</p>

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	29,140
決算額	—	—	9,627
一般財源	—	—	9,627
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	—	1,165
共済費	—	202
旅費	—	308
需用費	—	1,400
役務費	—	100
使用料及賃借料	—	162
負担金補助及交付金	—	6,290
計	—	9,627

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
14	ひとり親家庭等自立促進対策事業	こども・家庭支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	経済的基盤が弱く、仕事や家事、子育て等を一人で担うなど、精神的・肉体的負担の大きいひとり親家庭への総合的な支援が課題となっている。
事業の目的	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援や養育確保、子どもの生活支援等を総合的に実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の自立支援のため、就業相談、就業情報の提供、職業紹介など一貫した就業支援サービスを行うとともに、養育費の取り決めや面会交流などに関する相談支援を行う。 (1) 求職者の登録、無料職業紹介 (2) 母子家庭等自立支援プログラムの作成 (3) 登録者への情報提供、弁護士無料法律相談 (4) ひとり親等の面会交流支援モデル事業
2. 自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金 資格取得のため、指定講座で教育訓練を受ける場合、支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金 専門的な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、最大3年間、訓練促進給付金を支給する。また、入学に要した経費を助成する。
3. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。

2. 事業実施期間

平成 16 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子・父子自立支援プログラム策定者の就業率 (%)	目 標	70.4	70.4	70.4
	実 績	64.3	67.3	60.9
	達成率	91.3%	95.6%	86.5%

4. 概要の補足説明

県は自立支援プログラムを策定した、ひとり親家庭について就職につながるフォローを電話あるいはショートメールで実施している。

プログラム策定後の状況を聞き、仕事が見つかっていない人には就職情報を提供したり、来所を促したりと、個別にアフターフォローを行っている。電話で就職の決定が判明した場合は、就職先等を詳しく聞き取り、就職者数に計上している。

5. 監査結果

指摘	14-1	母子・父子自立支援プログラム策定について
勸奨事項		<p>母子・父子自立支援プログラムの策定者の就職は令和元年度 41 件のうち 25 件である。16 件はプログラム策定の効果が現れておらず、その後のフォローについては電話やショートメールでの対応のため、ひとり親の潜在的に抱えている問題を顕在化できないと思われる。事業の効果を発揮させるのであれば、就職情報を提供することや来所を促すだけでなく、ひとり親家庭まで赴き自立支援の相談にのるべきである。そこまで実施したうえで、母子・父子自立支援プログラム策定が完結するのであり、現状は中途半端な対応となっている。</p> <p>費用対効果の観点からそこまでの対応が困難なのであれば、他の需要がある事業に予算を回すことを検討すべきである。</p>

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	18,295	13,405	16,542
決算額	14,401	62,636	10,501
一般財源	4,763	1,409	2,862
諸収入	648	1,570	1,269
国庫	8,990	※ 59,657	6,370

(※) 平成 30 年度は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の貸付金原資 54,000 千円を国庫申請している。

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	1/2、10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	24	119
役務費	18	18
委託料	4,567	6,295
使用料及賃借料	0	22
負担金補助及交付金	55,628	1,463
扶助費	2,399	2,576
計	62,636	10,501

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
15	I C Tの活用等による障がい者の在宅就労支援事業	障害者社会参加推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	働く意欲と能力はあるものの、障がいの特性により一般就職や施設利用が困難な障がい者の自立に向け、在宅就労への支援体制の構築が求められている。
事業の目的	仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障がい者や難病患者に対し、I C T（情報通信技術）を活用して在宅で就労できる支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障がい者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 在宅就労支援体制の構築（実施団体への補助）</p> <p>(1) 在宅就労に取り組む企業開拓</p> <p>(2) 在宅就労希望者の情報通信技術向上支援</p> <p>(3) 在宅就労希望者の在宅就労環境整備支援 等</p> <p>2. 在宅就労支援体制の構築に係る検討会の開催</p>

2. 事業実施期間

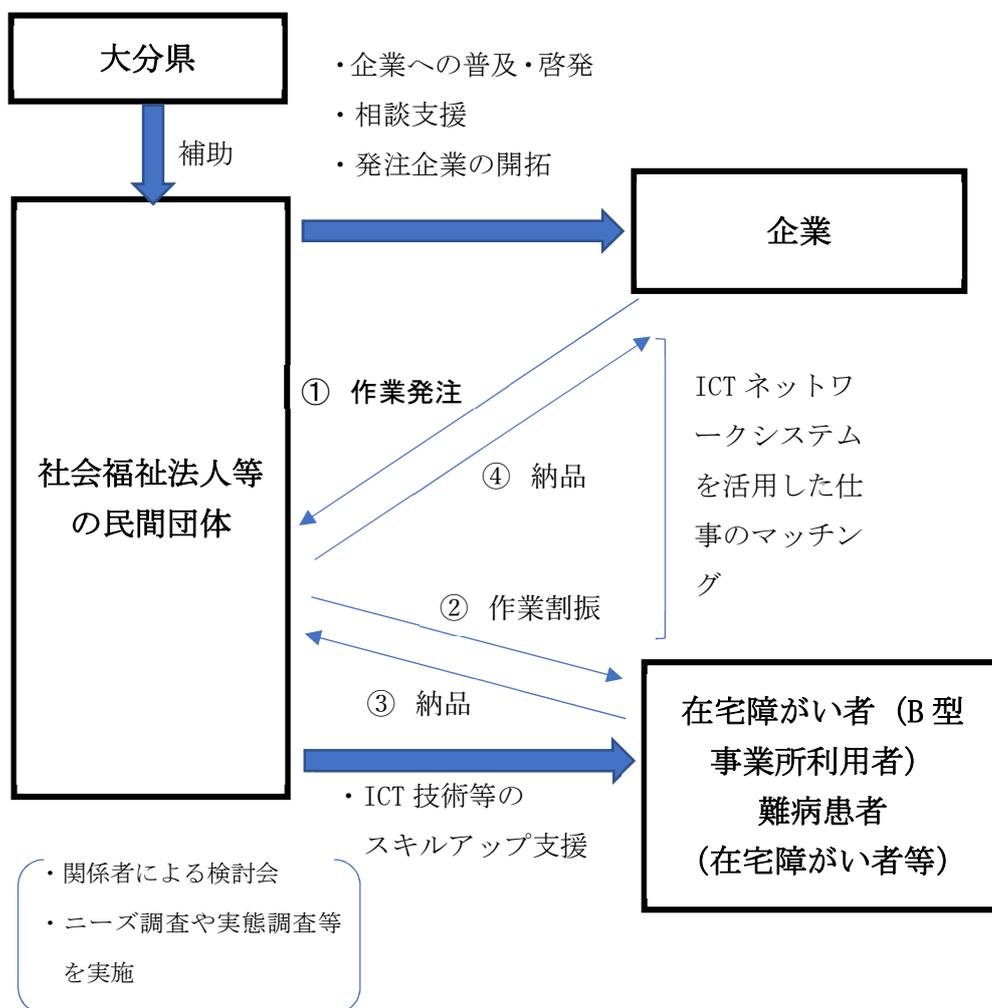
令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規在宅就労者数（人） （障がい者、難病患者）	目 標	—	—	5
	実 績	—	—	7
	達成率	—	—	140%

4. 概要の補足説明

当該事業の概要を図で示すと以下のようなになる。



(事業の流れ)

- ・大分県は、ICTを活用した障がい者等の在宅就労支援に関するノウハウを有する民間団体に補助金を支給する。
- ・補助金の支給を受けた民間団体は、ICT技術のスキルアップの支援をB型事業所の職員及び在宅障がい者等に行うとともに、企業から作業を受注しICTネットワークシステムを活用して最適と思われる在宅障がい者等に作業を割り振る（マッチング）。
- ・作業終了後、在宅障がい者等は民間団体を通じて企業へ物又はサービスを納品し報酬を受け取る。

5. 監査結果

指摘	15-1	在宅就労に取り組む企業の開拓について
勸奨事項	企業向けセミナー、電話、訪問等を通じて在宅就労に取り組む企業を増やすべきである。また、将来的には県としても在宅就労に向けた業務の切り出しができないか検討されたい。	

《補足》

当該事業は、障がい者や難病患者が能力や特性に応じて活躍できる社会の実現に向けて、在宅での就労を希望する場合に企業と障がい者や難病患者のマッチングができる仕組みを構築することを目的として、令和元年度から実施されている補助事業である。

令和元年度における達成すべき成果指標とその実績は、以下のとおりとなっている。

成果指標	目標値	実績値
新規在宅就労者数（障がい者、難病患者）	1名	7名
開拓企業数	3先	1先
eラーニング等研修実施B型事業所数	1先	5先

上記表からもわかるように、開拓企業数は目標値に達することができなかった。これは事業初年度であり、企業への周知が不十分であったこと等が要因として考えられる。また、企業向けセミナーも1回実施したが、参加企業数が2社と少なかったことから周知不足や関心の低さが窺える結果となってしまった。

在宅就労に取り組む企業数が増えるか否かは、当該事業の鍵となる部分と考えられる。今後は、企業向けセミナーの回数を増やしたり電話、個別訪問の頻度を上げる等して、一般企業から関心を持ってもらうような活動がより必要になるであろう。

また、将来的には県としても在宅就労に取り組む一団体として当該事業に参加可能かどうかを検討されたい。民間企業の取組を推進していくうえで、県も参加しているということであれば、民間企業も安心して参加できるだろうし、自分たちの事例を用いて事業の説明ができれば説得力を増すであろう。

指摘 15-2	事業の継続性について
勸奨事項	将来的にも事業を継続していくためには、在宅就労支援のためのシステムをはじめ在宅障がい者のスキルアップのためのeラーニング、企業開拓等、当該事業継続のために必要なスキル、ノウハウ等を県内資源で賄えるような体制の構築が必要である。

《補足》

当該事業は、障がい者や難病患者が能力や特性に応じて活躍できる社会の実現に向けて、在宅での就労を希望する場合に企業と障がい者や難病患者のマッチングができる仕組みを構築することを目的としている。

この目的の達成のための具体的なスキームとしてあげられているのは、①在宅就労に取り組む企業の開拓、②在宅就労希望者（障がい者、難病患者）の情報技術向上のためのeラーニング等研修の実施、③企業と在宅就労希望者を繋ぐネットワークシステムの構築、④県内のテレワークによる在宅就労の支援拠点としてのB型事業所（注）職員の育成である。

しかし、残念ながらこれらの具体的なスキームを有し、在宅就労希望者と企業をマッチングできる団体は県内にはないとのことであった。したがって、補助団体も長年この分野で活動を行っている県外の特定非営利活動法人となっている。県としてこの事業を継続させより発展的に実施していくためには、やはり県内にこれらスキームを有する団体が必要になると思われる。

当該事業はまだ緒についたばかりであり、当面は県外の特定非営利活動法人からスキーム、ノウハウ等の移転を受けるにしても、それと同時に在宅就労希望者と企業をマッチングできる団体を県内に育成していくことにも取り組まれない。

（注）障害者総合支援法に基づいて、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業所をいう。

指摘 15-3	補助対象団体の選定について（募集要項等について）
勸奨事項	募集要項の段階で受給のための資格要件を厳しく限定することは望ましいとは言えない。複数の団体の応募が見込めるような資格要件にすることを検討されたい。

《補足》

当該事業の補助対象となる団体を募集する際の「ICTの活用等による障がい者の在宅就労支援事業募集要項」の2によれば、補助対象となる団体は以下の条件をすべて満たす団体となっている。

- ① ICTを活用した障がい者の在宅就労支援について、5年以上の取組実績があること。
- ② 在宅就労障がい者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に登録を受けた法人又は障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援事業に限る）を5年以上運営していること。
- ③ 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的した団体ではないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

どの要件も当該事業を遂行していくうえで必要な要件ではあるが、特に②の要件を満たす団体となれば九州でも数法人に限られてしまうことから、応募のためのハードルが高すぎるという印象は拭えない。実際に提案競技に参加した団体は1団体のみであった。これでは複数の提案の中から最も適したものを選ぶという提案競技のメリットが享受できない。

公平性の観点からは、募集の段階では幅広い団体に提案競技への参加の機会を与えることが必要と考えられる。したがって、募集の段階から要件を厳しくしてしまうと、予め特定の団体しか応募できないような要件を定め、他の団体の応募を排除しているのではないかという疑念を持たれてしまうことになりかねない。

このような疑念を抱かれないためにも、募集の段階では複数の団体の提案競技への参加が見込める要件にすべきであり、その後の提案競技審査委員会にて複数の提案の中から最も適したものを選ぶという手順を踏むことが本来のあるべき姿と考える。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	7,430
決算額	—	—	7,145
一般財源	—	—	3,530
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	3,615

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
障がい者自立支援事業費補助金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
需用費	—	115
負担金補助及交付金	—	7,030
計	—	7,145

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
16	障がい者就労環境づくり推進事業	障害者社会参加推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	本県の障がい者雇用率は全国6位(平成30年6月1日時点)であり、目標である雇用率日本一に向けて取組の強化が求められている。また、身体障がい者に比べ知的・精神障がい者の雇用が立ち後れている。
事業の目的	特に知的・精神障がい者の民間企業での雇用促進を図るため、障がい者雇用アドバイザーを障害者就業・生活支援センター等に配置し、障がい者雇用率日本一の奪還を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 民間企業における障がい者雇用の促進	全業種の企業訪問や仕事の切り出し、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所からの人材の掘り起こし等に取り組む「障がい者雇用アドバイザー」を障害者就業・生活支援センター等に配置する。
2. 精神障がい者・知的障がい者の採用企業に対する支援	精神・知的障がい者を新規に雇用する企業が、相談・作業指導の役割を担う職場指導員を設置する場合に、奨励金を支給する。
3. 就労継続支援A型事業所(注)に対する支援	大規模な生産設備・備品購入を実施し、利用定員増員する場合に支援する。
(注)	障害者総合支援法に基づいて、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所をいう。
4. 一般就労促進支援事業(人材の掘り起こし)	一般就労を積極的に実施する事業所の成功事例の紹介や、職場見学会の開

催等を実施することにより、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所における一般就労意欲の向上を図る。

2. 事業実施期間
平成 26 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
本県の障がい者 実雇用率 (%)	目 標	2.56	2.46	2.63
	実 績	2.44	2.46	2.58
	達成率	95.3%	100%	98.1%

4. 概要の補足説明

5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘	16-1	雇用アドバイザーについて
勸奨事項		微妙に役割や目的が異なる各部（福祉保健部、商工観光労働部、教育庁）のアドバイザー等について、兼務、整理集約が可能か検討されたい。

《補足》

現在大分県では、複数の部署で障がい者の就労支援に関わる事業が展開されており、それぞれの事業においてその事業の遂行に必要なアドバイザーが配置されている（下表参照）。

所管部署	事業名	アドバイザーの名称	人数 (令和元年度)
福祉保健部	障がい者就労環境づくり推進事業	障がい者雇用アドバイザー	8名
商工観光労働部	障がい者職業能力開発事業	障がい者訓練コーディネーター、コーチ	7名
教育庁	特別支援学校就労支援事業	就労支援アドバイザー	8名

各々の事業のアドバイザーは、多少の目的の違いこそあれ基本的に企業訪問を主な業務としている。そのため、3部局合同で定期的に連絡会議を行い、訪問した企業やその成果について情報交換、共有を行っているとのことであった。

もちろんこのような連絡会議は、業務を効率的に実施していくためには必要であると考えられる。しかし、それ以前に、そもそも類似した事業を行っているわけであるから、アドバイザーを兼務させることはできないのだろうか、という疑問が残る。兼務させることができれば、アドバイザーの人数はもっと減らすことが可能になるし、減らした分の予算を他の事業に充てることも可能になるのではないだろうか。アドバイザーの兼務、整理集約が可能かどうか検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	25,690	32,452	36,762
決算額	24,784	30,936	34,909
一般財源	11,676	18,216	22,165
繰入金	0	0	0
国庫	13,108	12,720	12,744

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域生活支援事業費等補助金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	1,669	7,810
旅費	205	100
需用費	2	1
委託料	26,930	26,998
負担金補助及交付金	2,130	0
計	30,936	34,909

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
17	地域牽引企業創出事業	経営創造・金融課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	今後、人口減少などにより、県経済の停滞や縮小が懸念される中、多くの付加価値や雇用を生み出し、将来の県経済の新たな牽引役となる地場企業の創出が課題となっている。
事業の目的	地域の雇用や産業活力を生み出すため、持続的な成長を通じ県経済をリードする地場中小企業を創出する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 支援概要	
	(対象数9社(過年度7社(平成27～29年度：5社、平成30年度：2社)、新規(令和元年度)2社)
	(1) 地域牽引企業創出事業費補助金
	・補助期間 計画認定から36ヶ月間
	・補助額 50,000千円/社
	・補助率 組織力強化経費(高度人材確保、人材育成等) 2/3
	競争力強化事業費(商品等改良、ブランド構築等) 1/2
	機械等設備費(建物除く機械設備等の導入) 1/2
	(2) サポート等に要する経費
	①経営計画の外部専門家評価活用による成長戦略支援
	②中期経営計画のブラッシュアップにかかる経費
	③成長加速化に向けたサポート体制の充実・強化
	(3) 審査会等に要する経費
2. 対象者	①～④すべての要件を満たす地場中小企業者※
	※大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている中小企業を除く
	①優れた経営基盤(成長実績、競争力、成長意欲)を有すること
	・直近3カ年決算における付加価値額の年平均伸率3%以上
	・成長基盤(有望な販路有、公的機関等による成長性評価有等)があること
	②明確な成長戦略(ニッチトップ、グローバル展開等)と着実な実行計画を有すること

③飛躍的な成長計画を有すること

・雇用人数 30 人以上、又は付加価値額 1 億円以上の増加（5 年以内）

④地域牽引企業を目指すこと

・原則、直近決算において雇用人数 80 人未満、又は付加価値額 3 億円未満

2. 事業実施期間

平成 26 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
雇用 30 人以上又は付加 価値額 1 億円の増加を 達成する（達成見込） 企業数（社）	目 標	7	7	8
	実 績	7	6	6
	達成率	100.0%	85.7%	75.0%

4. 概要の補足説明

当事業のフロー図を以下に示す。

地域牽引企業創出事業スキーム

1 支援対象企業の選定

支援希望企業

- ・中期経営計画の作成
 - ① 売上げた営業高増
(前3か年の付加価値増(倍)率30%以上等)
 - ② 明確な成長戦略等
 - ③ 飛躍的な成長
(雇用人数30人以上増1.6倍 又は
付加価値1億円以上増1.6倍)
 - ④ 地域牽引企業を目指すこと

経営革新等認定支援機関
(農工団体、税理士、金融機関)

① 申請

② 支援対象企業決定
(計画認定書交付)

県(経営創造・金融課)

③ 事前評価依頼
④ 審査依頼
⑤ 審査結果回答
⑥ 評価結果回答
(評価結果提供)



九世審査会
審査委員会は外部有識者を含むメンバーで構成

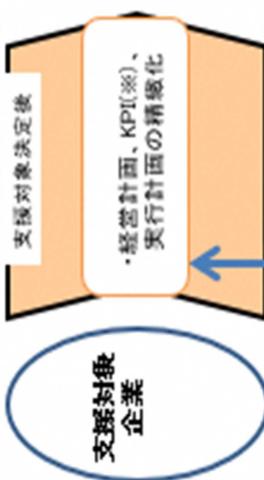
事前評価

経営面、技術面それぞれについて、外部専門機関に委託して実施

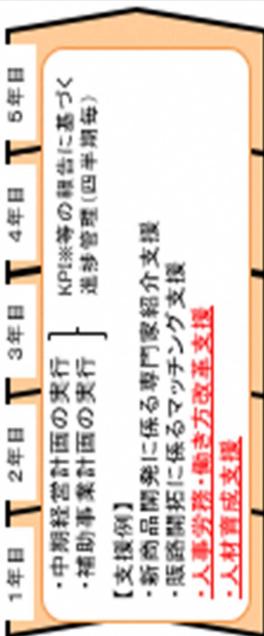
H26年度～R1年度で14社を支援対象として認定

2 支援の実施

計画ラッシュアップ段階



計画実行段階(5年以内)



中期経営計画達成

サポートチーム

- ・県職員(経営、関係課担当等): 施策の情報提供等
- ・外部専門家(会計、謝金): 経営支援、専門分野支援
- ・認定支援機関等: 経営支援等
- ・**持続可能な成長を実現するための人事労務等支援(R2)**

サポート会議: 年4回

- ・構成: ワーキングチーム + 関係課室長等
- ・内容: 経営者、ワーキングチームからの進捗報告
計画達成に必要な取組等を助言

※KPI(key performance indicator): 重要業績評価指標: 目標達成のための重要な業務を定量的に測定、管理していくための指標。例えば「訪問回数」、「成約率」、「引合件数」等がある。

5. 監査結果

【地域牽引企業創出事業費補助金】

指摘 17-1	補助対象経費の妥当性
改善事項	<p>本事業については、限られた対象先に1社当たり最大50百万円という多額の補助金が支出されているところであるが、補助対象経費に係る取引記録、資料のチェックが所管課により十分に行われているとは関係書類を閲覧しただけでは判断できず、必要以上の補助金が支出されている可能性も否定できない。</p> <p>金額的な影響の大きさ、不正受給のリスクを十分考慮した上で、所管課は取引について厳格にチェックするよう改める必要がある。</p>

《補足》

本補助金交付要綱においては、実績報告に当たり、事業実績書、収支精算書の他、契約書や領収書等を添付することとされている。

例えば、補助対象先において委託費として次のような支出が行われているケースが見られた。当該契約書に記載された内訳書は次のとおり。

物品名	数量	単価	金額
スキャナーA	1	1,000,000円	1,000,000円
サーバーB	2	500,000円	1,000,000円
販売管理システムライセンス料	1	2,000,000円	2,000,000円
開発費（人件費含む）	3	4,000,000円	12,000,000円
		計	16,000,000円

販売管理システムライセンス料については、使用期間や使用件数が契約書や見積書に明示されていなかった。

開発費（人件費含む）においては、どの開発費がどのような工程、作業時間がかかるのかといった資料が付されていなかった。

また、上記すべてが端数処理を行った金額となっている点からも、端数以下となった項目やその内訳の金額を明示する必要があると考える。

この取引は、既存の販売管理システムに追加・改修する形での更新として、県には随意契約理由書が提出されているところであるが、所管課において価格の妥当性が検討された証跡はなく、補助対象経費の金額が妥当であるとは判断できなかった。

他の補助対象先でも、但し書きや品名が書かれていない手書きの領収書が提出されているケースが見られており、仮に異なる取引に係る領収書が提出され

でも発見できない可能性は考えられる。補助対象経費となった多額の取引については、厳格にチェックするよう改める必要がある。

指摘 17-2	補助対象経費の報告区分
改善事項	一部の工具器具の取得及び外部に製造を委託したシステム購入が商品・サービス力強化事業区分（競争力強化事業）として計上されているところ、交付要綱に沿えば機械等設備導入事業区分として報告すべきではないかと疑われるものが見られた。このケースでは該当しないが、機械等設備導入事業の上限額を超えれば、補助金の返還となりうることから十分留意する必要がある。

《補足》

前述の固定資産の購入及びシステム開発案件について、すべて競争力強化事業の委託費として報告されていたが、見積書や契約金額の内訳書と比較すると、合計額は一致するものの、内訳金額が整合しなかった。

実績報告書に添付された事業経費明細

競争力強化事業

事業区分	経費区分	積算等	金額
商品・サービス力強化事業	委託費	a システム開発	4,000,000 円
	委託費	b システム開発	4,000,000 円
	委託費	c システム開発	4,000,000 円
	委託費	d システム開発	4,000,000 円
計			16,000,000 円

当該取引は形式上、委託費という形で報告されているが、添付資料として物品購入契約書が提出されており、実体としては他の者が開発したソフトウェア（システム）の購入取引である。

当補助金交付要綱の別表3に記載されている補助対象経費は次のとおりとなっている。

競争力強化事業（補助率 1 / 2）

事業区分	経費区分	内容
商品・サービス力強化事業	機械装置等経費	商品・サービス力の強化に使用する機械装置、施設、工具器具等の借用に要する経費

商品・サービス力強化事業	委託費	商品・サービス力強化事業の一部を委託する経費
--------------	-----	------------------------

機械等設備導入事業（補助率 1 / 2）

ただし、1 補助事業者当たり総額 25,000 千円が上限

事業区分	経費区分	内容
機械等設備導入事業	機械装置等経費	機械装置、工具器具、情報通信業におけるサービス提供時等に必要な機器又は生産・販売管理システム等の購入、試作、製造、改良、据付け、借用、保守、又は修繕に要する経費

競争力強化事業では、上限額が設定されていないのに対し、機械等設備導入事業費では 1 補助事業者当たり上限額が設けられている。

本取引を、交付要綱に照らしてみると、「購入」、「製造」、「改良」といった内容は競争力強化事業区分には明示されておらず、機械等設備導入事業区分に掲げられている。たとえ本取引の開発費を委託費としたとしても、少なくとも契約書の内訳書にあるスキャナー代 1,000 千円、サーバー代 500 千円という工具器具については、要綱に従えば機械装置等設置導入事業区分に記録すべきものであるから、実績報告書の報告区分は不適切であると言える。

結果的に上限額を超えるような補助金が支出された場合には、補助金の返還を検討する必要がある。

なお、支援対象企業の認定に先立ち提出された、この補助事業者の中期経営計画書における、希望する支援の項目には、本システム関連経費は具体的に明示されておらず、競争力強化事業区分について補助希望額はゼロ、機械等設備導入事業区分には上限額である 25,000 千円の記載が見られた。

本事業においては、機械等設備導入事業区分に補助上限額が定められていることから、本来、機械等設備導入事業区分に該当する取引が、上限額の定めのない競争力強化事業等の他の事業区分に計上、記録されることにより、結果的に過大な補助金が支出されるリスクについて、所管課は十分留意する必要がある。

指摘 17-3	補助金の交付申請時に提出された見積書
勸奨事項	<p>令和元年 12 月 2 日に補助金の交付決定通知のあった令和元年度大分県地域牽引企業創出事業において、補助金の交付申請時に提出された令和元年 11 月 20 日の見積書に「今週中の注文で 3 月中納入可能です」との記載があった。</p> <p>仮にその週で注文が行われていたならば、交付決定よりも前に取引が開始されたことになり、この場合は、補助金の対象経費に認められないとされるところであるが、所管課が当該見積書の記載に対する調査、検討を行った証跡はなかった。</p> <p>今後は、所管課は書面の作成日や金額の照合のみならず、補助金の不正事例の収集、不正リスクの想定を行った上で、提出書類をチェックしてその証跡を残しておく必要がある。</p>

《補足》

所管課からは、後日事業者への聞き取りの結果、発注は承認後に行われており問題はなかったとの回答があった。

指摘 17-4	財産管理台帳の様式・内容
勸奨事項	<p>県が補助対象先に作成・提出を要求している財産管理台帳について、様式・内容が要綱等で定められておらず、法人が税務申告等で利用している固定資産台帳との整合性が把握されていないなど、資産の保全に係る統制が十分ではない。例えば、税務申告等で利用している固定資産台帳を提出してもらい、固定資産台帳に記載されていないものについて、財産管理台帳に記載を求めるといった対応でもよいのではないかと考える。</p>

《補足》

補助金交付要綱によると、財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ることとされ、実績報告に当たり財産管理台帳の写しが提出されることになっている。しかし、当該台帳の記載内容が、例えば、税務申告や会計帳簿と整合していないものであっても発見されない可能性が高い。

指摘 17-5	新規高度人材の考え方
勸奨事項	<p>補助対象経費となる人件費に係る新規高度人材の考え方について、県の注意事項をみると、新規高度人材候補者の認定企業での初任給が、認定企業全正社員（役員を除く）の平均給与を上回ることが、交付要綱の対象要件の一つとなっている。平均給与が基準とされているのは、高度人材であることが給与の高さに反映されると判断しているからであろう。そうであれば、認定企業内で職種も異なる社員との比較を行うよりもむしろ、同地域における同職種の他社との給与を比較する方が合理的である。</p> <p>当該事業は、県経済をリードする地場中小企業の創出を図ることを目的としており、同業他社の状況を踏まえることの方がその狙いとも整合する。</p>

《補足》

ある認定企業における高度人材に採用された月給と、インターネット上の求人情報に掲載されている同エリアの同職種の月給とを比較したところ、求人情報の月給が高いケースが多く見受けられるものがあつた。同業他社比較や業界水準からみて、高度人材であることが認められにくいといった状況が見られた。

指摘 17-6	認定企業の決算に係る適法性の確認
勸奨事項	<p>決算報告書の写しは入手しているものの、法人税申告書の入手や決算公告の有無についての把握が行われておらず、適法性のチェックが十分に行われていない。</p> <p>決算公告は、債権者をはじめ利害関係者等に対して会社の財政状態を明らかにし、不測の事態を避けて取引の安全を保つことを目的として行うものである。当事業では多額の補助金が認定企業に支出されていることから、決算公告は県民への情報公開といった観点からも有用である。地域経済をリードする企業として、適法性が確保されている点を確認しておくことが求められる。</p>

《補足》

県の事業とは関連しないが、持続化給付金の業務を国から受託した団体が決算公告を行っていなかった問題が全国的に話題となった。他山の石として、所管課も決算公告が行われていない認定企業に対しては、決算公告を行うよう要請するように検討されたい。

【サポート等に関する経費(大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務)】

指摘 17-7	補助と委託の考え方
改善事項	令和元年度の大分県地域牽引企業創出事業経営支援委託業務については、本来県が行うべき仕事ではなく委託になじまないのではないかと。地域牽引企業創出事業費補助金と同様、補助金で処理することが望ましい。

《補足》

委託業務の仕様書には、委託業務の目的として「大分県地域牽引企業創出事業において認定した地場中小企業の中期経営計画(5か年)達成に向けた支援を行い、認定計画の達成に資する」と定められている。

ここで委託とは、県の事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合にその反対給付として支出する経費、県の本来業務を県に変わり受託機関が実施するものとする。

経営支援により便益を受けるのは一義的には県民ではなく、認定企業であり、他社との競合もある中で、認定企業への経営支援(フォローアップ)まで県の本来業務とするのは、過度な行政支援ではないか。認定計画の達成は補助金を受けた認定企業自ら行っていくべきものである。

ここで補助金とは、県が特定の事業・活動を育成、助長、奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なく支出するものとする。

当事業の補助金は、補助率が1/2や2/3となっており、一義的な受益者である事業者の負担が制度上要求されるが、委託については、県の業務として県が負担している点についても、合理性が認められない。委託業務の内容は、補助金の枠内で実施されることが適切である。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	266,287	171,675	161,765
決算額	135,784	60,626	52,836
一般財源	135,784	60,626	27,989
繰入金	0	0	24,847

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
おおいた元気創出基金繰入金	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	33	33
旅費	546	10
役務費	5	35
委託料	18,857	17,709
使用料及賃借料	307	100
負担金補助及交付金	40,878	34,949
計	60,626	52,836

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
18	事業承継促進事業	経営創造・金融課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県内の中小企業・小規模事業経営者の約半数が今後10年間で引退年齢を迎えることとなるが、その5割が未だ後継者不在の状況にある。この現状を放置すると今後10年間で約1万社が廃業し、雇用や付加価値の多大な損失が生じる可能性があり、事業承継は喫緊の課題となっている。
事業の目的	県内事業者の早期計画的な事業承継を促し、承継後の持続化・成長を後押しするため、事業承継への意識喚起や後継者の育成、マッチング機会の拡大、経営者を伴走支援する人材育成を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 移住フェア出展 都市部で開催される移住フェアへ参加し、後継者人材の掘り起こしを行うことにより、後継者人材バンクへの登録やマッチングを促進する。</p> <p>2. 事業承継バトンタッチフォーラム 事業者や支援機関向けに、事業引継ぎ支援センターや民間M&A仲介企業の機能、それぞれの役割、支援事例などの周知・紹介により利用機会の拡大を図り、第三者承継を促進する。</p> <p>3. 後継者向け経営力強化支援研修 後継者として必要な資質や知識の習得を図ると共に、将来の経営者としての自覚と責任を醸成する。</p> <p>4. 事業承継伴走支援人材育成研修 支援人材の拡充のため金融機関職員や士業等を対象に、M&A・事業承継や廃業の案件に気づく力や相談対応力の養成、さらには専門機関に繋ぐための前さばき力の向上を図る。</p>

2. 事業実施期間
令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業承継伴走支援人材育成 研修育成研修参加機関によ る事業承継支援件数（人）	目 標	—	—	50
	実 績	—	—	52
	達成率	—	—	104%

4. 概要の補足説明

(1) 事業承継促進事業行う背景

所管課によると、事業承継促進事業を県が行っている背景として、以下のよ
うな状況がある。

中小企業庁は、中小企業廃業の急増により、令和 7 年（2025 年）までに、日
本全体で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の GDP が失われる可能性があるとして推計
しており、本県においても、一定の仮定を置いて試算すると、今後 10 年間に経
営者が 70 代以上となる中小企業は約 2 万社。このうち、後継者未定の 5 割が廃
業に至れば、10 年間累計で約 5 万人の雇用、約 2,700 億円の付加価値額が失わ
れる可能性があるとして、日本銀行大分支店の特別レポート（平成 30 年 1 月 24 日
公表）で報告されている。

参考指標は次のとおり。

- ・大分県内の中小企業者数 36,687 社（法人 15,074 社、個人 21,613）
- ・経営者が 60 歳以上の県内企業の割合 52.4%
- ・60 歳以上の経営者の後継者不在率 50.4%
- ・全国 2009 年～2014 年（平成 21 年～26 年）に廃業した中小企業の平均従業員
数 5.13 人
- ・全国 2011 年度（平成 23 年度）の 1 先当たりの付加価値額（法人 6,065 万円、
個人 526 万円）

(2) 委託業務の説明

本事業で行われている委託業務は次のとおり。

- ①事業承継バトンタッチフォーラム(1. 事業の概要(2)事業の内容を参考)

当事業は、企画提案競技の実施を経て、大分県商工会連合会との委託業務により事業が実施された（令和元年度事業承継マッチングイベント事業委託業務）。委託契約に係る仕様書によると、具体的な委託内容は次のとおりとなっている。

内容	説明
イベントの実施	日時・場所は県と協議 開催回数は2回 講師、事例発表者の選定 参加者数は50名以上 受講者名簿の作成、アンケート実施 参加者同士の交流
実施予定表等の作成	契約締結後に、年間スケジュールの提出
報告書等の作成	委託業務の実績等を整理した報告書の提出

②後継者向け経営力強化支援研修（1. 事業の概要（2）事業の内容を参考）

当事業は、企画提案競技の実施を経て、公益財団法人大分県産業創造機構との委託契約により事業が実施された（令和元年度後継者経営力強化事業委託業務）。委託契約に係る仕様書によると、具体的な委託内容は次のとおりとなっている。

内容	説明
後継者経営力強化研修の実施	日時・場所は県と協議 開催回数は4～5回 講師の選定 参加者数は15名を基準 受講者名簿の作成、アンケート実施 受講者同士の交流
実施予定表等の作成	契約締結後に、年間スケジュールの提出
報告書等の作成	委託業務の実績等を整理した報告書の提出

③事業承継伴走支援人材育成研修（1. 事業の概要（2）事業の内容を参考）

当事業は、国事業である事業引継ぎ支援センターやプッシュ型事業承継高度化事業の唯一の受託機関である大分県商工会連合会との委託契約により行われている（随意契約）。委託契約に係る仕様書によると、具体的な委託内容は次のとおりとなっている。

内容	説明
研修の実施	日時・場所は県と協議 座学とロールプレイングを組み合わせるなどより実践的な内容 研修参加者の規模は50名以上 受講者名簿作成とアンケート実施
企画書の作成	契約締結後に、研修に関する企画書の提出
報告書等の作成	委託業務の実績等を整理した報告書の提出

5. 監査結果

指摘	18-1	事業要否、見直しの検討
勸奨事項	<p>県は事業承継の促進に向けて、現経営者以外の後継候補者や士業等周辺機関に対する支援事業を行っているところであるが、現経営者への事業の直接的な効果は高くないことから、事業の要否をより明らかにして、必要に応じて事業を見直すことが望ましい。</p>	

《補足》

事業承継は本来、当事者間で解決すべき問題と思われるが、所管課によると、地域における後継者不在の割合が高いこと、顧客や雇用、取引先等への影響を踏まえ地域経済に必要な事業を残したいとの意図から、特に中小規模事業者を主要なターゲットとして、支援策に乗り出すことになったという。

株式会社においては、取締役の選任も含め最高意思決定機関は株主総会であるが、中小規模では現経営者が筆頭株主となっていることが多いことから、後継者不在の問題解消に当たっては、現経営者の意識や行動が変わることが決定的に重要と考えられる。

そのような中、本事業は後継者候補者の育成や、金融機関や商工会、士業等周辺機関への支援にとどまっていて、現経営者への直接的なアプローチがなされていない。

この点、所管課からは、現経営者を対象とした事業は大分県事業引継ぎ支援センター（大分県商工会連合会が九州経済産業局から委託を受けて設置された公的な相談窓口）において行われていることを踏まえ、すみ分けを図っているとの説明を受けたところである。しかし、周辺機関への支援が事業承継の促進を阻害するボトルネックの解消につながるとは考えにくく、二重行政の回避とはいえ、直接的な効果が認められにくい委託業務を行う必要性は高くない。

指摘 18-2	研修の開催日程、場所
勸奨事項	連続する平日2日間にわたり実施された事業承継伴走支援人材育成研修において、研修後の参加者アンケートをみると、回答者の25%超が「研修期間が長い」といった回答をしていた。例えば、普段の業務で忙しい人であっても可能な限り利用できるようオンライン研修を導入するなど、日程や開催場所を検討する必要がある。

《補足》

参加者は1日目よりも2日目の方が少なくなっていた。

	1日目	2日目
参加者数	60名	39名
回答者数	44名	37名

所管課によると、研修日程については予め関係機関に聞き取りを行った上、閑散期における平日の連続2日間での開催が決定されたこと、研修中でのロールプレイやケーススタディを実施したとのことであった。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響を踏まえ、研修内容を見直し、オンラインの導入も視野に入れていくとの回答を受けた。

指摘 18-3	審査委員の独立性
勸奨事項	後継者経営力強化事業委託業務や事業承継マッチングイベント事業委託業務においては、企画提案競技に係る審査委員会の審査を経て、随意契約により委託業務が履行されている。 この審査過程及び結果を見ると、外観的な独立性が十分に確保された審査委員により行われたものとは判断しづらい点が見られた。今後は、より独立性が確保された者を審査委員に加えるよう検討すべきである。

《補足》

後継者経営力強化事業委託業務や事業承継マッチングイベント事業委託業務における提案競技審査委員会設置要綱では、次の事項を定め、委員の外観的独立性を確保するようにしている。

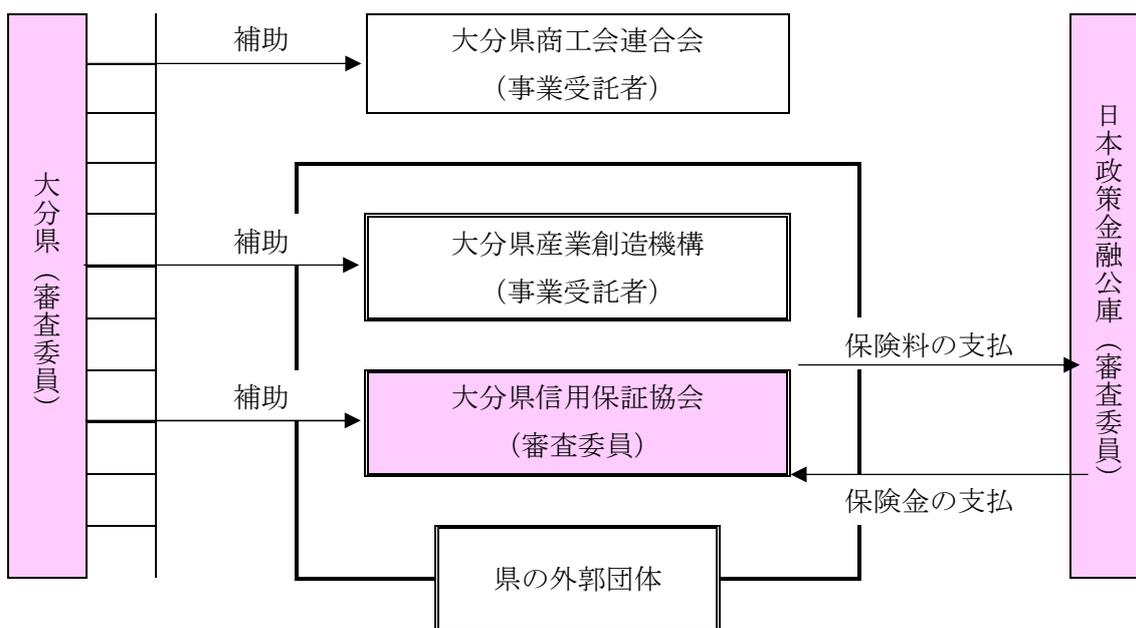
委員が次のように委託業務に係る提案に間接的に参画している場合、当該委員は当該提案の審査を行わないこととする。

- (1) 委員の所属する機関が連携機関等として提案に密接に関与していると認められる場合
- (2) 委員の所属する機関の職員が講師として提案書類に記載されている場合（大分県に関する記載を除く。）
- (3) 委員及びその配偶者が提案事業者の代表者と親族関係にある場合
- (4) 委員及びその配偶者または委員の所属する機関（以下委員等）が、提案事業者に出資している場合
- (5) 委員等が提案事業者（提案事業者の親会社、子会社を含む）と使用関係にある場合
- (6) 委員等が提案事業者の債権者または債務者に該当している場合
- (7) 委員等が提案事業者から継続的な報酬を受けている場合
- (8) 委員等が提案事業者から無償又は通常取引価格より低い価格による事務所又は資金の提供その他特別の経済上の利益を受けている場合

結果として、2事業の提案競技について次の点が見られた。

- ・審査委員は2つの事業とも同一人であった。
- ・審査委員会は2つの事業とも同日に行われていた。
- ・審査の点数が2つの事業で酷似していた。
- ・2つの事業は事業承継の促進といった観点では類似性のある事業であるが、応募者は1者ずつとなっていた。

また、事業受託者と審査委員が属する機関との関係図、審査結果を示すと次のとおりとなる。



事業名	委員 A	委員 B	委員 C	計
事業承継マッチングイベント事業	88 点	87 点	97 点	272 点
後継者経営力強化事業	88 点	88 点	97 点	273 点

上記の事実のみをもって問題があるとは言い切れないものの、偶然にこのような結果が出た場合であっても、審査が公平に行われたと推察できるよう、より独立性のある審査委員を加えるよう改善する必要があると言える。

指摘 18-4	委託業務の内容変更
勸奨事項	<p>研修業務の講師を県外専門家から、契約後に県内専門家に変更していたが、当該変更理由が事業の関係簿冊に記録されていなかった（令和元年度後継者経営力強化事業委託業務）。研修業務において、講師を誰が担当するかは重要事項であると考えられることから、この種の変更が生じた場合は、その経緯や対応等について少なくとも実施報告書の添付資料等に記録する必要がある。</p>

《補足》

なお、当初、県が参考見積として積算した資料について、県外専門家と県内専門家とでは、講師の謝礼金額の単価水準が異なっていたが、受託者は県外専門家の単価をそのまま変更後の県内専門家に対しても適用していた。これについて所管課からは、委託費が当初の予算内であり、委託先の判断であって問題ないとの回答を受けた。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	4,609
決算額	—	—	3,784
一般財源	—	—	2,019
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	1,765

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	—	168
需用費	—	79
役務費	—	8
委託料	—	3,529
計	—	3,784

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
19	おおいたスタートアップ支援事業	経営創造・金融課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	労働人口の減少による県経済の停滞、縮小が懸念される中、新たなビジネスや雇用を生み出す創業を促進することが喫緊の課題となっている。
事業の目的	雇用創出型企業や高成長ベンチャー企業の創出を図るため、創業の裾野拡大により県下各地での多様な仕事づくりを支援するとともに、成長志向の高い起業家を発掘・育成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 「おおいたスタートアップセンター」における事業展開 (実施主体：(公財)大分県産業創造機構)</p> <p>(1) 創業の裾野拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村との連携：ロングランセミナー ②女性創業希望者向け：ネットワーク構築、ビジネスアイデアコンテスト、フォローアップ <p>(2) 成長志向起業家の発掘・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ビジネスプランの磨き上げ：スタートアップ実践型集中講座の開催 ②おおいたアクセラレーションプログラム：成長を加速化させるための総合支援 ③留学生県内起業支援：投資家とのマッチングに向けた支援 ④大学発ベンチャーの発掘・育成 ⑤大学生向け起業家教育 ⑥関東圏のスタートアップコミュニティ形成 <p>(3) 創業環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①創業支援者の育成：実践型創業支援担当者育成研修費 ②民間インキュベーション施設連携促進 <p>(4) スタートアップセンター運営費(人件費、施設賃料等)</p> <p>(5) わくわく地方生活実現政策パッケージ関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域課題解決型起業支援補助金 ②運営費

2. 九州連携ベンチャー支援 九州・山口各県や経済団体と共催し、各県ベンチャー企業と投資家・大手企業等とのマッチングイベント「九州・山口ベンチャーマーケット」を開催
3. 推進費

2. 事業実施期間
平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
創業支援件数（件）	目 標	500	500	600
	実 績	571	599	591
	達成率	114.2%	119.8%	98.5%

4. 概要の補足説明

(1) おおいたスタートアップ支援事業補助金
概要は次のとおり。

事業目的	創業の増加及び創業者の成長促進	
実施主体	公益財団法人大分県産業創造機構（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく本県の中核的支援機関）	
事業の内容	おおいたスタートアップセンター管理・運営事業	支援事業
補助対象経費	修繕費、備品購入費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、使用料及び賃借料、負担金、委託料	人件費、謝金、旅費、食糧費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、負担金、委託料
補助率	10/10 以内	

当補助事業は主に次のような業務から構成されている。

	項目	主な業務内容
裾野拡大	各種セミナー、無料相談	特定創業支援に係る経営、財務会計、販路開拓、人材育成の4分野の講義、市町村連携セミナー、無料相談
	女性起業家支援	創業を志す女性の創業環境整備、コミュニティ形成、県外展開支援
	民間創業支援施設連携体	県内の民間創業支援施設によるセミナーや相談業務
	起業家教育	大学の授業やゼミと連携した将来的に起業という選択肢を持てる学生の育成を進めるプログラム
	IM（インキュベーション・マネージャー）研修	地域の創業支援人材の育成
成長支援	スタートアップクリエイティブマンス	官民含めた起業関連イベントの総合的な情報発信
	留学生支援	留学生に特化した伴走型支援
	アクセラレーションプログラム	成長志向起業家を対象とした外部専門家による伴走支援
	大学発ベンチャー支援	外部専門家による大学のシーズの事業化支援
	大分カイコウプロジェクト	大分ゆかりの関東圏在住のビジネスパーソンと県内起業家のマッチング支援
	投資環境整備	資金調達に関する勉強会・セミナー等

事業に要した主な経費は次のとおり。

管理運営費	使用料及び賃借料	11,668 千円	施設賃借料等
	負担金	2,954 千円	施設共益費等
	光熱水費	1,034 千円	電気代
	その他	2,024 千円	委託料、備品購入費等
	計	17,682 千円	
支援事業費	委託料	59,447 千円	アクセラ、留学生等
	人件費	18,932 千円	スタッフ2名、委託4名
	印刷製本費	2,343 千円	セミナー資料印刷代等
	旅費	2,017 千円	スタッフ旅費等
	その他	1,645 千円	消耗品費等
	計	84,386 千円	
	計	102,068 千円	

(2) 大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金

概要は次のとおりである。

事業目的	社会的事業における効果的な起業を促進し、地域の諸課題の解決を通じた地方創生の実現
実施主体	公益財団法人大分県産業創造機構（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく本県の中核的支援機関）
事業の内容	県が地域再生計画に位置づけた社会的事業の分野で起業する者に対し、起業に係る経費に対して地域課題解決型起業支援補助金を支給する（間接補助）。
補助対象経費	新たに起業する者が起業に要する経費とし、役員等を除く人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング費等
補助率	1/2 以内、補助上限額は 200 万円

当該補助金は、県内における起業を促進するため、社会的事業（※）に関する起業に対し、（公財）大分県産業創造機構が実施する起業支援事業に要する経費の一部を補助することにより、当該地域における新たな事業の創出を促進するとともに、地域課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的としている。

（※）社会的事業とは、以下の分野に関するものであって、1～3をすべて満たす間接補助事業をいう。

大分県地域再生計画「大分県移住・就職・起業支援計画」に定める以下の分野

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、インバウンド・ツーリズム関連等

1. 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
2. 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
3. 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

5. 監査結果

【おおいたスタートアップ支援事業費補助金】

指摘 19-1	事業の進捗管理方法の見直し
勸奨事項	<p>本事業により、補助対象先において委託業務を中心に様々な業務が行われている。ただ、事業実績書には個別の業務レベルで整理・評価されたものが見当たらず、補助事業として経済性や効率性を総合的に検証するのが困難な状況にある。</p> <p>所管課からは、毎年度当初に別途資料を使用して、補助対象先と個別事業の摺り合わせを行った上で、毎月行う補助対象先との協議により事業の進捗状況を管理しているとの説明は受けたが、その内容、結果等が事業実績書に反映されていない。</p> <p>委託業務の構成（補助の用途）や費用配分が効果的、効率的であるか、個別の業務レベルで目標を設定・管理し、補助事業の成果を総合的に測定できるよう、交付要綱や事業実績書の記載方法を含め事業の進捗管理方法を見直す必要がある。</p>

《補足》

本事業全体の成果指標は、創業支援件数となっており、当該指標の達成に向けて必要となる活動に関する指標としては、①ビジネスコンテスト等への出場など有望なビジネスプランを持つ起業家発掘（人）、②スタートアップセンター利用延べ人数（人）、③九州・山口ベンチャーマーケット出展企業数（社）が掲げられている。

しかし、これら指標が前述の各業務内容とどのように関連付けられているのか明確にされておらず、事業実績書において収支の予算・実績値は報告されているが、個々の業務がいかなる目的や目標の下に実施され、実行されたのか明確にされておらず、個別評価を積み上げて総合的な評価が行われているとは認められなかった。事業が3E（経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness))の観点で検証できる状況となっていない。

業務ごとに可能な限り具体的に目標を設定し、個別に検証を行った上で、トータルの活動指標と成果指標を分析していくことができれば、事業費全体から各業務への費用配分の適切性や効率性、さらには業務内容（詳細な事業メニュー）の見直しに活用されるものと期待できる。

また、要綱の見直しに際し、事業変更承認申請書の書き方やチェックのあり方についても、次のように変更額の内容について、説明が十分ではないものが見受けられたことから、見直しを図ることが望ましい。

委託事業について、新型コロナウイルス感染予防による事業内容の変更等に伴い経費を減額変更するため、事業変更承認申請書が令和2年2月12日に提出された。変更前後の経費の額は次のとおりである。

	変更前	変更後	増減額
経費計	103,047 千円	102,047 千円	△1,000 千円
うち人件費 支援事業	15,363 千円	18,785 千円	3,422 千円
うち委託料 支援事業	63,404 千円	59,528 千円	△3,876 千円

承認申請書には、新型コロナウイルス感染症の影響等で委託業務の見直しに伴い、全体の経費が減額されることが記載されていた。ただ、個別の経費を見ると、人件費は変更前よりも変更後の方が増加していたが、この点の説明や記録がなされていなかった。承認申請書の内容の記載、チェックをより詳細に行えるようにしておくことが望ましい。

指摘 19-2	補助事業者が実施した企画提案競技
勸奨事項	<p>補助事業者においては、多くの委託料が支出されている。委託契約に当たっては県に準じて企画提案競技を経て随意契約が行われているところである。</p> <p>支出額 200 万円以上の委託業務を見たところ、すべて企画提案競技が実施されていたが、結果として応募者もすべて 1 者のみであり競争性が確保されているとは判断できなかった。補助金がより効果・効率的に利用されるよう工夫の余地がないか検討されたい。</p>

《 補足 》

補助事業者において行われた委託業務（支出額 200 万円以上）は次のとおり。

内容	支出額:千円
令和元年度インキュベーションマネージャー研修事業委託費	2,184
平成 31 年度女性起業家創出促進事業	6,462
大学発ベンチャー創出促進事業委託業務	4,004
令和元年度湯けむりスタートアップサミット運営委託業務	3,208
平成 31 年度成長志向起業家育成支援事業	18,700
令和元年度関東圏起業家ネットワーク構築事業	5,268
平成 31 年度おおいた学生スタートアップ支援事業	10,496
令和元年度インキュベーション施設連携加速化事業	2,123

【大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金】

指摘 19-3	「地域（の）課題」の曖昧さ
勸奨事項	大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱に記載されている「地域（の）課題」について定義づけがされておらず、対象が非常に曖昧であり、あらゆる起業が対象となってしまうのではないかといった疑念がある。対象を明確にして、事業効果を高める工夫を検討することが求められる。

《補足》

当補助金の対象は「概要の補足説明」欄に記載のとおり、次の3つをすべて満たす間接補助事業に関する起業に対するものである。

1. 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
2. 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続可能であること（事業性）
3. 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

上記1～3について、事業計画書等に以下の点が検出された。

1. 社会性

記載内容が粗雑、漠然としたものが見受けられた。

- ・空き店舗の活用が、社会性の項目として大きく記載されているが、一般的に自宅以外で事業を開業する際に、自己所有の建物でなければ、賃借するのは、空き店舗や空き部屋である。空き店舗を活用すること自体に社会性を認めてしまうと、ほとんどすべての業者が要件を満たしてしまう。したがって、空き店舗の活用を社会性として認めるのであれば、その空き店舗が放置されることが、地域にとっていかなる問題を生じさせ（てい） るのかといった点を詳細に記載することが望ましい形である。空き状況がどの程度続いているのかといった指標も加えてもよい。
- ・極端な少子高齢化による人口減少、地域力の低下を課題に挙げ、起業することによる「魅力ある店づくり」「まちの賑わいづくり」を進め、「元気なまち」を発信することで潜在的な定住者の呼び水としたいとしているものが見受けられたが、このような抽象的なフレーズは、地域の課題の解決に資するかどうか分かりづらい。この点が問題なければ、高齢化する人口減少地域での開業行為そのものに、要件としての社会性が容易に認められることになる。

2. 事業性

客単価の目安は記載されているが、どの程度販売するのか、客数や日、月などの売上見込みなどが記載されていないものなど、自律的な事業の継続が可能であることが推察できない事例が見受けられた。

3. 必要性

地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないといったことが定量的に示されていないものが見受けられた。サービスが十分ではないことと必要性とは必ずしもイコールではない。例えば、必要と思っている人が少ないから需要がなく、サービス供給が十分ではないといったことも考えられる。

- ・お客さんや知人から「昼に食事できるところが少ない」、「昼間はいつも同じ店に行っている」といった声がある、という記載があったが他の地域に比べてどの程度不足しているのか定量的なデータが記載されていない。
- ・高齢化が進む中で、椅子席が少なく、椅子席にすることによる高齢者への対応が記載されていたが、地域における課題というよりも、顧客の立場からの要望であって、起業者に限定しなくても設備資金があれば応じられる既存事業者は存在する事項であり、事業の必要性があるとまでは判断できなかった。

以上、社会性、事業性、必要性、いずれの点においても記載が妥当なものとは判断できないケースが認められた。社会性、事業性、必要性の程度については、外部専門家委員会による採点の高低により序列がつけられているものの、それほど採点結果が高いとは言えない事業も採択されている実情もある。

事業を策定する県の立場としては、本補助金を通して地域に存在する課題が解決されることを重要な目的としているところ、補助対象者にとっては起業に係る資金調達（補助金を受け取ること）が重要な目的であり、そのために何とかして地域課題を事業計画に結び付けるプロセスとなっているケースも考えられる。

そもそもこのような状況となっている背景に制度の曖昧さがある。事業実施要領によると、この事業は社会的事業における効果的な起業を促進し、もって地域の諸課題の解決を通じた地方創生を実現することを目的とされている。しかし、「地域の（諸）課題」についての定義や考え方が、事業実施要領や補助金交付要綱に具体的に示されていない。

地域再生計画である「大分県移住・就職・起業支援計画」においても、転出超過の傾向や転入増のための移住対策の強化、現役世代や集落活動を担う人材不足、地方の担い手不足対策が本県の喫緊の課題といった記載が見られたが、各分野における地域課題の定義や考え方についての記載は見当たらなかった。そもそも解決すべき課題が想定されずに、漫然と事業が実施されているのではない

だろうか。

商取引を行う起業である以上、多かれ少なかれ地域や経済活性化にはつながる可能性はあることから、重要なポイントとなるのはその程度である。

補助金は、地方自治法でも定められているとおり、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができる。民間が行う起業に伴うコストは、本来起業家自ら負担し、同業他社との自由競争の下で競争力を高めることが望ましいものであるところ、それを公金で補助するのはその公益上の必要性が一定程度高いことが認められるからであろう。

所管課としては、今よりも少し高次のレベルでその社会性や事業性、必要性を評価する必要があるのではないか。「起業支援」の窓口となる大分県産業創造機構に対しても、単なる起業支援ではないことについて、十分な指導・助言を行っていくことが求められる。

今後は、地域の課題及び審査基準について、方針・スタンスを整理し、どのようなものが公益性や事業性、必要性が優れているケースであるのかを明確にすることが望ましい。整理に当たっては、例えば、次のような点を参考にされたい。

公益性	<ul style="list-style-type: none">・商品の顧客数（サービスの利用客数）・事業展開するマーケット・雇用人数・不特定多数の利益の享受（どの範囲の受益者を考慮するか）・見込まれる税収
事業性	<ul style="list-style-type: none">・採算が取りづらいものに希少性を勘案して補助するのか・採算が取れないと将来無駄になるので採算が取れるところに補助するのか・採算が取れるようなところは自力でやってもらうのか、あるいは成功確率が高いところに優先して支援するのか
必要性	<ul style="list-style-type: none">・困っている対象が代替的なサービスを利用することが困難であること・補助しなければ追加的な社会コストが増大する程度

指摘	19-4	採択決定の基準
勸奨事項	採択に係る審査結果を見る限り、必ずしも評価の高いところが採択されているとは判断できないことから、採択決定の基準について見直しを検討されたい。	

《補足》

外部専門家委員会による事業計画書の書面審査を行い、採択者が決定される。

応募件数、審査結果等の内訳は次のとおり。

応募件数	27 件
採択件数	17 件
交付決定件数	16 件
交付件数	16 件
交付金額	25, 200 千円

平均点	採択件数
90 点以上 100 点	—
80 点以上 90 点未満	1 件
70 点以上 80 点未満	4 件
60 点以上 70 点未満	7 件
57.6 点以上 60 点未満	5 件
57.6 未満	不採択

審査点数の高い方から採択されており、採択された中での最低点は 57.6 点となっている。この点を高いか低いかどうかは、見る人により判断が分かれるが、例えば、委託業務における企画提案競技で設けられているボーダーライン（基準点）が 6 割や 7 割であることを勘案すると、少し低いと考えられる。

社会性や必要性の有無のみならず、高低や大小を補助金額や補助率に反映したり、基準点を設けたりといった見直しができないか検討されたい。

なお、採択先には他の補助金等の実績のあるところも認められる。この点について、客観的に評価の高いところに対して公金が使用されることが、支出の成果が最大限に発揮される可能性が高いことの裏付けであるといった見方ができる一方、特定のところが何度も補助金を受領した結果、補助金を活用できない先が生じてしまうといった見方もある。仮に後者を問題とするのであれば、重複先には補助率や補助金額を減額するといった手法により、多くの希望者が利用できるような工夫を検討する余地がある。

指摘 19-5	事業計画での内容と起業後の活動の齟齬
勸奨事項	事業計画に記載された内容が履行されていると資料では認められなかった先が存在した。採択に影響を及ぼす事項については、起業者の計画が「誇大」になっていないか現実的であるかを判断し、心証を得ることが重要である。

《補足》

事業計画の骨子に「特にジビエ料理に力を入れていく予定である」としていた

が、飲食店のホームページを見たところ、メニューにジビエ料理の記載がなく、特に力を入れているとまでは判断できなかった。その後、所管課からは、ジビエ料理については現在、猟師等からの入手が不定期であり、通常メニューに載せていないが入荷時には「本日のおすすめ」料理で提供しており、開店以降の提供実績はあるとの回答を受けた。

指摘	19-6	補助金交付要綱の明確化
勸奨事項	<p>起業後に事業拡大を図っている者に対して補助金が支出されているケースがある。起業者の要件が曖昧であるため、補助対象として適切であると判断するのが困難であった。補助金を活用する県民の立場を考慮し、可能な限り誤解や解釈の差が生じることなく公平な運用が行われるよう、交付要綱等を整備する必要がある。</p>	

《補足》

個人事業主の法人化（いわゆる法人成り）が起業に当たるのかを検討した。大分県地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱において、「起業」とは次のことを指している。

- (1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
- (2) 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設置された会社が事業を開始すること。

また、「起業家」とは、起業を行おうとする個人であって、次のすべてに該当する者をいう。

- (1) 間接補助事業の公募開始以降、事業期間完了日までに大分県内で起業すること。
- (2) 大分県内に居住していること、もしくは間接補助事業の事業期間完了日までに大分県内に居住することを予定していること。
- (3) 法令順守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (4) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

所管課から提出された、「2019 年度地方創生推進交付金に関する Q & A」といった国の要綱を見ると、起業者の要件には次のような記載があった。

- Q 個人事業主が法人を設立する場合、既に起業している者が新たに法人を設立する場合は対象となるか。
- A 新しく法人を設立し、もしくは個人として開業届けを提出する場合は対象となり得る。

対象となるではなく、対象と「なり得る」といった表記であった。

県の補助金要綱では、事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設置された会社が事業を開始することとされているが、国のQ&Aにおいては、個人事業主が法人を設立する場合は対象となり得るとされている。

採択先の中には法人成りしている先が存在した。仕事のマッチングサービスを行う事業主が令和元年10月1日に法人を設立しているが、平成29年10月に個人事業を開業し、開始届も提出済みであった。しかし、個人事業主と法人との事業の違いが資料からは認められず、スタートアップ期ではなく成長期（事業拡大）に向けての支援であるようにも見受けられた。所管課からは、この場合であっても対象になるという回答があり、その後、当該事業の申請書を内閣府に送付し、確認したところ交付決定に問題はないとの回答を受けたとのことであった。

この他、美容業を営む個人事業主が社会福祉施設への訪問美容を行う法人を設立することに伴い、補助金が支出されているケースもあった。いかなる場合が起業とされ、また起業とは認められないのか、線引きが不透明なケースが見られている。

起業者の要件が曖昧であると、本来申請したい者が誤解して申請を断念することや、審査について恣意性が混入する可能性が考えられる。今後は、募集要項や補助金交付要綱、Q&A、審査基準において、要件をより明確に記載、開示することが望ましい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	87,123	86,930	136,378
決算額	74,853	86,900	130,087
一般財源	44,887	56,276	83,817
繰入金	0	500	500
国庫	29,966	30,124	45,770

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	270	299
負担金補助及交付金	86,630	129,788
計	86,900	130,087

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
20	I T人材確保支援事業	先端技術挑戦室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>I T関連産業の人手不足感は他業種に比べて高く、県内企業からの聴き取りでは約6割が人手不足と回答している。</p> <p>一方、第4次産業革命では、I o T (Internet of Things :モノのインターネット)、A I (人工知能) などの先端技術により、複雑な判断を伴う労働やサービスの機械による提供が可能になると言われている。本県としては、それらを支え活用できる人材の育成を進めていく必要がある。</p>
事業の目的	<p>第4次産業革命を支える基盤であるI T人材の確保・育成のため、若い世代に向けたI T技術に対する興味喚起や、A I・ビッグデータを活用できる人材やセキュリティ人材の育成、県外I T企業・人材との交流促進など、世代別・体系的な施策を実施する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 未来のIT技術者発見事業</p> <p>①小・中学生向けプログラミング教室の開催 県内の小中学生を対象としたプログラミング教室を開催（計5回）。</p> <p>②高校生を対象としたI T業界説明出前授業及びワークショップの開催 ・県内高等学校の生徒に対し、I T業界の現状及び具体的業務内容等について、県内企業による説明会を実施（計5回）。 ・高校生、専門学校生等とI T人材との交流ワークショップの開催（全3回）。</p> <p>2. アプリケーション等開発人材育成支援事業 県内ベンチャー系I T関連企業が共同で設立したN P O法人が行う塾「おいたリエイティブアカデミー（O C A）」運営に係る経費（講師謝金など）に対する助成。</p>

コース アプリ開発コース／WEBデザイナーコース

補助率 定額

定員 計 40 名（通年コース 25 名、短期コース 15 名）

3. IT人材交流促進事業

①県内外 IT企業・人材交流促進事業

県内のサテライトオフィスやコワーキングスペースを活用し一定期間業務を行う県外 IT 関連企業に対する助成。

補助率 1 / 2 上限 300 千円 / 社（交通費・宿泊費等）× 6 社

②おおいた IT人材塾の開催

県内 IT 企業の連携力強化のため、IT 技術者を対象としたセミナーやハッカソン等を実施（全 7 回：7 月～2 月）。

4. 情報セキュリティ人材育成事業

情報セキュリティ人材を育成・活用するためのセミナー及び資格取得対策講座を実施。

セキュリティ人材活用セミナー（1 回）

資格取得対策講座（6 H × 2 日間 × 2 回）

対象資格 情報セキュリティマネジメント

5. 事業の執行に要する経費（職員旅費等）

2. 事業実施期間

平成 29 年～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
未来の IT 技術者発見事業 参加者の中でプログラミング、IoT への興味が向上した者の割合 (%)	目 標	100.0	100.0	100.0
	実 績	94.3	94.5	98.4
	達成率	94.3%	94.5%	98.4%

4. 概要の補足説明

5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘 20-1	I T人材交流促進事業について
勸奨事項	I T人材交流促進事業のうち、県内外 I T企業・人材交流促進事業については予算執行率が悪いため、活用促進に努められたい。

《補足》

当該事業の一つとして I T人材交流促進事業というものがあり、その一環として県内外 I T企業・人材交流促進事業という事業が実施されている。当該事業は、県内 I T企業との交流を目的として県内のサテライトオフィスやコワーキングスペースを活用し、一定期間業務を行う県外 I T関連企業に対して助成を行う補助事業である。

令和元年度における当該事業の予算は 1,800 千円であったのに対し、実際に当該事業を活用して助成を受けた企業は 4 社 429 千円にとどまっており、予算執行率の面からは低いと言わざるを得ない。令和元年度は新型コロナの影響ももちろんあったと考えられるが、助成対象が県外企業ということも影響しているのでないかと考えられる。将来的な県外企業の県内進出や県内企業との業務提携、県内への I T人材の県内流入等を促進するためには意義のある事業と考えられるので、より一層の周知に努められたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	11,344	13,952	14,422
決算額	10,875	10,583	12,564
一般財源	5,843	6,052	7,223
繰入金	0	0	0
国庫	5,032	4,531	5,341

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	35	17
旅費	665	554
委託料	6,680	8,496
使用料及賃借料	28	49
負担金補助及交付金	3,145	3,429
計	10,553	12,545

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
21	企業立地促進事業	企業立地推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	人口減少社会において、地域経済の活性化を図るためには、優良企業を誘致し、地場企業の競争力を強化していくことが重要であるが、企業誘致の地域間競争が激化していることから、より一層の戦略的、効果的な推進が不可欠である。
事業の目的	県外企業や戦略産業対象分野の地場企業による県内投資の促進を図るため、企業立地を推進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 産業立地促進補助金 企業の設備投資を促進し、雇用の創出と産業の更なる集積を図るため、工場等を県内に設置する誘致企業に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>2. 大規模投資促進事業費補助金 地域の均衡ある発展を図るため、過疎地域等での企業立地を促進し、雇用の機会の確保と産業の高度化に資するため、大規模設備投資を行う誘致企業に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>3. オフィス系企業誘致促進補助金 地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、オフィス系事業所を県内に設置する誘致企業に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>4. 本社機能誘致促進補助金 県内への人の流れの創出及び雇用の拡大並びに地域経済の活性化を図るため、特定業務（本社機能）施設を県内に設置する誘致企業に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>5. 臨海工業地帯立地促進補助金 企業の設備投資を促進し、更なる産業の集積と雇用の創出を図るため、大分臨海工業地帯6号地（C-2地区）の用地を購入し、事業を営む立地企業</p>

に対して、補助金を交付するもの。

6. 企業立地推進業務委託

戦略・効果的な企業立地の推進のために、現状の産業用地の分析評価、企業動向調査を行う。

2. 事業実施期間

昭和 61 年～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
企業誘致件数（件）	目 標	25	25	25
	実 績	55	59	51
	達成率	220.0%	236.0%	204.0%

4. 概要の補足説明

(1) 補助金の内容

産業立地促進補助金(平成 23 年創設)	
対象業種	製造業、半導体検査業 地場企業対象分野（戦略産業）：自動車、半導体、太陽電池、 精密機械、医療
対象地域	製造業：中核市を除く県内全域
補助要件	【製造業】 〔新設〕①～③に該当 or ②及び③に該当 ①設備投資額 3 億円以上 ②工場等の設置に伴う新規地元雇用者が 10 人以上 ③用地取得（賃貸）後、3 年以内に工場等の建設に着手すること（県及び県土地開発公社が造成した団地は 5 年以内）。 〔増設〕①～④に該当 ①設備投資額 2 億円以上 ②工場等の設置に伴う新規地元雇用者が 10 人以上 ③増設表明後 1 年以内に工場等の建設に着手すること ④増設生産面積が 990 m ² 以上 【半導体検査業】 〔新設〕①～②に該当

補助要件	<p>①工場等の設置に伴い、その業に直接従事する技術者数 10 人以上</p> <p>②用地取得（賃貸）後、3 年以内に工場等の建設に着手すること（県及び県土地開発公社が造成した団地は 5 年以内）</p> <p>[増設] ①～③に該当</p> <p>①工場等の設置に伴い、その業に直接従事する技術者数 10 人以上</p> <p>②増設表明後 1 年以内に工場等の建設に着手すること</p> <p>③増設事業所面積が 100 m²以上</p>
補助対象	用地の取得・造成、建物の建設、機械設備・付属設備（事業の用に直接供する部分）
補助金額	<p>【製造業】 (1)①or(1)②or(2)①</p> <p>(1)新設 ①投資額 3 億円以上かつ新規雇用 10 人以上の場合</p> <p>(2)増設 ①投資額 2 億円以上かつ新規雇用 10 人以上</p> <p>(土地・建物取得費+投下固定・リース資産額) × 3% + 50 万円 × 新規雇用者数 (限度額 3 億円)</p> <p>過疎地域加算：30 万円 × 新規雇用者数 (限度額 3 千万円)</p> <p>(1)新設 ②新規雇用 10 人以上の場合(投資額 3 億円未満)</p> <p>30 万円 × 新規雇用者数 (限度額：3 千万円)</p> <p>【半導体検査業】</p> <p>(土地・建物取得費+投下固定・リース資産額) × 3% + 50 万円 × 新規雇用者数 (限度額 1 億円)</p> <p>【共通】</p> <p>大分北部中核工業団地内に立地している場合に加算 (H26. 3. 31 以前に土地を購入している場合に限る)</p> <p>公募価格 × 分譲面積 × 5%</p>

大規模投資促進事業費補助金(平成 8 年創設)	
対象業種	製造業、情報関連産業
対象地域	製造業：中核市を除く県内全域、情報関連産業：県内全域
補助要件	<p>【製造業】</p> <p>[新設・増設] ①～⑤に該当</p> <p>①操業までの設備投資額 80 億円以上</p>

補助要件	<p>②新規雇用者 80 人以上</p> <p>③産業立地促進補助金の適用を受けないこと</p> <p>④用地取得（賃貸）後、3 年以内に工場等の建設に着手すること（県及び県土地開発公社が造成した団地は 5 年以内）。増設については増設表明後 3 年以内。</p> <p>⑤該当地区に工場が設置されること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法：工場適地 ・農村地域工場等導入促進法：工場等導入地区 ・都市計画法：工業専用地域、工業地域、準工業地域 ・市町村造成の工業団地 <p>【情報関連産業】</p> <p>〔新設・増設〕①～④に該当</p> <p>①操業までの設備投資額 10 億円以上</p> <p>②新規雇用者 30 人以上</p> <p>③産業立地促進補助金の適用を受けないこと</p> <p>④用地取得（賃貸）後、3 年以内に工場等の建設に着手すること（県及び県土地開発公社が造成した団地は 5 年以内）。増設については増設表明後 3 年以内。</p>
補助対象	操業までの設備投資額（土地、事業の用に直接供される家屋・償却資産）
補助金額	<p>【製造業】①or②（※同一市町村内の同一企業に通算 50 億円）</p> <p>①新規雇用 100 人以上 設備投資額×5％ 限度額：新規雇用者 300 人以上→30 億円 新規雇用者 200 人以上 300 人未満→20 億円 新規雇用者 100 人以上 200 人未満→10 億円</p> <p>②新規雇用 100 人未満（要件 80 人以上） 設備投資額×5％×新規雇用者数／100 限度額：設備投資額×5％に相当する額→10 億円</p> <p>【情報関連産業】①or②（※同一市町村内の同一企業に通算 50 億円）</p> <p>①新規雇用 100 人以上 設備投資額×5％ 限度額：新規雇用者 300 人以上→30 億円 新規雇用者 200 人以上 300 人未満→20 億円 新規雇用者 100 人以上 200 人未満→10 億円</p>

補助金額	<p>②新規雇用 30 人以上 100 人未満の場合 設備投資額×5%×新規雇用者数/100 限度額：設備投資額×5%に相当する額→10 億円 (※年度あたり 3 億円以内を限度として分割して交付することができる)</p>
------	--

オフィス系企業誘致促進補助金(平成 16 年創設)	
対象業種	BPO、コールセンター業、情報関連産業（ソフトウェア業、情報提供・処理サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業）
対象地域	県内全域
補助要件	<p>【コールセンター、BPO業】 〔新設・増設〕①～②に該当 ①新規地元雇用者数が 30 人以上 ②産業立地促進補助金及び大規模投資促進事業費補助金の適用を受けていないこと</p> <p>【情報関連産業】 〔新設・増設〕①～②に該当 ①新規地元雇用者数が 5 人以上 ②産業立地促進補助金及び大規模投資促進事業費補助金の適用を受けていないこと</p>
補助対象	雇用経費、人材育成経費、設備経費、専用通信回線使用料、事務所賃借料
補助金額	<p>【コールセンター、BPO業】 ①+②+③+④ ①雇用奨励金（3年間） 20 万円（中核市は 10 万円）×新規雇用者数 ②人材育成支援（3年間） 32,000 円（関東圏）×来県回数（延べ 24 回/年） ③施設整備補助 （土地・建物取得費+投下固定・リース資産額）×10% 業務システム等使用料・賃借料×10%（3年間） ④事業開始支援（最大 3 年間） 事務所賃借料×1/3（限度額：3 千万円/年） 専用回線使用料×1/2（限度額：3 千万円/年） （限度額：①+②+③+④で 1 社通算 2 億 8 千万円）</p> <p>【情報関連産業】 ①+②+③+④</p>

補助金額	<p>①雇用奨励金（3年間） 20万円（中核市は10万円）×新規雇用者数</p> <p>②人材育成支援（3年間）※離島等に事業所を新設又は増設した企業に限る 32,000円（関東圏）×来県回数（延べ24回/年）</p> <p>③施設整備補助 （土地・建物取得費＋投下固定・リース資産額）×10%</p> <p>④事業開始支援（最大3年間） 事務所賃借料×1/3（限度額：3千万円/年） 専用回線使用料×1/2（限度額：3千万円/年） （限度額：①＋②＋③＋④で1億円）</p>
------	--

本社機能企業誘致促進補助金(平成28年創設)	
対象業種	<p>研究所 事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門）</p>
対象地域	県内全域
補助要件	<p>【研究所、事務所】 〔新設・増設〕①に該当 ①雇用者数が10人（中小は5人）以上</p>
補助対象	雇用経費、設備経費、事務所賃借料
補助金額	<p>【研究所、事務所】</p> <p>①雇用奨励金（正社員のみ2年間） 80万円×新規雇用者数</p> <p>②移転奨励金 50万円×転勤者数</p> <p>③施設整備補助 〔施設取得型〕 土地・建物取得費×3% 投下固定資産・リース額×3% 〔施設賃借型〕 投下固定資産・リース額×10%</p> <p>④事業開始支援〔最大2年間〕 〔施設賃借型〕 事務所賃借料×1/2（限度額3千万円/年） 〔限度額：施設取得型で3億円〕</p>

補助金額	[限度額：施設賃貸型で1億円]
------	-----------------

(2) 補助金の交付実績 令和元年度

補助金名	件数	金額 (単位：千円)
産業立地促進補助金	7	583,870
大規模投資促進補助金	1	200,000
オフィス系企業誘致促進補助金	14	93,599
本社機能誘致促進補助金	0	0
計	22	877,469

5. 監査結果

指摘 21-1	補助金の対象となる新規雇用者について
勸奨事項	<p>産業立地促進補助金、大規模投資促進補助金及びオフィス系企業誘致促進補助金の補助対象となる新規雇用者数については、県内に居住する者を対象としているが、企業への採用直前に大分県民となった者も地元雇用者としている。</p> <p>雇用の創出や雇用の機会の確保の観点からは、採用直前に大分県民となった者も地元雇用者に含めて何ら不都合は無いのであるが、U I J ターンの実態をより正確に把握するためには、採用直前に大分県民となったものとそれ以外の者とを峻別することが望ましい。</p>

《補足》

補助金名		採用直前の居住地	
		県内 (人)	県外 (人)
産業立地推進	C社	8	27
産業立地推進	T1社	20	0
産業立地推進	S社	41	6
産業立地推進	D1社	47	5
産業立地推進	T2社	14	1
産業立地推進	K社	15	0
産業立地推進	D2	26	8
大規模投資促進	S社	13	29

上表のように新規地元雇用者としてカウントされている数のうち、採用日の直前月に大分県に住民票を移しているものが見受けられる。これについては、大

分県のU I J ターン政策による雇用者の増大としてカウントすることが適当である。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	1,247,119	1,211,479	1,497,167
決算額	384,986	912,368	884,739
一般財源	384,986	912,368	586,143
繰入金	0	0	298,596
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
企業立地促進等基金繰入金	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
委託料	0	7,270
負担金補助及交付金	912,368	877,469
計	912,368	884,739

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
22	働き方改革推進事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	人口減少が進展し、生産年齢人口の減少が予測される中、企業が人材確保のため、働き方を見直し、誰もが働きながら子育てや介護ができる環境を実現するとともに、結婚・出産の際でも就労を継続できる職場環境の整備が課題となっている。
事業の目的	人材の確保・定着等を図るため、労働生産性向上による長時間労働の是正、多様な制度を用いた柔軟な勤務体制の整備など、だれもが働きやすい職場環境づくりへの取組、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 大分県働き方改革推進会議 働き方改革の推進に向けた取組について議論を行うとともに機運醸成を行うための推進会議を実施するほか、フォローアップ会議やトップセミナー等を実施する。</p> <p>2. 「おおいた働き方改革」経営者勉強会 経営者が働き方改革の必要性を理解し、自社における働き方改革の実践の契機とする勉強会を実施する。</p> <p>3. 「おおいた働き方改革」実践推進事業 企業において、働き方改革の中心となって取り組むリーダーを養成するリーダー養成講座を実施する。また、企業に働き方改革コンサルタントを派遣し、継続的な指導助言等を行うことで、先進事例を創出する。</p> <p>4. おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証制度の普及 認証に必要となる一般事業主行動計画の作成を支援し、認証の拡充を図るとともに、認証企業には認証証と認証マークを交付する。</p>

5 推進費

「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰、リーフレット作成

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
おおいた子育て応援団 認証企業数（社）	目 標	100	100	100
	実 績	101	100	100
	達成率	101.0%	100.0%	100.0%

4. 概要の補足説明

おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）認証制度とは、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりに取り組む企業を大分県が認証する制度であり、対象は大分県内に事業所があれば、本社が東京など大分県外でも県内の事業所単位で認証している。また、次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出た企業が対象となる。

そして、企業への周知・勧誘については、県が大分県中小企業団体中央会に随意契約により委託しており、県が認証作業を行っている。

5. 監査結果

指摘 22-1	当該事業のアウトカム指標について
勸奨事項	おおいた子育て応援団認証企業数をアウトカム指標としているが、すでに数年間が過ぎていることから、認証した企業がどのように仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを実践しているのか実態を評価する成果指標が望まれる。

《補足》

当該認証事業は平成 18 年度から継続実施しており、成果指標として、県によるおおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）としての認証数を挙げているが、適切な指標なのか疑問である。当該制度の趣旨は「当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組の促進を図ること、次代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的とする」ことであるが、同認証事業を長年実施しており、次の段階にステップアップする時期に来ているのではないか。当該認証した企業の実態が制度の

趣旨に沿った取組を企業が行っているのか評価することが大切であり、アウトカム指標も工夫する余地があるのではないだろうか。

そして、15年間にもわたって県は認証事業を実施してきているが、今後の施策としては、認証数ではなく、認証した企業の具体的な取組内容をトレースして、それらを踏まえて仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりの取組を助言するなどの施策への一層のシフトを望みたい。

なお、認証企業数の至近5か年の状況であるが、100社目標に対し100～101社が認定されており、目標の達成が事業目的となっているように見受けられることから、より一層の取組が求められる。

指摘 22-2	おおいた子育て応援団認証事業の随意契約理由について
勸奨事項	おおいた子育て応援団認証事業は、随意契約によって大分県中小企業団体中央会を委託先としているが、随意契約とした理由の一層の丁寧さが望まれる。

《補足》

当該事業について、委託先を随意契約により選定している。

随意契約とした理由は、「本事業の実施については、委託先の選定に当たり、①中小企業に対して日常的に情報収集、指導、助言を行う立場でその能力を有する、②多くの中小企業に対する情報収集や訪問勧誘ができる、③県内全域の企業を対象に事業が実施できるとしている、の3点を挙げている。大分県中小企業団体中央会は傘下組合を通じて、県内約25,000企業の情報収集・勧誘訪問を行う能力があり、組合への指導を活用した業界・地域単位での取組推進も期待できる。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主等に対し雇用環境整備に関する相談等を適正かつ確実に行える団体として、次世代育成支援対策推進センターに指定されている。」というのが全文である。

契約締結の方法は、原則として一般競争入札であり、随意契約はあくまでも例外であることから、当該委託業務に他の団体が参入する余地がないか等の調査・分析を行うなど、随意契約とした理由に、一層の丁寧さを求めたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	8,677	14,861	14,296
決算額	7,490	14,258	12,971
一般財源	5,228	7,748	6,863
繰入金	0	0	0
国庫	2,262	6,510	6,108

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	482	588
旅費	279	139
役務費	0	7
委託料	12,134	11,486
使用料及賃借料	67	44
負担金補助及交付金	500	500
計	13,462	12,764

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
23	障がい者雇用総合推進事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	平成 30 年度の障害者雇用率は、2.46%で全国 6 位であるが、約 4 割の企業で法定雇用率が未達成となっている。ハローワークの新規求職者数は増加傾向で、特に精神障がい者の増加が著しいことから、企業の障がい者雇用に対する理解促進を一層図る必要がある。
事業の目的	障がい者雇用に対する企業の理解を促進するため、経営者や人事担当者を対象とした研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターに障がい者雇入れ体験を委託し、企業の障がい者雇用の起因となる支援を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 障がい者雇用促進セミナーの開催
2. 職場実習・定着サポート推進事業 障がい者と企業に対し、職場実習のマッチング、実習中の支援、就職後の定着支援を行い、企業に対する障がい者雇用のきっかけづくりと障がい者の職場定着につなげる。

3. 事業実施期間

平成 28 年度～

4. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい者雇入れ実習生の就職者数 (人)	目 標	60	60	70
	実 績	75	99	84
	達成率	125.0%	165.0%	120.0%

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	7,397	9,056	9,172
決算額	6,648	8,310	7,797
一般財源	4,089	8,280	3,529
繰入金	0	0	0
国庫	2,559	330	4,268

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2
生涯職業能力開発事業等委託費	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	53	0
旅費	75	1
委託料	8,124	7,702
使用料及賃借料	0	94
計	8,252	7,797

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
24	おおいた学生県内就職応援事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	大学等進学者の多くが県外企業に就職し、社会減の大きな要因になるとともに、本県の強みであるものづくり産業の将来を担う人材確保が困難になっている。
事業の目的	大学等進学者の県内就職を促進するため、中小製造業及び中小情報サービス業に研究者等として就職する者に対する奨学金返還の支援を実施するとともに、「おおいた学生登録制度」等を活用して県内の企業情報等の就職関連情報を発信する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. おおいた学生登録制度の運営・情報発信	学生や大学等への進学を希望する高校3年生に「おおいた学生登録」への登録を促し、登録者へWEBマガジン等で企業情報や地域情報などを配信する。
2. 奨学金返還支援	中小製造業及び情報サービス業に研究者、開発技術者、製造技術者、情報処理・通信技術者で就職する大卒者等への奨学金返還の支援を行う。

2. 事業実施期間

平成28年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		29年度	30年度	元年度
奨学金返還支援制度の対象企業登録数(社)	目標	20	20	35
	実績	26	31	31
	達成率	130.0%	155.0%	88.6%

4. 概要の補足説明

「オオイタカテテ！」とは、大分の旬で魅力的な情報・コアな話題、きらりと光る企業の紹介、大分で働く先輩のインタビュー等を発信する、大分の魅力を伝えるWEBマガジンのことである。そして、「おおいた学生登録」の登録者に月2回程度配信している。これらを通じてふるさと大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信し、未来を担う人材の県内就職を後押ししている。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	7,177	12,098	16,006
決算額	7,008	10,918	13,937
一般財源	3,571	6,219	9,134
繰入金	0	0	0
国庫	3,437	4,699	4,803

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	66	67
旅費	44	0
委託料	9,218	9,427
負担金補助及交付金	1,410	4,264
計	10,738	13,758

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
25	U I J ターン就職等支援強化事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	人手不足が深刻化しており、若年者の県内就職促進等がますます重要となっている。加えて、県出身の県外新規学卒者等のU I J ターン就職等への支援を一層強化することが課題となっている。
事業の目的	産業人材の確保と本県への移住・定着を促進するため、県外進学者への情報発信の取組を強化するとともに、U I J ターン希望者と県内企業とのマッチングや相談会等を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. おおいた産業人財センターの運営</p> <p>おおいた産業人財センターに相談員等を配置し、県内企業の求人を掘り起こして移住相談会等で相談対応したU I J ターン希望者とのマッチングを実施する。</p>
<p>2. 県内高校生・大学生に対する就職支援</p> <p>県内高校3年生を対象とした合同企業説明会及び県内企業と高校等の情報交換会、県内大学生を対象とした業界研究会を開催する。</p>
<p>3. 県外大学等進学者に対する就職支援</p> <p>県外大学生が県内企業のインターンシップに参加する際の経費等を助成するほか、3月の就職活動解禁に合わせて県外で合同企業説明会を開催する。</p>
<p>4. 福岡県内大学等進学者に対する就職支援</p> <p>県出身者が多数進学する福岡県内からのUターン等を増加させるため、企業情報の発信を強化するとともに、学生就職サポーターを配置して学生にダイレクトに情報を伝達する。</p>
<p>5. 大分県プロフェッショナル人材活用センターの運営</p> <p>民間人材ビジネス事業者を活用して大都市圏等から県内企業へプロフェ</p>

ッショナル人材の還流を推進するため、センターにマネージャー等を配置する。

2. 事業実施期間
平成 30 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県内企業就職内定者数 (人)	目 標	-	4,000	4,200
	実 績	-	3,881	3,871
	達成率	-	97.0%	92.2%

4. 概要の補足説明

県内高校生・大学生に対する就職支援として、令和元年度は以下を実施した。

業務内容	開催場所	開催形式	参加者等
高校等進路 指導者向け 合同企業説明会	大分イ ベ ントホ ール	個別ブース	企業：138 社 学校 53 校
保護者向け 合同企業説明会	トキハ 会館	参加企業によるプ レゼンテーション 及び個別ブース	企業：82 社 保護者：約 100 名
高校生向け 合同企業説明会	別府ビー コンプラ ザ	個別ブース	企業：137 社 高校 3 年生等：約 2,000 名

5. 監査結果

指摘 25-1	事業の評価について
勸奨事項	県内高校生・大学生に対する就職支援事業に係る委託仕様書において、県は実施報告書の提出を求めている。しかし、報告書の内容は、受付、会場および運営等の状況の記載が多いことから、県は、参加者へのアンケート内容の充実に向けた関与を積極的に行い、適切な事業評価を行うことが可能となる報告書を徴求することが望まれる。

《補足》

本事業の一つとして、高校 3 年生の県内就職をより推進する目的で、①高校等進路指導者向け合同企業説明会、②保護者向け合同企業説明会、③高校生向け合

同企業説明会、を実施している。そして、県は委託仕様書において業務概要全体についての報告書を提出することを求めている。

当該説明会は、翌年就職すると見込まれる高校3年生及びその保護者や進路指導者を対象にしており、毎年継続した事業となっていることが推察される。

継続する事業は、翌年度以降の効果的な事業に資する内容の報告書に基づき、PDCAサイクルを円滑に回し、実施することが大切である。

そのためには、実施した内容と成果の関連性を分析して、どのような実施方策が、参加者にとって県内企業の今まで隠れていた魅力の気付きとなってより多くの若者の県内企業の就職につながっているのか、当該合同説明会等を開催したことで、どれだけの若者が県内企業への就職に結び付いているのか等の評価を通じて、翌年度以降の施策の展開に利用することが必要である。

そのため、県が主体となってアンケートについて当年度の事業目的に照らし合わせてどうであったか、そして参加者の満足度や参加者目線での評価はどうであったか等が明らかとなるような内容を検討し、適切な事業評価を行うことが可能となる報告書を徴求されたい。

参加企業側の対応として、例えば、翌年度の当該活動実施の準備段階で至近の4月に高校新卒にて就職した実績がある参加企業には、当該新卒就職者や保護者にどのような魅力を感じて、現在の会社に入ったのかをアンケート等で調査し、企業の強みを自らが再確認し、それらを企業説明会で訴求するという方法を促すことも合同説明会が盛況となる一手段であると考えられる。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	94,227	92,398
決算額	—	90,197	88,413
一般財源	—	75,456	74,852
繰入金	—	0	0
国庫	—	9,905	8,672

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	12	10
旅費	1,103	902
役務費	790	290
委託料	77,677	79,520
使用料及賃借料	4,600	3,730
負担金補助及交付金	2,312	954
計	86,494	85,406

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
26	県外若年者U I J ターン促進事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	人手不足が深刻化しており、若年者の県内就職促進等がますます重要となっている。加えて、県出身の県外新規学卒者等のU I J ターン就職等への支援を一層強化することが課題となっている。
事業の目的	福岡在住の若年者のU I J ターンを促進するため、福岡市中心部に県内企業の情報発信や就職相談等を行う拠点を設置する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1	<p>拠点開設に向けたトライアル事業 令和2年度の拠点開設を見据え、福岡市中心部で就職イベントを実施する。</p> <p>(1) 学生向けイベント ・県内企業研究W e e k、就活セミナー、単独企業説明会</p> <p>(2) 一般向けイベント ・女性向け県内企業セミナー、U I J ターン向け企業説明会 等</p>
2	<p>拠点開設に向けた準備 拠点の設置場所を決定し、内装工事及び備品等の整備を実施する。</p>

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福岡県内大学新卒県出身者の県内就職者数 (人) ※新規増	目 標	-	-	-
	実 績	-	-	-
	達成率	-	-	-

4. 概要の補足説明

令和元年度に、県内企業の人手不足の状況を踏まえ、県出身者の約 25%が進学する福岡県をターゲットに一層の福岡在住の若年者のU I Jターンを促進するため、福岡市中心部に県内企業の情報発信や就職相談等を行う拠点の開設に向け、設置場所の決定、内装工事及び備品等の整備を行った。

その後、令和2年6月に当該拠点は「d o t. (ドット)」の名称にて中央区大名に開設した。なお、当該拠点には自由に使える交流スペース、ゆったりくつろげるカフェスペースがあり、大分県への就職・移住相談のほか、企業と求職者が気軽に出会えるイベントを開催することを予定している。

また、令和元年度に福岡市中心部で企業研究3DAYS等の福岡県からの若年者U I Jターンを促進するための就職関連イベントを開催している。

5. 監査結果

指摘	26-1	福岡拠点設置の事業効果について
勸奨事項		若者が行き交う天神・大名エリアにて、福岡拠点施設「d o t. (ドット)」開設したことから、年間約 46 百万円の施設運営費を県が負担することになる。当該拠点運営していくに当たっては、事業効果について適切な定量的及び定性的評価を実施したうえ、P D C Aサイクルを回していくべきである。

《補足》

福岡拠点施設「d o t. (ドット)」については、休日には若者が歩けないくらい通りに溢れている地点を選定している。

しかし、当該拠点施設にて就職情報の収集やイベントに参加しようとする学生や一般人は、遊びのついでに拠点を訪ねる者は少なく、就職というものを真剣に考えて来訪している若者が多い可能性がある。

福岡拠点施設に係る費用として、賃借料や当該拠点施設で実施するイベント等で多額の施設運営費を県が負担することになることから、その効果について定量的な評価を行った上で、それらを踏まえて当該事業の運営を改善していく必要があると考える。そのため、今後は施設運営費を県が負担して事業を継続す

ることの経済面について定期的なモニタリングをし、P D C Aを回していくことを望む。

また、この拠点施設の取組により、福岡在住の若者に対する大分県のイメージがアップしているなど、定性的な評価に繋がっている可能性もあることから、利用者やイベント参加者にモニタリングを行い、定量的な評価では見えてこない、定性的な評価もあわせてP D C Aサイクルを回していくことを望む。

当該施設にはカフェと交流スペースがあり、入館者数を評価するにしても、ただ繁華街のおしゃれなカフェでお茶を楽しむといった具合のカフェの入館者が多くても、当該拠点設置した事業目的には合致しないことに留意されたい。

実績としての来客者数を入手したが、それによると6月から8月までの91日間の来客数では、1日あたり80人、その内の約8割がカフェへの来客者である事実も認識すべきである。

そして、交流スペースの利用者も、大変使い勝手が良いスペースであることから、拠点エリアに活動している地元の若い起業家などが仕事場として固定的に利用し、大分県出身の学生の利用が極端に少ないとことも考えられ、その場合には事業目的に全く合致しないことになる。当該拠点が事業目的に合致して運営されているのか、定期的なモニタリングが望まれる。

指摘 26-2	他事業で執行した事業費の適正管理について
勸奨事項	福岡拠点設置事業に係る事業費にあたるものが他の事業費で執行されている。「d o t .」に係る事業費を正しく集計し、次年度の予算作成に役立てるため、他事業で執行した事業費について、適切な実績管理を行うことが望まれる。

《補足》

福岡拠点施設設置に係るロゴ・シンボルマークデザイン業務委託 300 千円、ホームページ作成事業業務委託 591 千円及び広報チラシデザイン委託業務 44 千円の計 935 千円が他の事業である「U I J ターン就職等支援強化事業費」の実績として計上されている。当該事業を本来の事業費で実績を管理すると、節の区分である委託料については予算額 11,176 千円のところ、実績額は 11,700 千円と予算を超過することになる。

「U I J ターン就職等支援強化事業費」の執行残の予算を執行したとのことであるが、福岡拠点設置の事業に係る実績は不正確になっている。

指摘 26-3	県外若年者U I J ターン促進事業全般について
勸奨事項	県内企業の情報発信や就職相談等を行う福岡拠点での活動に加え、県外の大学に進学したが、就職は県内企業を選択した身近な諸先輩方との懇談会の開催等も望まれる。また、福岡以外の九州在住学生へのU I J 促進に係る施策の一層の検討・実施が望まれる。

《補足》

福岡在住の若者のU I J ターンを促進するため、福岡市中心部に学生や移住希望者が、常時大分県の情報収集できる拠点との理念で、カフェスペースの設置や内装についても大分県の特徴のあるものして集客効果を狙った「d o t . (ドット)」を開設している。確かに、施設の設置で一定の効果は期待できるが、そのような施設を整備したからといって、学生の県内企業への就職促進に有効とはいえないので、ソフト面の充実も必要ではないだろうか。

例えば、福岡県で学生生活を送って、その後に大分の会社で勤務している社会人や出身大学の就職関係部門などと連携して、当該大学のOBとしてイベントに参加し、県内出身学生への就職に関するアドバイスや企業説明会を懇談会形式で実施するイベントとすることで、県内出身学生にとって身近かつ魅力的なロールモデルとなり、県内企業への関心が高まるという効果が期待できるのではないかと考える。

さらに、どのような理由で彼らがU I J ターンをして県内企業に就職したのかについて分析をし、当該事業に活かしていくことが大切なのではないかと考える。その分析は、今後の県内企業への就職者を増加させるためにも大いに参考になると想定される。

つまり、今回の事業のように拠点を設置し、拠点来客者数をアウトプット指標とする“待ち”の姿勢に加え、福岡県以外の県内出身学生にも、積極的に「d o t .」での面談を持ちかけて、就職相談や県内企業PRを実施する等の“攻め”の姿勢を施策とすることも検討されたい。そして、「おおいた学生県内就職応援事業」にて実施している「おおいた学生登録制度」で、一定の学生情報を入手できる環境にあることから、効率性といった観点からも県で実施している他のU I J ターン促進事業との連携による実効性のある事業展開を望みたい。

また、福岡拠点設置は、県出身者の県外進学先として福岡の割合が高いこと、また、その約75%が大分県外へ流出していることを踏まえて、特に福岡在住の若年者をターゲットにしているが、「U I J ターン就職等支援事業強化事業」では福岡以外の九州エリアの県出身の学生をターゲットに活動しているとのことであるので、今後も当該エリアの就職動向等について、定期的なモニタリングを実施し、適切な現状把握のもと活動を継続されたい。

さらに、「dot.」でのイベントに福岡以外の九州エリアの学生も参加していることから、福岡在住以外の九州エリアの学生をターゲットにしたUIJターン促進事業と連携し「dot.」の事業を展開することで、当該エリアで効果的な事業実施ができると考えられる。

指摘 26-4	福岡拠点施設のPR方法について
勸奨事項	福岡拠点施設「dot. (ドット)」のPR方法について、ターゲットを適切に選定した上で、今日的手法によって実施すること、また、県が実施している他の事業との連携などによる効果的なPRの実施が望まれる。

《補足》

福岡拠点施設「dot. (ドット)」のPRとして、新聞広告を令和2年2月28日と3月28日の2回実施している。理由は「広告を掲載することで多くの企業・保護者に認知されると考える」としている。企業に対する周知方法は、県が行う他事業での県内出身学生の就職を希望している企業と接触する機会を捉えて、直接的に企業に周知・案内する手段もあるのではないだろうか。また、保護者に対する周知方法も、新聞広告は一つの手法であることは承知するが、学生本人の企業選択が何よりも尊重される時代において、効果は限定されるのではないだろうか。

現在は、SNS等でターゲットに直接的に訴えかける手法が浸透しており、福岡在住の県内出身学生に直接的に周知する方法が必要ではないか。例えば、「おおいた学生県内就職応援事業」にて「おおいた学生登録制度」を実施しており、これを利用してイベント情報を定期的に案内し、福岡拠点施設「dot.」に呼び込む方法もあるのではないかと考える。

指摘 26-5	企業研究3DAYSの参加者数について
勸奨事項	企業研究3DAYSの参加者は、1日目2名、2日目9名、3日目29名となっていることから、実施日による参加人数の変動についての要因分析をした業務完了報告書を、委託者から徴求することが望まれる。

《補足》

企業研究3DAYSが令和2年2月19日(水)～21日(金)までの3日間開催されている。各日定員20名のところ、1日目2名、2日目9名、3日目29名の参加となっており、1日目は特に参加者数が少ない実績となっている。

本件は公募型企画提案競技（コンペ）方式となっており、当該施策の有効性等が確認され、次年度以降に継続して実施する場合には、委託先が同じとなる場合を除いて、実施により習得したノウハウは県にしか引き継ぐことはできない。今回の実施結果をもとに、なぜこのような人数の変動（人数が少ない日）があるのか、単なる曜日の関係なのか、学生が在籍する大学でのイベントと重なったのか、開催日により企画内容が異なり、学生の関心に強弱があったためなのか等の要因分析も委託仕様書に明記することが望まれる。

要因を適切に分析したうえで、今後、当該事業と同様の委託業務を行う際、経済性・効率性・有効性に資するよう努められたい。

また、U I J ターン就職活動セミナーについても同様である。2月15日（土）と20日（水）の2日間の異なる内容でのセミナー参加者数が、各日定員20名に対して2日間で計8名と少ない実績となっている。企業研究3DAYSと同様に要因分析も委託仕様書に明記することが望まれる。

さらに、委託仕様書では、3委託業務内容（1）就職関連イベントの開催実施内容に「…各般の就職関連イベント（延べ10日間）を県と協議のうえ、それぞれ集客が見込める時期等を選んで開催すること。」とあることから、要因分析をした業務完了報告書をもとに、集客が見込める時期としての実施日決定の協議内容と結果を分析し、次年度以降の事業に活かされたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	164,918
決算額	—	—	124,836
一般財源	—	—	47,435
繰入金	—	—	43,392
国庫	—	—	34,009

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生拠点整備交付金	1/2
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	—	541
役務費	—	3,449
委託料	—	10,766
使用料及賃借料	—	39,523
計	—	54,279

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
27	おおいた元気企業マッチング促進事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	インターンシップの実施を通じた大学生等の県内中小企業に対する理解を促進するため、受入体制の整備が必要である。また、理系学生の県内就職促進のため、県内中小企業と理系大学教授の接点づくりを支援することが課題となっている。
事業の目的	県内中小企業の人材確保と県外大学生等の県内就職・定着を図るため、インターンシップの受入体制整備等を行うほか、企業と求職者とのマッチング等を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. インターンシップマッチング専用サイトの運営等 インターンシップ受入企業の検索から学生とのマッチングまでをワンストップで実現する専用サイトを運用するとともに、利用を促進するため学生及び企業向けセミナーを開催する。</p> <p>2. 県内企業と理系大学教授との情報交換会の開催</p> <p>3. 県内企業の求人情報等を発信するマッチングサイトの開設</p> <p>4. 高校生及び保護者向け県内就職広報冊子の作成・配布</p> <p>5. 九州連携ふるさと若者就職促進事業 九州・山口各県や経済界と連携し、東京圏等の大学生等を対象に県内就職を支援する。</p>

2. 事業実施期間

平成 30 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県内企業でのインターンシップ実施人数（人）	目 標	—	245	260
	実 績	—	232	260
	達成率	—	94.7%	100.0%

4. 概要の補足説明

高校生及び保護者向け県内就職広報冊子の作成・配付について、令和元年度に初めて当該冊子を制作した。仕様は、A5サイズでフルカラーの約50ページであり、制作部数は15,000部である。なお、配布先は県内公立及び私立高校に約11,000部、県関係機関等に4,000部となっている。

5. 監査結果

指摘 27-1	広報冊子制作業務の事業評価について
勸奨事項	当該事業の継続の可否の検討や有用性の把握のため、少なくとも冊子内容に関する自由意見を含むアンケート調査やアウトプット指標を設けるなど、当該事業の有効性の評価を行うことが望まれる。

《補足》

高校生等の若者を主なターゲットとし、県内企業情報や大分で働くこと、暮らすことの魅力情報等を網羅した冊子の作成・配付により、県内企業等への就職促進を図ることを目的に「高校生及び保護者向け県内就職広報冊子の作成」事業を実施している。しかし、このような冊子を作成して、高校生等に一律に配布することだけでは、県内就職の促進対策として小さいと考える。

進学校の高校生の多くは大学に進学するであろうし、この冊子を入手しても、就職先を真剣に考える3～4年後には記載された情報も陳腐化している部分も多いと想定される。また、大学生としての就職活動をするようになるので、大手就職支援サービス会社等からの精緻でタイムリーな情報を頼りに就職活動を行うことが考えられる。

また、冊子の内容についても、仕様書では主なターゲットとして、①県内の高校生、②県内及び県出身の大学生、としているが、①と②では、訴求する内容も異なるはずであり、焦点が絞り切れていないといった印象がある。

この点、担当課にヒアリングすると、主なターゲットは①県内の高校生であり、大分を離れる前の高校生に県内で働くことの魅力についての気付きを与えることを目的としているとのことであった。また、冊子内容についてのアンケートを

実施しているものの、回収数は5名と少ないため、PDCAサイクルを回していくためにも、より多くの高校生の意見を反映していく必要がある。

就職広報冊子の制作は今回初めての試みであることに加え、当該事業の継続の可否の検討や有用性の把握のため、アンケートの回収数を増加させ、高校生に響く内容になっているのかどうか、広報冊子制作業務の評価を行い、記載内容を見直すことで、魅力ある冊子にしていくことが望まれる。

また、冊子の主なターゲットが高校生であることから、「UIJターン就職等支援強化事業」のアウトカム指標「県内企業就職内定者数」により事業を評価していると言えるが、次年度以降の実施の可否の検討に資するためにも当該事業における冊子の配布先数や配付部数などを設定し、事業の有効性について評価する必要があると考える。

指摘 27-2	県内企業と理系大学等教員との情報交換会開催委託業務に係る実施方法について
勸奨事項	大分市中心部の会場にて懇談会形式で実施する情報交換会の他、企業や大学に実際に足を運び現場感を肌で感じられるような実施方法も考えられるため、PDCAサイクルを意識した報告書の徴収が望まれる。

《補足》

本事業は、「県内企業と理系大学教授の情報交換の場を設け、理系学生確保や共同研究等を促進する」ことを目的に、大分市中心部の会場で実施している。

また、委託仕様書では、「県内企業と大学等の相互理解促進による県内就職率の向上、県内企業の人材確保等との県の施策と整合性を図るもの」としている。

大学等教員の県内企業の保有する技術や求められる人材等に関して理解促進を図ることで、県内理系学生の県内企業への就職を支援するものである。また、県内企業においては、県内大学理工系学部の研究内容に関する情報が不足していることから、実際には企業が求める技術と大学の研究内容が一致しているにも関わらず、合致していないとの誤った判断をしないよう、企業側に適切な研究情報や学生の動向等の理解を促す事業と考えられる。

本事業のように懇談会形式で情報交換する方法も一つであるが、更に、一步進めて大学等教員に企業見学をしてもらい、県内企業の事業内容への理解を深めてもらう、また逆に、企業が大学の研究室を訪問し、研究内容への理解を深めてもらう、という方法により相互理解を促すということも検討に値する。

当該事業の実施後、委託先からアンケートの実施、報告書作成を入手している。その報告書の内容、特にアンケート結果について、翌年度に実施する同様の事業

がより効果的に目標を達成するような実施方法とするためのP D C Aサイクルを意識して、受領した報告書が単なる検査のために受領しているという意識にならないよう、委託先から報告書の受領後、速やかに事業の評価や反省、それらを踏まえての改善すべき事項を洗い出し、翌年度以降の施策内容に反映されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	9,591	22,951
決算額	—	8,800	20,175
一般財源	—	7,765	10,922
繰入金	—	0	0
国庫	—	1,035	9,253

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	128	454
役務費	30	272
委託料	8,595	9,864
使用料及賃借料	0	65
負担金補助及交付金	0	9,084
計	8,753	19,739

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
28	おおいた若者就職・定着応援事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	若年者の失業率、無業者数及びフリーター数、新規学卒者の早期離職率を改善するため、地域の実情に合った就職支援の取組が必要である。
事業の目的	若年求職者の早期就職並びに職場定着を推進するため、「ジョブカフェおおいた」を運営し、就職相談や企業への情報提供、セミナー開催等を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. ジョブカフェおおいた本センター運営事業	相談員の配置、キャリア教育支援員の配置、職業相談、各種セミナーの実施、キャリア教育支援強化、相談員のスキル向上研修の実施、サテライトへの支援強化、関係機関との連携等を行う。
2. ジョブカフェおおいたサテライト運営事業	
(1) ジョブカフェおおいたにおける相談体制・環境の整備等	相談体制・環境の整備（出張相談会の開催等）、ジョブカフェおおいたPR資料の発行等を行う。
(2) ジョブカフェおおいた各サテライトの運営	各地域企業に対する情報提供、相談対応、各地域教育機関に対するキャリア教育支援、関係機関との連携等を行う。

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年 度	平成 30 年度	令和元年度
ジョブカフェおおいたを通じた就職者数（人）	目 標	—	—	700
	実 績	—	—	752
	達成率	—	—	107.4%

4. 概要の補足説明

おおいた産業人財センターへの業務委託について、令和元年度の実績額は 87 百万円であり、業務委託内容としては、以下のとおりである。

①ジョブカフェおおいた本センター運営事業

②おおいた産業人財センター運営事業

おおいた産業人財センターに相談員等を配置し、県内企業の求人を掘り起こして移住相談等で相談対応した U I J ターン希望者とのマッチングを実施

③プロフェッショナル人材活用センター運営事業

民間人材ビジネス事業者を活用して大都市圏等から県内企業へのプロフェッショナル人材の還流を推進するため、センターにマネージャー等を配置

④おおいた学生登録制度運営事業

学生や大学等への進学を希望する高校 3 年生に「おおいた学生登録」への登録を促し、登録者へ WEB マガジン等で企業情報や地域情報などを発信

そして、当該おおいた産業人財センターの運営事業体は（公財）大分県総合雇用推進協会としている。

5. 監査結果

指摘 28-1	県からの（公財）大分県総合雇用推進協会及び各商工会議所への概算払について
勸奨事項	<p>県からの（公財）大分県総合雇用推進協会及び各商工会議所への概算払について、支払計画を作成しているものの概算払の支払処理前に意思決定をしておらず、委託先からの請求に応じて支払っている。</p> <p>また、委託事業の進捗と概算払額が対応しておらず、概算払額が事業の進捗に比して著しく多額となっていることから、概算払の時期及び金額の再検討が求められる。</p>

《補足》

おおいた産業人財センターへの業務委託は、【4. 概要の補足説明】に記載のとおり、その運営事業体である（公財）大分県総合雇用推進協会に当該事業に係る委託料を支払っている。

その支払方法であるが、「委託事業に係る資金的な余裕がない」との理由で、委託業務に必要な経費執行の進捗に応じた支払いをしており、1年間の委託料87百万円のうち5月末に35百万円を、12月中旬に31百万円を、そして翌年5月中旬に残額を支払っている。

委託金額の支払は、業務委託契約書第17条で委託金額の確定後に支払うこととしており、5月末の支払は4月ひと月分の事業実施実績では7百万円（87百万円×1ヶ月/12ヶ月）相当となるどころ、概算払額が35百万円と著しく多額となっている。

この理由としては、同協会は公益財団法人であり、営利目的の事業を実施しておらず、主な収益源である会費収入等は協会自主事業に充てる必要があり、受託業務に関しては資金に余剰がない状態であるため、ということであった。また、当該概算払についての県の意思決定のプロセスについても、最初に支払う5月末支払いに係る支払命令書に支払計画を添付しているだけで、事前に同協会との合意した証跡もみられない。

一方、委託契約書第18条には、「委託金額は、精算払の方法により支払うこととするが、甲（県）が必要と認める場合には、概算払の方法により支払うことができる。」とある。契約の趣旨は、精算払が原則であり、概算払は県が必要と認める場合に限る例外であり、例外を認めるには、県による適切な検証が求められるというのが適切な解釈であろう。

金銭の支出は、あくまでも業務の対価として役務の提供を受けた後の適切な検収を経て支払われるべきである。このような著しい前払いの状況は、契約の趣旨からすると、不合理であると言えるのではないだろうか。今回を契機として、同協会への概算払の支払時期や金額について再検討されたい。

また、概算払が認められる場合でも、支払方法には工夫の余地があるのではないだろうか。例えば、事業実施状況等報告を毎月15日までに提出を求めていることから、計画に対する実績の進捗を勘案して支払う方法も検討の余地はあると考える。

また、ジョブカフェおおいたサテライト運営事業についても同様である。当該業務の委託先としている別府・中津・日田・佐伯の各商工会議所には「委託事業に係る資金的な余裕がない」との理由で、1年間の委託料の半分相当を5月末、残りの半分相当を10月末に支払をして、全額を委託期間が終了する5ヶ月前に支払っている。役務の提供を受けた割合に基づけば、5月末の支払は4月ひと月

分の見合いで委託料の10%弱（1ヶ月/12ヶ月）相当であるところが50%を支払っていることになり、こちらも前払が著しく多額であることから、支払方法の検討の余地があると思われる。

指摘 28-2	おおいた産業人財センターへの委託事業と成果指標について
勸奨事項	委託仕様書における各実施業務について、それぞれの事業との関連が複雑で分かりにくいことから、委託業務の支援内容と委託事業との関連を分かりやすく整理したうえ、PDCAサイクルを回し、経済性・効率性・有効性も意識しながら委託業務を実施することが望まれる。

《補足》

【4. 概要の補足説明】の記載のとおり、おおいた産業人財センターに対して、下記の業務委託を行っている。

- ①ジョブカフェおおいた本センター運営事業
- ②おおいた産業人財センター運営事業
- ③プロフェッショナル人材活用センター運営事業
- ④おおいた学生登録制度運営事業

県はこの4事業を一括して、「2019年度おおいた産業人財センター運営事業委託」として契約締結している。

そして、本事業である「おおいた若者就職・定着応援事業」が①に、「おおいた学生県内就職応援事業」が④に、「UIJターン就職等支援強化事業」が②と③に組み込まれている。当然ながら、それぞれの事業については、年度計画予算があり、達成すべき成果指標がある。

また、おおいた産業人財センターを運営している（公財）大分県総合雇用推進協会との契約書には委託仕様書があり、支援内容として以下のとおりとなっている。

- ア. 県内企業の従業員の雇入れ・職場定着支援（②）
- イ. UIJターン就職希望者の就職支援（②）
- ウ. 概ね40歳未満の若年者の就職支援（①、④）
- エ. 人財センター登録企業と人財センター登録求職等のマッチング実施（②）
- オ. プロフェッショナル人材戦略拠点運営（③）

更に委託仕様書には、区分経理をすべきとして、①～④の事業毎に運営経費を

区分して、執行・管理すべき旨の定めがあり、それぞれの施策の費用対効果の把握の観点で重要な視点である。

しかし、事業毎の運営経費を適切に区分把握ができない状態になっていれば、①～④の事業への資源の投入量が明確とはならないため、投入した資源と成果の関連性が曖昧となり、実施した施策に対して誤った評価を導くことになる懸念がある。その結果、無駄な資源を投入し続けることになることも想定される。そのため、県では、事前に支援内容と委託事業を適切に整理することが望まれる。

そして、おおいた産業人財センターに委託している業務である、①ジョブカフェおおいた本センター運営事業、②おおいた産業人財センター運営事業、③プロフェッショナル人材活用センター運営事業、④おおいた学生登録制度運営事業について、漫然と継続して実施していることはないか、大分県が推進する雇用労働政策の目的に合致しているのかどうかを意識して、委託業務の内容を決定しているのかについて振り返りを行い、PDCAサイクルを回して、今日的な雇用労働政策の課題を経済性・効率性・有効性も意識しながら委託業務を実施されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	42,528	42,528	42,576
決算額	42,415	42,293	42,145
一般財源	42,415	42,293	21,268
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	20,877

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	58	141
旅費	10	9
委託料	41,985	41,755
使用料及賃借料	240	240
計	42,293	42,145

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
29	シニア雇用推進事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>生産年齢人口が減少し、総人口に占める高齢者割合の増加が見込まれている中、元気で就労意欲の高い高齢者が年齢に関わりなく継続的に活躍できる職場環境が十分に整備されていない。</p> <p>また、中高年齢求職者の中には、「職種」「賃金」等の条件を重視し、職業選択の幅を狭め、離職期間が長期化する傾向にある。</p>
事業の目的	<p>中高年齢求職者（おおむね 40 歳以上）の早期の再就職を図るため、職業相談、職業紹介やキャリア・コンサルティングなどの就職支援をワンストップで実施する。</p> <p>中高年齢者のうち就職の厳しいシニア求職者（おおむね 60 歳以上）の就業機会の拡大を図るため、シニア世代が働きやすい職場環境の整備に関する普及・啓発を行う。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. シニア雇用推進オフィス</p> <p>シニア雇用推進員を配置し、事業所訪問を通じて企業の高齢者雇用の意識啓発・シニア向け求人の開拓を実施する。</p>
<p>2. 大分県中高年齢者就業支援センター</p> <p>就業支援相談員を配置し、国が実施する職業相談・職業紹介と併せてキャリアコンサルティング等を行い、中高年齢者の再就職を支援する。</p>

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
キャリアコンサルティング利用者の就職率 (%)	目 標	63.0	63.0	63.0
	実 績	57.7	73.0	58.0
	達成率	91.6%	115.9%	92.1%

4. 概要の補足説明

雇用環境が厳しい中高年齢者に対して、再就職等の促進を図ることを目的に県が行う中高年齢者就業支援施策と、ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の国が行う雇用対策を、「大分県中高年齢者就業支援センター」において一体的に実施している。そして、「大分県中高年齢者就業支援センター」では、県は個別のキャリアコンサルティングを行う就業支援相談員を1名配置、国は職業相談、職業紹介等を行う職業相談員4名を配置、計5名体制で運営している。

5. 監査結果

指摘	29-1	アウトカム指標について
勸奨事項		成果指標のアウトカム指標としてキャリアコンサルタント利用者の就職率を掲げているが、職業相談・紹介やキャリア・カウンセリング等を通じた就職者数等とすることが望まれる。

《指標》

成果指標として、キャリアコンサルティング利用者の就職率を掲げている。当該事業の目的が、中高年齢求職者の早期の再就職や就業機会の拡大支援を図ることにあることから、就職者数を指標とすることが望ましいと考える。

キャリアコンサルティング利用者の就職率の成果指標は、大分県中高年齢者就業支援センターの就業支援相談員のコンサルティング力を示す指標としての意味はあるが、今回の事業目標と合致していないと考える。また、キャリアコンサルティングを受ける中高年齢者が求める職種の求人動向によっても就職率は大きく左右されることになり、目標指標を達成しようと努力するインセンティブが働くのかも疑問である。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	8,007	7,987	7,174
決算額	6,885	7,207	6,294
一般財源	6,009	6,380	5,158
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	1,130

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	330	489
役務費	244	97
委託料	0	143
使用料及賃借料	1,770	870
計	2,344	1,599

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
30	女性のスキルアップ総合支援事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	労働力人口の減少が懸念される中で、女性の活躍を推進することが不可欠であり、出産・育児等で離職した女性が早期に仕事復帰できるように支援するとともに、ライフステージに応じた就業を可能にする制度や育児・介護等との両立環境の整備、在宅ワークなどの多様で柔軟な働き方の導入などの取組が課題となっている。
事業の目的	女性の再就職を支援するため、企業での就業体験の支援や企業とのマッチング、託児サービス付職業訓練を行い、働くためのスキル取得を促進する。また、子育てや介護等の家庭の事情により外で働くことが困難な女性に対し在宅ワークに関する支援を行い、柔軟で多様な働き方を実現させる。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 在宅ワーク推進事業</p> <p>(1) 在宅ワーク啓発セミナー</p> <p>(2) 在宅ワーカー養成講座 等</p> <p>2. 働きたい女性応援事業</p> <p>(1) 働きたい女性応援サイトの情報発信</p> <p>(2) 働きたい女性トータルサポート事業 再就職支援セミナー、合同企業説明会及び企業体験会を実施する。</p> <p>3. 女性の再就職チャレンジ支援事業</p> <p>(1) 託児付職業訓練</p> <p>(2) 母子家庭の母等対象職業訓練 等</p>

2. 事業実施期間

平成 29 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
本事業による就職者数 (人)	目 標	180	180	180
	実 績	91	89	105
	達成率	50.6%	49.4%	58.3%

4. 概要の補足説明

女性のスキルアップ総合支援事業には、在宅ワーク推進事業、働きたい女性応援事業、女性の再就職チャレンジ支援事業の3つの大きな柱がある。

そして、在宅ワーク推進事業には、①在宅ワーク啓発セミナー、②在宅ワーカー養成講座、③在宅ワークスタートアップ講座、④在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会、といった施策がある。その内、②～④までは、それぞれ企画提案競技により委託先を決定したが、いずれも一委託先が受託することになった。

また、働きたい女性応援事業では、働きたい女性のトータルサポート事業として、①女性向け就労支援講座、②女性向け合同企業説明会、③企業見学会、④1dayインターンシップ、等を実施し就業意欲の喚起から就業体験までの一体的支援を行っている。

5. 監査結果

指摘	30-1	アウトカム指標ついて
勸奨事項		当該事業におけるアウトカム指標として本事業による就職者数としている。しかし、当該業務は異なる就業形態を支える複数の事業を実施しており、各事業の成果が適切に把握できるよう各事業の目的に応じた就職者数の把握が望まれる。

《補足》

女性のスキルアップ総合支援事業の事業内容には、【4. 概要の補足説明】の記載のとおり、在宅ワーク推進事業、働きたい女性応援事業、女性の再就職チャレンジ支援事業の3つの大きな柱がある。更に、上記の3つの柱の中に各種の施策が計画・実施されている。一方、アウトカム指標として「就職者数」を定めているが、事業毎の指標ではなく、全ての事業を通じての指標となっている。また、就職者数といっても、当該事業では在宅ワークを推進する事業もある。

したがって、本事業の評価は、「就職者数」といった一本の指標では成果を適切に評価することができず、事業毎の有効性の適切な把握はできないと考えられることから、在宅ワーク推進事業、働きたい女性応援事業、女性の再

就職チャレンジ支援事業の区分に応じたアウトカム指標を設定することが望まれる。

指摘 30-2	委託事業のスクラップアンドビルドについて
勸奨事項	在宅ワーカー養成講座の委託先は、企画提案競技により委託先が選定されている。そして、別の2つの委託事業も企画提案競技によって、当該同一の委託先を選定している。同一の委託先が複数の業務を実施することの効率性について、実績報告書の内容を精査・検討し、委託業務の内容についてスクラップアンドビルドが望まれる。

《補足》

在宅ワーク推進事業の一つである在宅ワーカー養成講座では、目標とする申込者数60名に対して実際の申込みは161名であり、講座に対する感心の高さがうかがえる。一方、当該在宅ワーカー養成講座にある在宅ワークビジネススキル基礎講座セミナー等を含めた受講者90名の就業者は26名（全て在宅ワーク）、そのうち83%は月収が1万円未満という状況である。調査アンケートは3月に行われており、その後の新たな就業者がいるのかもしれない。しかし、就業者一人当たり30万円（7.7百万円/26人。なお、受講者60名の一人当たりでは13万円）をかけている当該事業は、経済性の観点で改善すべき点があると考え。予定された事業を実施することに満足することなく事業の効果を担当課にて共有し、今後の施策に結び付けられたい。

また、当該事業の委託先は、別の委託事業（在宅ワークスタートアップ講座、在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会）も受託しており、同じ内容のeラーニング講座を複数の講座で実施するなど事業間で連携させて、在宅ワークの委託事業の効率化を図っている。委託業務を細分化することで、企画提案競技に参加する企業が増え、委託事業内容の充実が図られることも考えられるが、当該事例のように、一委託先に複数業務を委託することで効率化が図れる事例もある。今回、複数の委託業務を結果的に一社が受託したことの評価を適切に実施して、委託業務の経済性や効率性等の点で相乗効果を見られるよう、県は委託事業の実施報告書の内容を精査、評価して、次年度以降に行う事業に係る委託仕様書のスクラップアンドビルドが望まれる。

指摘 30-3	在宅ワーカーの月収について
勸奨事項	在宅ワーク推進事業によって養成講座を受講し、実際に収入を得て在宅ワーカーとして活躍している方の月収について1万円未満がほとんどである。県は、今まで以上に在宅ワーカーが活躍する場の掘り起こしに向けた企業へのアプローチを推進することが望まれる。

《補足》

県の在宅ワーク推進事業として、在宅ワーカー養成講座、在宅ワークスタートアップ講座、在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会に係る実施報告書には、受講者・参加者の就業者数と在宅ワークによる月収がまとめられている。それによると、就業者のうち、ほとんどが月収1万円未満となっており、収入状況の改善に向けた在宅ワークが活躍する場の拡大に、一層の企業への啓発・掘り起こしに資する施策の検討・実施が望まれる。

実施事業	就職者	月収1万円未満
在宅ワーカー養成講座	26人	83%
在宅ワークスタートアップ講座	16人	69%
在宅ワーカー活用セミナー及び在宅ワークマッチング交流会	29人	59%

注) 就職者には上記複数の実施事業の講座を受講した者21人が存在する。

指摘 30-4	働きたい女性のトータルサポート事業の評価について
勸奨事項	委託先からの実績報告書について次年度以降のPDCAに資するよう報告内容の充実が望まれる。

《補足》

当該事業は、女性の就業を後押しするための施策が総花的に入っており、何をしたいのか明確になっておらず、選択と集中が出来ていない。

また、当該事業については、アウトプット指標もない。実施結果についても委託仕様書で報告書を求めているが、その内容は実施した事業の概要に関する開催日時、場所、内容、参加内容等に関するものである。委託先からは、適宜フィードバックは受けているとのことであるが、一層の事業の評価の充実が必要であろう。委託先による当該事業に関する評価を仕様書に明記し、評価に関する報告書をもとに、県は実施事業についてスクラップアンドビルドを行うことが望

まれる。なお、この点に関して、担当課にヒアリングすると、令和2年度以降は、実績報告書に加え、評価報告書の提出を求めていることにしているとの回答を得ている。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	44,751	43,670	46,423
決算額	26,352	26,253	33,357
一般財源	12,014	9,164	13,063
繰入金	0	0	0
国庫	14,338	17,089	20,294

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2
生涯職業能力開発事業等委託費	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	325	232
旅費	233	178
委託料	25,299	32,795
使用料及賃借料	293	20
負担金補助及交付金	0	77
計	26,150	33,302

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
31	おおいたの産業人材確保・育成事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	景気回復に伴い、人手不足が顕著となっている中で、特に観光産業では、別府市内でのホテル進出や外国人観光客への対応のためフロントスタッフが不足している。また、建設産業では、技能労働者の都市部への流出等により、技能継承が困難となっている。さらに、物流産業では、トラックドライバーの高齢化に伴い、将来への安定したトラック輸送体制の維持が大きな課題となっている。
事業の目的	観光産業（ホテル・旅館のフロントスタッフ）、建設産業（技能労働者）、物流産業（トラックドライバー）の人材の確保・育成を支援するため、技能習得・資格取得から雇用までの一貫した職業訓練を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 人材派遣会社等に委託し、技能習得・資格取得から雇用まで一貫した職業訓練の実施 (1) 観光産業を担う人材育成事業委託 (2) 建設産業を担う人材育成事業委託 (3) 物流産業を担う人材育成事業委託

2. 事業実施期間

平成 30 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
本事業による就職者数 (人)	目 標	—	48
	実 績	—	23
	達成率	—	47.9%
			55.8%

4. 概要の補足説明

おおいたの産業人材確保・育成事業に係る職業訓練の実施については、人材派遣会社等に委託している。

受講生の訓練費用は、テキスト代、作業服、免許取得補習費用等を除いて原則無料である。また、事業所等が訓練希望者を雇用（給与を支給）し、研修を受講させる雇用型職業訓練である。

5. 監査結果

指摘 31-1	アウトプット指標に係る実績把握について
勸奨事項	アウトプット指標として雇用型職業訓練の受講者数を掲げているが、受講者の実績把握について、一層の適切な指標が望まれる。

《補足》

観光産業人材確保・育成事業に係る受講者実績として23名が計上されている。事業実績書にて、内容を精査すると、観光産業人材の確保・育成事業に係る座学研修の入門セミナー受講が当初23名いたが、その内5名が受講完了とならず、受講者都合による途中終了となっている（受講完了者18名）。

なぜ、受講完了者を実績とせず、当初受講者としたのかを県にヒアリングすると、当該事業は国が実施する事業を県が受託して行うものであり、国が定めた実施要領にあるアウトプット指標例を参考に当初受講者としたとのことである。

しかし、本事業を人材派遣会社等に再委託し、技能習得・資格取得から雇用まで一貫した職業訓練を実施することとしていること、アウトカム指標を本事業による就職者数とし、その過程として座学研修の受講完了が当然に期待されることから、アウトプット指標を当初受講者ではなく受講完了者とするなど一層の適切な指標があるものとする。

指摘 31-2	事業計画の変更に係る承認申請について
改善事項	委託契約書第7条（事業計画の変更）にて、一定の場合に委託先は、事前に委託業務変更契約書を提出し、県の承認を受けなければならないと定められているが、遵守されていない。

《補足》

委託契約書第7条（事業計画の変更）では「乙は、事業計画書の内容を変更し

ようとするときは、事前に委託業務変更計画書（様式第2号）を提出し、甲（県）の承認を受けなければならない。ただし、事業計画の軽微な変更及び収支予算の支出部区分欄に掲げる経費の20%以内の流用に係る変更については、この限りではない」旨の定めがある。

ところが、県が実施した観光・建設・物流に係る人材育成事業委託について、いずれも当該委託業務の支出部区分欄に掲げる経費の20%を超えた流用があったにもかかわらず、事前の委託業務変更計画書の提出がなかった。

担当課にヒアリングすると、経費の動きを把握することが難しく、委託金額変更に係る変更契約書の締結時に追認した形式となってしまったとのことである。今後は、委託契約書の内容を遵守した対応が必要である。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	93,428	103,442
決算額	—	52,075	65,153
一般財源	—	0	0
繰入金	—	0	0
国庫	—	52,071	65,146

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
生涯職業能力開発事業等委託費	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	46	91
委託料	50,200	62,555
計	50,246	62,646

【商工観光労働部】

NO	事業名	課・室
32	外国人労働者受入対策支援事業	雇用労働政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	新たな在留資格「特定技能」の創設により、外国人労働者の更なる増加が想定されることから、外国人労働者の円滑な受入れや適正な雇用管理が必要である。
事業の目的	外国人労働者の円滑な受入れや適正な雇用管理を促進し、外国人労働者から選ばれる大分県を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
1. 外国人労働者雇用対策セミナーの開催 2. 大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会の開催 3. 特定技能の対象である 14 業種の県内企業に対するニーズ調査の実施

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
セミナー参加者数 (人)	目 標	—	—	230
	実 績	—	—	311
	達成率	—	—	135.2%

4. 概要の補足説明

平成 30 年 12 月に新たな在留資格「特定技能」が創設され、翌年 4 月から改正入管難民法が施行された。特定技能外国人の雇用に関して、産業分野別の課題解決に向けた事業を検討・実施するため、企業のニーズや課題を把握する県内企業を対象とした意識調査「大分県特定技能外国人雇用に関する意識調査委託業務」を実施した。

5. 監査結果

指摘 32-1	一般入札の実施について
改善事項	大分県特定技能外国人雇用に関する意識調査委託業務について、一般入札を実施、1社からの入札参加申請を却下したが、当該却下の理由は適切ではない。また、入札説明書には申請却下となる要件を事前に明示すべきである。

《補足》

新たな在留資格「特定技能」の対象である14業種の県内企業に対するニーズ調査の実施を一般入札にて実施している。入札に際して、2社が入札参加申請を行った。

その後、県は入札参加資格である「県内又は他県において、当該業務と同様の業務をした実績がある者であること」を示した会社の提出書類の内容が、「当該業務と同様の業務」と認められず、申請を却下している。申請却下理由は、「当該業務と同様の業務」とは「自治体が発注者である、2,000社程度の企業団体を対象とした外国人材に係るアンケート調査」であり、それには該当しないというのである。

県による説明では、“自治体が発注者”という要件は、“自治体による調査は民間が行うものと比べ、調査項目の検討や調査結果の総括に、公益性や公平性の視点が求められる。そのような経験を有する者を選定するため、要件に設定した”との回答を得た。

しかし、委託仕様書では調査項目について県と協議・調整を行うと定めており、県は適切な関与を行うことができる。また、調査結果についても、県が最終的に調査結果の総括を踏まえて、特定技能外国人労働者の受入れニーズ、課題の把握を行い、公益性や公平性の視点での人材確保に向けた具体的な取組を推進すべきである。

そして、“2,000社程度”という要件は、“標準誤差を3%の範囲に設定し、必要なサンプル数1,000を確保するため、調査対象2,000（回収率50%、回収数1,000）に設定した”との回答を得た。しかし、目標とするアンケート対象件数の実績を入札参加資格の要件とするのは、一般に妥当と考えられる資格要件を超えており、必要以上に間口を狭めることになっていると考える。

この点で“自治体が発注者である”や“2,000社程度”という要件は必要ないのではないか。また、必要となる要件については、不公平感がないよう公告時の入札参加資格に明示すべきである。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	-	-	5,494
決算額	-	-	3,222
一般財源	-	-	1,889
繰入金	-	-	0
国庫	-	-	1,333

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	-	47
旅費	-	387
役務費	-	6
委託料	-	2,583
使用料及賃借料	-	98
負担金補助及交付金	-	8
計	-	3,129

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
33	地域育成型就農システム支援事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	就業人口の減少、担い手の高齢化が進む中、農業を将来にわたり発展させるため、産地を牽引する優れた経営感覚を持った担い手を確保・育成することが課題となっている。
事業の目的	経営感覚を持った力強い担い手の確保・育成を図るため、戦略品目の生産者組織等が設置する就農学校及び市町が設置するファーマーズスクールの整備・運営を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 就農学校の設置支援</p> <p>(1) 研修施設整備 (国: 1 / 2、県: 1 / 6、その他: 1 / 3)</p> <p>(2) 研修施設借上 25,000 円 / 10a (年間) (県: 1 / 2, 市町等 1 / 2)</p> <p>(3) 指導者の設置</p> <p>①講師 12,600 円 / 日・人 (県: 1 / 2, 市町等 1 / 2)</p> <p>②指導補助 12,500 円 / 月・人</p> <p>2. ファーマーズスクールの設置支援</p> <p>(1) 指導者の設置 25,000 円 / 月・人 (戦略品目: 県 1 / 2, 市町 1 / 2、 他: 県 2 / 5, 市町 3 / 5)</p> <p>(2) ほ場の確保 1 研修当 200,000 円 (戦略品目: 県 1 / 2, 市町 1 / 2、他: 県 2 / 5, 市町 3 / 5)</p> <p>(3) 生産物販売確保 (有機野菜の販路確保対策) 1 研修当 100,000 円 (県: 1 / 2, 市町 1 / 2)</p>

2. 事業実施期間

平成 25 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県内就農した就農学 校・ファーマーズスク ール修了者数（人/年）	目 標	20	20	30
	実 績	45	31	42
	達成率	225.0%	155.0%	140.0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	20,853	33,073	15,469
決算額	5,866	10,545	17,485
一般財源	5,866	6,900	5,946
財産収入	0	0	397
国庫	0	3,645	8,357
繰越金	0	0	2,785

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
財産収入（土地貸付料）	—
国庫（農山漁村振興交付金）	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	54	0
旅費	258	158
食糧費	7	0
需用費	27	42
使用料及賃借料	70	46
負担金補助及交付金	10,129	17,239
計	10,545	17,485

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
34	U I J ターン就農者拡大対策事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農業就業人口の減少や担い手の高齢者化が進む中、産地を維持・発展させるためには、U I J ターンによる新規就農者や就農希望者の確保、就農を確実なものとするための支援が重要である。
事業の目的	U I J ターンによる新規就農者等の確保を図るため、都市圏在住の就農希望者をターゲットとした本県農業の魅力や就農支援制度のPRなどにより、県内外で開催する就農相談会や農業体験へ誘導する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. U I J ターン情報発信強化対策 相談会等集客拡大に向けた多様な手段による情報発信</p> <p>2. 移住就農者拡大対策 (1) 都市圏・県内での就農相談活動（関東 13 回、関西 11 回、福岡 16 回、大分 1 回） (2) 都市圏・県内での体験研修（関東 1 回、関西 1 回、大分 2 回） (3) 県内研修機関（就農学校等）での短期研修に係る県外在住者旅費助成</p> <p>3. 雇用就農者確保定着対策 雇用就農拡大のためのマッチング支援および定着向上に向けた雇用者向け研修会 (相談会：福岡 1 回・大分 2 回、インターンシップ助成、雇用管理研修会 1 回)</p> <p>4. アクティブシニア活動支援事業 (1) 研修生募集（説明会：福岡 2 回・大分 1 回、広告掲載） (2) 就業支援（農大での就農支援研修：大分 1 回）</p>

5. 中高年移住就農給付金事業

- ・ 給付主体：市町村
- ・ 受給対象：県が認定する研修を受ける者（原則 50 歳以上 55 歳未満）
- ・ 給付金額：年間最大 100 万円を最長 2 回給付（県 1 / 2、市町 1 / 2）
新規（9 名分）＋継続（1 名分）

2. 事業実施期間

平成 28 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県外からの新規 就農者数（人）	目 標	43	49	49
	実 績	44	57	48
	達成率	102.3%	116.3%	98.0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	24,943	25,839	24,819
決算額	18,648	16,945	20,583
一般財源	17,631	16,253	19,992
繰入金	0	0	0
国庫	1,017	692	591

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	6	181
旅費	3,921	4,751
食糧費	26	26
需用費	280	477
役務費	132	315
委託料	6,937	7,067
使用料及賃借料	245	27
負担金補助及交付金	5,398	7,739
計	16,945	20,583

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
35	農業担い手確保・育成対策事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農林水産業は他産業に比べ高齢化が進行しており、就業人口も減少していることから、生産現場においては、生産基盤の脆弱化が顕在化している。
事業の目的	農業の持続的な発展のため、研修事業や資金確保等の各種支援を実施し、新規就農者を確保する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 新規就農者確保体制整備事業費補助	農業農村振興公社活動支援（相談員（就農・マッチング・就農資金等）） 新規就農に向けた相談業務、就農支援資金の債権管理等を行う。
2. 就農促進対策	就農準備研修（農大） 就農に必要な農業技術の習得のため、農大で各種研修を実施する。
3. 新規就農者融資対策	就農支援資金の償還助成及び事務委託を行うとともに、中高年者を対象として研修費の貸付を行う。 (1) 就農支援資金償還助成（県1／4、市町村1／4） 就農支援資金の償還助成補助金 (2) 就農支援資金の信連への事務委託料 就農支援資金の償還事務に係る事務委託料 (3) 大分県就農研修支援資金 対象者：就農時50歳以上55未満で農業次世代人材投資資金を受給していない者 対象経費：農大・先進農家等での研修に要する経費 融資枠：5,000千円／年 利率：無利子 償還期間：7年以内（うち据置2年）

2. 事業実施期間
平成 20 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規就農者数（人）	目 標	235	248	255
	実 績	237	248	257
	達成率	100.9%	100.0%	100.8%

4. 概要の補足説明

(1) 大分県立農業大学の概要

本校は昭和 41 年 4 月、高度な知識・技術を習得し、幅広い視野と誇りや希望をもった農業経営者を養成するため、大分県農業実践大学校として設立し、その後、平成 4 年 4 月に校名を大分県立農業大学校と改称している。

現在、本校は、農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設として、学校教育法に基づく専修学校及び人事院規則に基づく短期大学卒業相当と位置付けられ、農学部及び研修部を設置している。農学部は、高等学校卒業生等を対象とし、原則全寮制の下で 2 年間の実践的教育を行っており、研修部は、就農を希望する人を対象に栽培管理技術等の研修を行っている。

職員数（元年度）	
正規職員	27 人
非常勤職員	13 人
外部講師	25 人
合計	65 人

学生数（元年度）	
1 年生	36 人
2 年生	58 人
合計	94 人

5. 監査結果

指摘 35-1	農業大学校の決算
改善事項	<p>大分県農業大学校は昭和41年に設立され、大分県が所有している学校である。収入・支出等の会計事務は大学で行われているが、現状、所管課には要覧の提出はしているものの、所管課に対する大学校の決算報告は行われていない。</p> <p>大学校には農業大学校外部評価委員会が設置されているため外部評価は行われているが、運営費の大半を県費で賄っている現状をみると、所管課に大学校の決算数字や予算と実績の差額等を報告すべきと考える。また、所管課においては適正な運営が行われている事や支出の内容を確認すべきである。</p>

《補足》

【農業大学校外部評価委員会】

県農業の担い手育成のために求められる質の高い教育を提供するとともに、地域に根ざした開かれた大学校づくりを推進するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、外部評価委員会を設置している。

委員は教育関係者、生産者、卒業生、農業団体、行政の区分から8名が選任されホームページ上で公開されている。

指摘 35-2	大分県就農研修支援金制度について
改善事項	<p>この制度は国が行っている同様の制度の年齢上限が49歳のため、大分県が国の制度の対象外となる50歳以上55歳未満を対象にした貸付制度である。平成26年度からスタートしているが、今のところ1人も借り手がない状況である。宣伝方法に問題があるのか、制度自体に問題があるかを検討し、内容を見直す必要がある。</p>

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	28,232	27,580	27,881
決算額	17,032	17,022	16,788
一般財源	14,127	14,948	14,172
財産収入	1,891	1,157	1,257
国庫	0	0	648
諸収入	1,014	917	711

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
国庫（農業経営法人化支援総合事業費補助金）	10/10

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	2,381	2,359
共済費	357	357
報償費	3	67
旅費	414	486
需用費	2,612	1,311
役務費	0	175
委託料	557	567
負担金補助及交付金	10,698	11,466
計	17,022	16,788

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
36	農福連携農業労働力マッチング支援事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農家の季節雇用のニーズと社会福祉事業所が取り組んでいる施設外就労での工賃向上ニーズが一致している中、新規就農者の定着や既存の経営体の規模拡大にあたり労働力の確保が課題となっている。
事業の目的	農家の労働力確保のため、障がい者の就労に適した作業内容を把握することによって、農福連携を推進する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 農福連携促進対策	
(1) 共同受注事務局による農作業マッチング推進（委託）	
・農家でのモデル実施による課題抽出と解決策の検討	
・県内農家や農業団体、関係機関への普及及び啓発	
2. 推進費	
(1) 農福連携全国都道府県ネットワーク	
(2) 推進費	

2. 事業実施期間

平成 29 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障がい者が従事可能な農作業の選定数(作業)	目 標	5	5	5
	実 績	5	5	5
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	2,329	2,085	1,810
決算額	2,283	2,075	1,521
一般財源	2,283	1,220	914
繰入金	0	0	0
国庫	0	855	607

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	298	230
需用費	46	46
役務費	4	14
委託料	1,710	1,214
使用料及賃借料	17	17
計	2,075	1,521

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
37	女性就農者確保対策事業	新規就業・経営体支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	農業従事者の高齢化・減少が進展するなかで、感性や消費者目線などの強みを持った女性の農業における役割は大きい。
事業の目的	女性の新規就農者を確保するため、農業女性の情報発信や農業に触れる機会を提供するとともに、雇用就農、自営就農を含め女性が働きやすい就労条件等の整備を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 女性就農者確保対策事業</p> <p>(1) 活躍する農業女性の情報発信 大分県農業女子紹介冊子の作成、女性向け就農セミナーの開催周知</p> <p>(2) 農業・農村の理解促進 就農セミナー（2回）、バスツアー（1回）の開催 お試しインターンシップの開催（託児委託、宿泊費補助）</p> <p>2. 女性が働きやすい就労環境啓発対策事業</p> <p>(1) 女性が働きやすい就労環境整備のためのセミナー（2回）の開催 内容：女性を雇用・活躍してもらうポイントを学習（労務管理・人材育成・軽作業化・環境整備） 対象：農業法人などの経営者・管理職</p> <p>(2) 就労環境改善にあたりアドバイザーを派遣（対象：セミナー参加農業法人など）</p> <p>3. 女性が働きやすい就労環境整備事業</p> <p>(1) 女性雇用就農促進対策 事業対象：女性を雇用する農業法人などの経営体、 女性の研修を受け入れる就農学校・F S 事業内容：女性向け農機具・省力作業設備の導入、シャワー・トイレ・更衣室等整備</p>

事業費：上限 150 万×18 経営体（県 1 / 4 ・市町村 1 / 4 ・経営体 1 / 2）
 上限 150 万×10 カ所（県 1 / 2、就農学校・F S 1 / 2）

2. 事業実施期間
 令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
女性新規就農者（人）	目 標	—	—	62
	実 績	—	—	69
	達成率	—	—	111.3%

4. 概要の補足説明

大分県の年齢別基幹的農業従事者数(女性)の推移 (人)

	29 歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70 以上	合計
H17	66	253	1,073	2,833	5,790	5,663	15,678
H22	66	197	556	2,029	4,612	7,197	14,657
H27	59	185	355	1,210	3,920	7,048	12,777

大分県の新規就農者の推移 (人)

	新規就農者	男性	女性
H24	221	202	19
H25	197	163	34
H26	221	183	38
H27	219	163	56
H28	227	174	53
H29	237	183	54
H30	248	187	61

農業女子紹介パンフレット 配布計画

配布先		配布箇所	配布数	合計部数
ワ ハ ク ロ	大分（労働局 20, 各 HW10×7 ヶ所	1		90
	九州他県	66		530
	農林漁業就職支援コーナー（全国 20 箇所）	20	10	200
県 外	ふるさと回帰支援センター	1	20	20
	大阪ふるさと暮らし情報センター	1	20	20
	移住・交流ガーデン（総務省が開設）	1	20	20
	県外事務所（東京・大阪）	2	20	40
	県外事務所（福岡）	1		100
	全国新規就農相談センター	1	30	30
	生涯活躍のまち推進協議会	1	20	20
	自衛隊援護協会（東京・福岡）	2	10	20
	自衛隊福岡地方協力本部	1	10	10
	JICA（東京・九州）	2	10	20
	大学	25	10	250
	他県の農業大学校	20	5	100
	協定締結機関	17	5	85
	県 内	市町村	18	20
振興局		6	20	120
大分県農業農村振興公社		1	20	20
九州農政局大分県拠点		1	5	5
JA おおいた		1	50	50
その他農協（5JA）		5	10	50
自衛隊大分地方協力本部		1	10	10
JICA（大分）		1	10	10
県立農業系高校		9		250
大分県立農業大学校		1		50
アイネス		1	20	20
グリーンコープ		7	10	70
子育て支援拠点等（委託先から配布）		26		1,000
合計	240		3,570	
発行部数				4,000
取材対象者	15		50	
新規就業・経営体支援課（イベント等で配布）		差引	380	

5. 監査結果

【女性就農者確保対策事業】

指摘 37-1	業者選定の妥当性について
勸奨事項	<p>情報発信の委託業者は提案競技により随意契約が結ばれている。提案競技審査委員会の審査により採用されており、選定自体に問題はないが、募集は該当1社のみであり、募集期間も提案資料の提出含め半月と短かった。</p> <p>成果は事業効果につながるものであり、複数の中からよりよい先を選ぶことのできるよう、募集の周知・期間を設定されたい。</p>

《補足》

女性就農者拡大対策事業の情報発信の委託事業先として、当年度は提案競技により随意契約が決まっている。審査手続きは規程どおり提案競技審査委員会にて6割以上の審査合計点となっており、審査基準を満たし採用されているが募集応募は1社のみであった。申請等の期間設定は規定内であるとのことであるが、複数の応募がなかった要因としては募集告知から申請・企画提出が7月中旬～末までの短期間となっていたことも一因と考えられる。なお、採用企業は予算見積時に依頼をした2社のうちの1社であった。

随意契約の理由として、「2号：その性質・目的が競争入札に適さないもの」であり「本業務は、若い女性を対象とした幅広いネットワーク、提案ノウハウなどが必要となることから、民間企業が創意工夫した業務内容を提案してもらうことにより、より効果的な事業展開が期待できるため」とのことである（随意契約理由書及び業務選定理由書より）。

広告冊子が新たな就業者獲得の広報先としては妥当である旨は検討されており、より幅広い層の女性にPRするため、広報冊子も当初の配布計画先（移住・就農・子育て関係窓口、関係機関（市町村等））に加え、教育機関、ハローワーク等を追加している（「農業女子紹介パンフレット 配布計画」）。

また、提出された実績報告書によると企画提案書どおり広告掲載、SNS配信、広報冊子の作成等行われているが、予定されていたイベント会場での紹介が行われていない。こちらはイベント開催自体がもともとラグビーワールドカップの影響で未定であり、新型コロナウイルスの影響によりイベント中止となったため、未実施となっている。当初より、見積書にはイベント分の費用相当は明記されておらず、情報発信料（広報活動）に含めるとされており、イベント開催できた際のものであったため、企画変更申請等は行われていないとのことであった。しかしながら、不特定多数の人の目に触れる貴重な機会であり、提案競技審査委員会でも質疑その他意見等のあった事案である。企画変更申請

が不要な場合でも、正しく事業が行われるために引受検査時に規格変更とならない旨等の検査調書コメントの記載があつてしかるべきと考える。

【女性が働きやすい就労環境整備事業】

指摘	37-2	執行件数の不足
改善事項	<p>就労環境整備の為の事業であったが、実際の執行は経営体3先・公益社団法人1先のみであり、ほとんどの予算を執行していない。</p> <p>新規事業のため、周知不足及び市の予算対応ができていない状況が生じている。市町村との連携を行い事業執行に影響の無いようにされたい。</p>	

《補足》

知事選年度の予算については選挙後の予算組みとなるため、市町村予算は組まれた後であり、県と市とで事業費を補助する事業の執行は市町村の予備費や補正予算が組まれることは少なく難しいとのことである。ただし、当年度の事業が知事選に影響されることなく執行されるためには、承認後に問題なく進められることが必要である。執行できない予算が承認されても意味がなく、予算があればその他取り組まれるべき事業もあったのではないか。事業として必要とされる対象者に補助を行う機会を減らし、行政の仕組みで新規就農・経営体支援に機会損失が発生することは避けたい事態である。市町村との連携を行い、必要枠の予備費を確保してもらい、初年度の事業周知が広まるよう検討されたい。

当該事業はセミナー開催の回数をアウトプット指標とし、アウトカム指標である女性の新規就農者は増加傾向にあり目標も達成されている。しかしながら、農業従事者は大きく減少傾向にあり、さらなる新規就農者確保とともに就農者の定着が望まれる。新規の層へ向けた情報発信と、定着のための働きやすい環境は必須であり、双方の事業が順調に進んでこそその農業従事者増加につながるものであり、せつかくの事業の機会損失とならないよう取り組まれない。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	19,225
決算額	—	—	5,164
一般財源	—	—	3,938
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	1,226

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	—	362
旅費	—	193
役務費	—	41
需用費	—	544
委託料	—	1,776
使用料及賃借料	—	119
工事請負費	—	1,617
負担金補助及交付金	—	512
計	—	5,164

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
38	林業新規参入者総合支援事業	林務管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	本県の森林が伐採期を迎える中、木材生産を拡大し、森林資源を循環利用していくためには、林業の担い手育成が課題である。また、林業事業体では、幅広い知識と技術を持ち、現場で即戦力となる人材を求める声が高まっている。
事業の目的	林業経営等を担う人材を確保・育成するため、林業就業希望者に対して実施する研修への支援や、林業事業体が行うOJT研修に要する経費を助成するとともに、生産性向上に向けた機械操作研修等を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 研修事業</p> <p>(1) 総合技術習得研修 森林・林業・木材産業に関する体系的な知識・技術の習得研修（1年間）の実施（おおいた林業アカデミー） （補助率1/2、研修人数12人）</p> <p>(2) 現場対応型技術習得研修</p> <p>① 高性能林業機械VR研修（委託） 最先端のシミュレータを活用した高性能林業機械操作研修を実施</p> <p>② 森林作業道設計技術習得研修（委託） 自動路線設計ソフトや熟練技術者の指導による森林作業道設計研修の実施</p> <p>2. 新規参入者支援事業</p> <p>(1) 緑の青年修業準備給付金（国） 1（1）を受講する研修生（45歳未満）に対して給付。137.5万円/年×10人+事務費</p> <p>(2) 中高年移住推進給付金（県） 1（1）を受講する研修生（中高年移住者、45歳以上55歳未満）に対して給付。100万円/年×2人+事務費</p>

(3) 再造林担い手支援事業

造林新規参入者へ就業支援講習（3日）を実施するほか、造林OJT型研修（6ヶ月）に要する経費を支援する。

3. 広報事業

研修生を広く募集するため、各種媒体を利用した広報及びパンフレット・ポスター作成

2. 事業実施期間

令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規林業就業者数 (人)	目 標	84	89	105
	実 績	94	105	105
	達成率	112%	118%	100%

4. 概要の補足説明

担い手の数は次のとおりである。

単位：人

	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年
林業就業者	2,225	1,637	1,362	1,435	1,367
うち伐採作業	792	583	593	712	845
うち造林作業	1,433	1,054	769	723	522

林業就業者数は国勢調査結果より算出

新規就業者の数は次のとおりである。

単位：人

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
新規就業者	81	83	94	105	105

認定林業事業体の数は次のとおりである。

単位：事業体

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
認定林業事業体	77	84	87	89	91

認定林業事業体…雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に取り組む事業主が、雇用管理の改善及び事業の合理化についての計画（改善計画）を作成し、大分県知事が認定した事業主をいう。

単位：千m³

	27年	28年	29年	30年	元年
県の素材生産量	1,136	1,233	1,326	1,448	1,508

令和6年度の県の目標は次のように設定されている。

	27年	6年目標
林業就業者数（人）	1,367	1,372
	元年度	6年度目標
新規就業者数（人）	105	110
認定林業事業体数（事業体）	91	100
認定林業事業体の目標		
主伐生産性（m ³ /人・日）	10.0	12.0
素材生産量（万m ³ /年）	80	110
中核林業経営体数（経営体）	18	35

上記から、就業者数は現状維持を確保しつつ、路網整備や高性能機械などの設備投資等により生産性を上げようとしていることが見て取れる。

5. 監査結果

【研修事業（総合技術習得研修）】

おおいた林業アカデミー（以下、アカデミー）は、森林組合や林業会社などの林業分野への就業を目指す者や林業を新たに始めようとする者を対象とした、林業の知識や技術を習得する研修である。県が75%出資している公益財団法人森林ネットおおいたが研修運営者となり、大分県林業研修所（由布市湯布院町）及び県内の林業現場で研修を行っている。研修期間は1年間。

指摘 38-1	委託と補助の区分
勸奨事項	本事業では委託事業と補助事業が混在している。何を県が本来的に行うべき業務として委託の対象とし、何を公益財団法人森林ネットおおいたが担う研修運営者の業務に対する補助の対象とするか、といった点が整理されず曖昧なまま事業が実施されている。今後は、委託で行うのか補助で行うのか、財源のみならず実施主体はいずれのものであるべきかといった視点を明確にして事業を組み立てる必要がある。

《補足》

研修事業においては、総合技術習得研修と現場対応型技術習得研修が実施されているが、前者の研修は補助事業により、後者は委託事業により実施されているところ、このすみ分けの理由が明確にされていない。

所管課によると、過去の財源の都合上、委託事業で行おうとした事業を補助事業で行ったといった経緯があるといった説明を受けた。なお、他県の林業学校では委託で行っているケースと補助で行っているケースがある。

指摘 38-2	実績報告における添付書類
不備事項	補助金交付要綱により補助事業実績報告書の添付書類として、領収書又は請求書の写しの提出が求められているところ、会計帳簿の元帳のみが提出され、領収書や請求書のほとんどが提出されておらず、要綱に沿った運用が行われていない。今後は、要綱に沿った資料の添付を提出するか、提出が不要であるならば補助金要綱の見直しが必要である。

《補足》

林業新規参入者総合支援事業費補助金交付要綱によると、補助事業者は一定の期日までに補助事業実績報告書及びその添付資料として、(1)事業実績書、(2)収支精算書、(3)実施状況写真、(4)領収書又は請求書の写し、(5)財産管理台帳の写し、(6)その他知事が必要と認める書類を提出することとされている。

事業関係簿冊を見ると、(4)領収書又は請求書の写しに関して、高速道路の利用明細書を除き、他はすべて会計帳簿の元帳の写しが提出されていた。

指摘 38-3	証拠資料の適合性
改善事項	高速道路の利用明細書に基づき使用料及び賃借料が支払われているが、明細書の利用年月日と研修実績表を照合したところ、研修実績表の空白及び休講となっている日に高速道路が利用されていたケースがあり、その理由等が関連簿冊に記録されておらず当事業で発生したものか判別できなかった。補助金の不正流用の観点から、書類間の不整合に留意して書類チェックを行う必要がある。

《補足》

高速道路利用明細書と研修実績表との不整合が見られたものとして、例えば、次のようなものが挙げられる。

日付	高速道路利用明細書	研修実績表
平成31年4月8日	湯布院～日田 往復	空白
令和元年7月1日	大分光吉第一～湯布院 往復	休講

所管課からは後日、研修準備のための出張、研修に係る打ち合わせに伴うものであり問題はなかったとの説明を受けた。

今後は、補助事業外の経費が混入するリスクを想定し書類チェックを行っていくことが望ましい。なお、業務効率上全件照合を行うのが難しいのであれば、少なくともサンプルチェックを行い、その証跡を残しておくことが必要である。

指摘 38-4	予算と実績の差異
勸奨事項	収支精算書の支出において、手当が当初の予算額100万円に対して精算額は150万円となっている。添付資料として提出された元帳を見ると各月の通勤手当となっていた。通勤手当が予算と実績がこれほど乖離する理由が書面では把握できなかった。合理性が確認できないものは理由を確かめ、収支精算書の備考欄に記録しておくことが望ましい。

《補足》

所管課からは、交付申請書上でも報告された手当の予算額100万円は、前年度の補助事業者の理事会で承認を得た金額を記載したものであり、その時点でアカデミーに配置する講師が決定しておらず、手当等は概算計上されたため実績額と差異が生じたとの報告を受けた。

【研修事業（高性能林業機械VR研修（機械のリース及び研修の委託））】

最先端のシミュレータを活用した高性能林業機械を県がリース契約を交わした上で、操作研修を（公財）森林ネットおおいたに委託し、事業が実施されている。なお、この研修はアカデミー研修生のほか県内の林業事業体も研修対象とされている。

指摘 38-5	実績報告書における報告事項（研修委託）
不備事項	実績報告に当たり提出された研修日程表に指導作業員名が記載されておらず、誰が指導を行ったのかが資料で確認できなかった。当該事業については指導作業員の報酬相当額が委託費として支出されており、委託契約書（仕様書）に沿った業務内容が実施されたことを確かめる観点からも、受講者名のみならず指導作業員名についても報告する必要がある。

《補足》

令和元年度高性能林業機械VR研修業務委託積算書には、指導作業員の人件費相当額が含まれている。また、委託契約書の中で再委託等の禁止を定めていることから、研修作業員名を把握する必要があると言える。

指摘 38-6	稼働日数の不足（研修委託）
改善事項	当研修委託業務に関する仕様書において、研修の回数は定めないが、シミュレータの稼働日数が概ね月 10 日以上となるよう努めることと定められているところ、令和 2 年 2 月の利用状況をみると 5 日程度であった。仕様書に従った運用をするよう改善するべきである。また、他に稼働した日があれば、その記録を事業実績書（添付資料含む）の中で記載すべきである。

《補足》

所管課からは上記のほか、研修指導者のための訓練で 6 日以上は稼働していることを確認しているといった回答を後日受けた。

指摘 38-7	情報収集の方法（リース）
不備事項	<p>ハーベスタシミュレータのリース取引において、入札前に特定の機械メーカーから県所管課と特定のリース会社向けに連名でメールが送られていた証跡が見られた。このようなやり取りは取引や契約の透明性や適切性に疑念を持たれるおそれがある。</p> <p>契約前は、県所管課はメーカーとリース会社とそれぞれ別々に連絡を取る必要がある。</p>

《補足》

所管課からは、機械メーカーについて日本版のハーベスタシミュレータは当該機械メーカーしかないこと、メーカーは卸売業者などの中間業者を通常持たず、リース会社も当該リース会社に限定されている状況であるとの説明を受けた。

なお、ハーベスタシミュレータの導入実績は現在のところ全国でも極めて限定的である。（ハーベスタ）シミュレータと異なり、現場で実際に利用するハーベスタのメーカーには他の国内メーカーも存在する。シミュレーションの場と実際の現場で取扱うメーカーが異なると、操作の仕方も異なってくる。その点を考慮すると、このシミュレータが現場で効果的に活用されるのか、リース契約の効果（機械の導入効果）について、一定期間を経て十分に検証する必要がある。

【緑の青年就業準備給付金／中高年移住推進給付金事業】

45歳未満のアカデミー研修生に対し、年137.5万円の給付金を支給するもの（緑の青年就業準備給付金）。また、県外から移住する中高年（45歳以上55歳未満）のアカデミー研修生に対して、年100万円の給付金を支給するもの（中高年移住推進給付金事業）。いずれも県から（公財）森林ネットおおいたを通じて支給される。

指摘 38-8	事業実施主体から県に対する就業結果の報告
勸奨事項	<p>研修終了後の進路などの調査結果が事業実施主体から県に確実に報告されるよう、林業新規参入者総合支援事業費補助金交付要綱等に定めておくことが望ましい。</p>

《補足》

林業新規参入者総合支援事業要領によると、受給者(研修者)は、研修終了後、林業分野へ就業した場合は、就業後1か月以内に就業報告書を事業実施主体((公財)森林ネットおおいた)に提出することとされている。受給者から事業実施主体への報告のみならず、事業実施主体から県に対する報告の中でも就業結果が確実に報告されることが、事業の成果をより把握できるものと考えられる。

【再造林担い手支援事業】

造林新規参入への就業支援講習を(公財)森林ネットおおいたに委託し事業を実施している(造林就業支援講習委託)。

また、短期の造林OJT型研修に要する経費について、事業実施主体である市町村を通じて、認定林業事業体(間接補助事業者)に助成を行っている(再造林担い手確保支援、補助事業)。具体的には、研修生の賃金に対する補助等を行っている。

指摘 38-9	委託業務の成果(造林就業支援講習委託)
改善事項	委託業務の仕様書においては、対象者を造林分野への新規参入希望者(造林作業経験1年未満)10名程度とされているが、事業実績報告書及び受講者名簿をみると、7名の参加にとどまっており、作業経験年数も把握できないにもかかわらず、委託業務完了検査調書の検査意見には「特になし 良好」との記載であった。 仕様書通りに事業が履行されていない点については、完了検査調書、あるいはその補足資料として原因や次年度以降の改善点を記録しておくことが必要である。

《補足》

所管課からは、認定林業事業体すべてに募集をかけ、結果的に7名となったものの委託先の手順に瑕疵はないといった点を踏まえ、検査調書には前述のような記載を行ったとの説明を受けた。

指摘 38-10	採択要件に係る資料の提出時期（再造林担い手確保支援）
勸奨事項	採択要件に係る研修生の年齢に関する資料が事業実施計画ではなく補助金交付申請時に提出、検討されているが、効率性の観点から事業実施計画時に行われることが望ましい。

《補足》

大分県再造林担い手確保支援事業実施要領をみると、手順として支援事業を実施する市町村が事業実施計画を県に提出し、県が事業実施の承認を行った後、補助金の交付申請書が市町村から県に提出され、県が交付決定を行い、実際の研修が着手されるといった流れとなっている。

事業採択要件には研修生の年齢（原則 45 歳未満）等の項目があることから、実施計画承認時ではなく、後の交付申請時に年齢等の資料が提出されると、年齢要件を満たさないのに誤って計画承認される可能性や、事務が煩雑になるおそれがある。

指摘 38-11	補助金交付決定前の着手（再造林担い手確保支援）
改善事項	補助金の交付決定通知前の着手は原則的には認められておらず、「やむを得ない」場合において一定の事務処理を行った上で例外的に認められている。しかし、やむを得ない理由が明確ではなく、安易に交付決定前に着手されているようにも受け取れることから、運用上の改善が必要である。

《補足》

大分県再造林担い手確保支援事業実施要領によると、事業実施主体（市町村）は事業支援に着手したときは、事業着手届を知事に提出するものとされ、事業着手は補助金交付決定通知に基づき行われなければならないとされ、但し書きで、当該年度において「やむを得ない事情」により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、その旨を具体的に明記した交付決定通知前着手届を県に提出することとされている。

事業の関連簿冊に、交付決定通知前着手届が提出されたケースが見られた。その流れは次のとおりである。

年月日	項目
令和元年6月6日	県から佐伯市へ補助金交付申請書を令和元年6月21日までに提出するよう依頼。
令和元年6月20日	佐伯市が県に補助金交付申請書提出 (事業計画 研修開始 令和元年7月1日～)
令和元年7月1日	佐伯市が県に補助金交付決定前着手届提出 着手理由：造林作業員の確保・育成のため、下刈作業が始まる7月から研修を開始する必要があるため。
令和元年7月17日	県が佐伯市へ補助金交付決定通知

市は県に指示された日に書面を提出しており、交付決定前着手届が提出されたのは「やむを得ない事情」であるか、関係簿冊を見ても判別できなかった。要因は、事業実施団体や間接事業者ではなく、県（所管課）の事務処理遅れであるといったことも考えられる。可能な限り、例外的な取扱いは発生しないように原因分析と改善を行っていく必要がある。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	36,486
決算額	—	—	33,711
一般財源	—	—	2,287
繰入金	—	—	22,711
国庫	—	—	8,713

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
緑の新規就業総合支援事業費補助金 森林環境譲与税基金繰入金	定額

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	—	532
需用費	—	282
役務費	—	25
委託料	—	4,393
使用料及賃借料	—	643
負担金補助及交付金	—	27,603
備品購入費	—	233
計	—	33,711

【農林水産部】

NO	事業名	課・室
39	漁業担い手総合対策事業	水産振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	漁業就業者数は年々減少し、高齢化も進んでいるため、将来を担う意欲のある担い手を確保するとともに、中核的漁業者等の資質向上を図ることが課題となっている。
事業の目的	若くて意欲のある漁業の担い手を確保するとともに、漁業後継者及び中核的漁業者の資質向上を図るため、新規就業者向けのインターンシップや技能レベルに応じた研修、小中学生に対する水産業への理解促進等に取り組む。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 漁業担い手確保・定着促進	
(1) 情報発信の強化	漁業就業フェア等へ参加するなど、就業希望者への情報発信を強化する。
(2) 研修事業	新規就業者のスムーズな着業・定着を図るため、海洋科学高校、大分県漁業協同組合等と連携し、高校生インターンシップや漁業学校など対象者に応じた各種研修を実施する。
(3) 給付金事業	①青年就業準備給付金 ②青年就業給付金
2. 漁業担い手育成・漁村の活性化	
(1) 中核的漁業者の育成・資質向上	
(2) 中核的漁業者による漁村活性化	
3. 水産業の啓発	
(1) 小中学生体験漁業教室	

2. 事業実施期間
平成 27 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
漁業担い手総合対策による新規就業者数（人）	目 標	5	5	5
	実 績	5	8	6
	達成率	100%	160%	120%

4. 概要の補足説明

本県の漁業者数の推移は次のとおりである。漁業者数は減少傾向にある。

平成	15	20	25	30
漁業者数	5,952	5,217	4,110	3,455
男性	4,730	4,230	3,358	2,917
うち青年漁業者	656	570	478	382
女性	1,222	987	752	538

資料：農林水産統計年報、漁業センサス

新規就業者数は次のとおりである。新規就業者数は増加傾向にあるが、漁業者数全体の減少傾向に歯止めがかかるほどではない。

平成	23	24	25	26	27	28	29	30	31
人数	52	58	66	60	62	68	71	71	73

廃業者について、業界全体の廃業者の調査は行っていないが、新規就業者の離職理由等については、大分県漁業協同組合の各支店を通じて辞めた理由の聞き取りは行っている。

新規就業者の離職理由等について

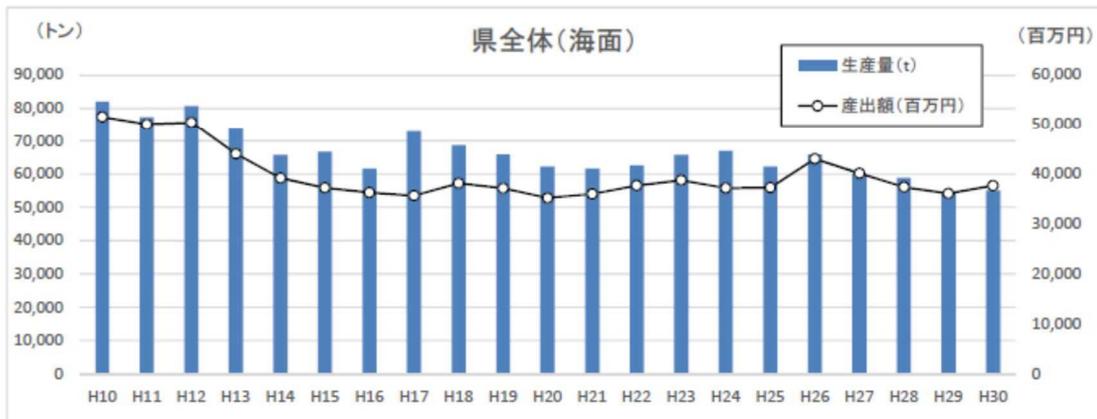
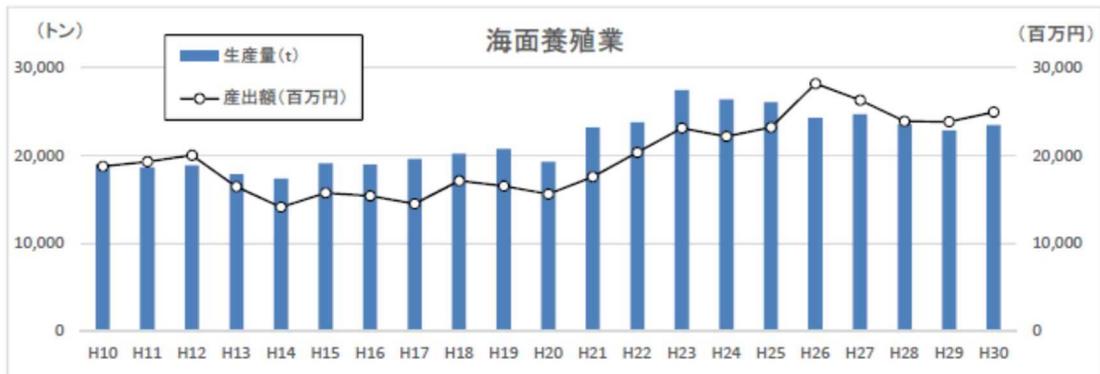
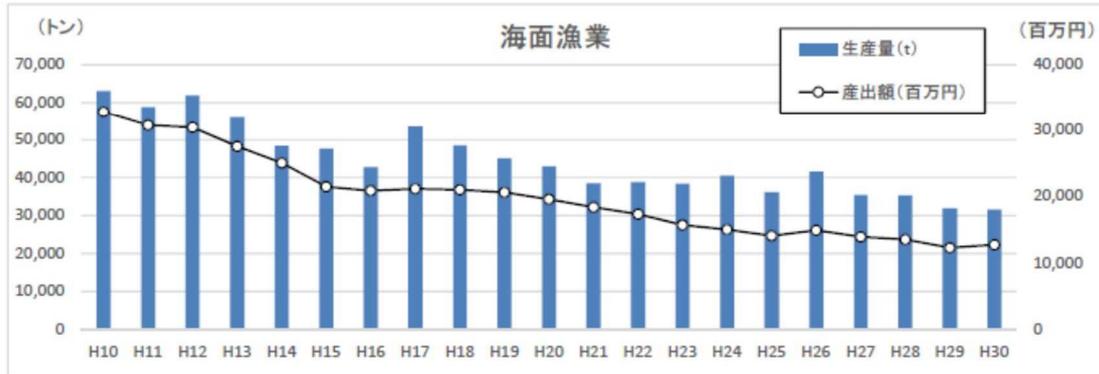
定着率調査における離職理由と人数	
収入不安定	7人
高齢・定年・病気	6人
経営体の都合	2人
その他不明	56人

県施策による就業者数と離職者数(H27～)					
上段：就業者	H27	H28	H29	H30	H31
下段：離職者					
インターンシップ	1	2	2	4	3
	0	0	0	2	0
漁業学校	4	2	3	4	3
	2	0	0	0	0

※それぞれ1年以内に自己都合により離職

新規就業者との面談結果による情報
<ul style="list-style-type: none"> ・技術不足で思ったとおりに漁獲できない。様々な漁法を習得する必要がある。 ・想定よりも初期投資にお金がかかる ・安定的な収入が見込める養殖やひじきの漁獲にも挑戦したい

大分県の海面漁業及び海面養殖業の生産量・生産額の推移



大分県漁業マイスター事業

「事業の内容 1 漁業担い手確保・定着促進」に記載されている事項は、大分県漁業マイスター制度事業（補助金事業）として、大分県漁業協同組合（以下、県漁協）が事業を実施するのに要する経費に対し補助を行っている。補助対象経費と補助金額は次のとおり。

事業種目	主な補助対象経費	補助金額
漁業短期実技 研修事業	大分県漁業体験実技研修を実施するための体制整備及び研修の運営	定額
漁業学校 研修事業	大分県漁業学校研修を実施するための体制整備及び研修の運営	定額
青年就業準備 給付金事業	大分県漁業学校で受講する研修生に対し、青年就業準備給付金（県単独）を支給する取組	定額 上限 1,500 千円／人
青年就業 給付金事業 （独立経営型）	大分県漁業学校研修等で独立経営する者を対象に就業給付金を支給する取組	定額 上限 1,500 千円／人 市町村就業支援額と同額
青年就業 給付金事業 （親元就業型）	大分県漁業学校研修等で親元就業する者を対象に就業給付金を支給する取組	定額 上限 1,000 千円／人 市町村就業支援額と同額
就業説明会 運営事業	県単独の就業説明会の開催・運営するための取組	定額
漁業指導者 研修事業	漁業短期実技研修、漁業学校研修等において漁業実習の指導者となる者に対する研修の運営	定額

5. 監査結果

【大分県漁業マイスター制度事業費補助金】

指摘 39-1	収支予算書の記載
勸奨事項	県漁協から提出された、補助金交付申請書の添付資料である収支予算書において、前年度と当年度の予算額が大きく変更されているにもかかわらず備考欄に何の記載もされていなかった。備考欄を何のために利用するのか明確にはされていないが、比較する意義を考慮すると異常な増減などについては備考欄に説明を付すのが望ましい。

《補足》

次表は収支予算書を抜粋したものである。

単位：千円

	本年度予算額	前年度予算額
支出計	14,638	11,609
うち青年就業給付金事業	7,500	4,500
うち漁業指導者研修	41	—

【漁業担い手確保・定着促進（研修事業）】

漁業への就業を希望する次代を担う若者（高校生）を対象に、就業インターンシップを実施している。漁業現場等における実際の作業等を通じて将来漁業への就業意欲を高め、漁業就業者としての適性を自己判断できる内容とする「実務実践型」と、職業ガイダンスや業務説明、簡単な作業体験等を通じて漁業の職業観を醸成し、また、就業意識を向上させる内容とする「職務体験型」の研修がある。

指摘 39-2	研修対象者
勸奨事項	漁業担い手総合対策事業（新規就業インターンシップ）事業実施要領によると、研修対象者は県内の高校から申請のあった者から決定され、申請多数の場合には大分県立海洋科学高等学校を優先的に対象者とするとされているが、漁業者を確保するという目的であれば、属性を優先する必要性に乏しいと考えられるため、事業実施要領の見直しを検討されたい。

《補足》

実施要領には次のような研修が設けられている。

	対象者	実施期間
実務実践型	2年生、3年生	2年生は5日以内、3年生は10日以内
職場体験型	全学年	研修生1人当たり1日程度

なお、所管課からは、平成28年度まで同高等学校のみが支援対象であったこと、それ以後、同校以外の生徒が本事業を活用できなかった事例は発生していないとの報告を受けている。

【漁業担い手確保・定着促進（研修事業）】

漁業学校における座学・実習の外部講師謝金や、実習用の資材や資料代、研修生の保険料等が支出されている。

指摘 39-3	事業実績報告の添付資料
不備事項	事業実績報告書等に添付されている見積書や請求書に日付のないものが多く見受けられた。不正受給のリスクが顕在化しないよう、提出書類を十分にチェックし、書類の不備について県漁協等に指導、改善を促し書類を受理すべきである。

【漁業担い手確保・定着促進（給付金事業 青年就業準備給付金）】

大分県漁業学校で研修を受講した研修生に対し、青年就業準備給付金（県単独）が支給される。県漁協の支店が研修生を受け入れ、研修修了後に県漁協に研修報告が行われ、内容確認後に研修生に対し給付金が支給される。

指摘 39-4	研修修了報告書
勸奨事項	<p>青年就業準備給付金において、研修修了報告書の提出日付が、給付申請書に記載されている研修期間の修了日よりも前の日付となっているものが見受けられた。</p> <p>大分県青年就業準備給付金事業実施要領によると、2つの書類はいずれも研修修了後に提出されることとされている。今後は、研修修了報告書の提出日を申請書の研修期間の修了日以後の日付とするか、事業実施要領を実態に合わせて改定するよう検討することが望ましい。</p>

《補足》

事業実施要領では、青年就業準備給付金においては、「研修修了後」に研修を受け入れた県漁協の支店から県漁協（本部）に対して研修修了報告書、大分県青年就業準備給付金給付申請書が提出され、県漁協（本部）が内容確認後に研修生に対し給付金を給付することとされている。

上記の日付について例えば次のようなケースが該当した。

研修修了報告書 提出日	大分県青年就業準備給付金 給付申請書に記載された研修期間
令和2年3月4日	平成31年4月1日～令和2年3月31日

所管課からは、研修修了報告書は給付金の支給要件を満たした日を記載しており、給付申請書については、漁労実習は引き続き年度末まで実施されることから、その期間までを記載しているとの回答を受けた。

指摘 39-5	保証人関係書類の提出時期
勸奨事項	大分県青年就業準備給付金事業において、誓約書の中で保証人2名の自署・押印を添えて提出されることになっている。 この誓約書は研修に励むことの誓約とともに同一文書内で記載する様式になっており、提出時期は給付金を受け取る直前ではなく、研修前に提出されることになっている。 当事者及び保証人の立場を鑑み、保証人関係資料は研修前ではなく、給付金支給直前に徴求するよう見直すことが望ましい。

《補足》

保証人関係資料は必要な時期、範囲内で入手することが望ましい。したがって、上記のほか、保証人を1名に見直すことにより返還事案が発生した際の回収不能リスクと研修希望者が増加する可能性等を比較、検討する余地がある。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	13,747	15,479	18,778
決算額	12,020	12,049	13,579
一般財源	12,020	12,049	13,579
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	210	566
旅費	974	2,067
需用費	488	458
役務費	55	30
使用料及賃借料	106	363
負担金補助及交付金	10,216	10,095
計	12,049	13,579

【土木建築部】

NO	事業名	課・室
40	建設産業構造改善・人材育成支援事業	土木建築企画課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	建設業者は、災害復旧を含む公共工事やインフラの維持管理の担い手となっているが、近年の建設投資の減少に伴い厳しい経営環境に直面している。建設産業は、若年層を中心に魅力ある職場として認識されず、就労者の高齢化や現場の技術者の不足により、担い手の確保・育成が課題となっている。
事業の目的	建設産業の担い手の確保・育成を図るため、就労環境改善に向けた取組への支援と併せて、高校生向けの現場体験学習会やイメージアップ事業など、建設業の「きつい」「危険」などのネガティブなイメージを払拭する取組を推進する。 建設産業における生産性向上を図るため、建設業者に対しICT施工の推進に資する機器等の導入を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>建設産業における担い手の確保や生産性向上を図るため、建設労働者のU I J ターン促進や若年技術者の資格取得及び就労環境の改善に対する支援を実施</p> <p>1. 建設産業就労環境改善・情報発信支援 就労環境の改善と企業の情報発信の取組に要する経費を助成</p> <p>2. 建設産業人材確保・育成支援</p> <p>(1) 建設産業魅力発信事業</p> <p>(2) 高校生向け建設企業合同説明会の開催</p> <p>(3) 高校生向け現場体験学習事業</p> <p>(4) 首都圏等で働く建設労働者に対するU I J ターンの促進</p> <p>(5) 若年技術者の資格取得に要する経費を助成</p> <p>3. 建設産業生産性向上支援 ICT活用工事の推進に資する機器等の導入に要する経費を助成</p>

4. 経営力強化支援
経営力強化のため、企業合併に要する経費の助成

2. 事業実施期間
平成 29 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率(%)	目 標	—	—	37.0
	実 績	40.5	38.8	47.4
	達成率	—	—	128.1%

4. 概要の補足説明

大分県内の建設業就労者数は次のとおりである。

単位：人

	7 年	12 年	17 年	22 年	27 年
就労者数	73,391	71,028	59,423	48,814	46,376
55 歳以上	18,294	17,500	18,554	18,367	18,584
30 歳～54 歳	42,104	39,938	32,022	24,906	22,929
29 歳以下	12,993	13,590	8,847	5,541	4,863

出典：国勢調査

55 歳以上の数はそれほど変わっていないが、54 歳以下の数の減少が続いている。

また、県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率の推移は、次のとおりである。

単位：人

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
就職率	34.1	33.8	40.5	38.8	47.4

5. 監査結果

【本事業における全般的事項】

指摘 40-1	成果指標の見直し
改善事項	<p>本事業の主要な成果指標は、県立高等学校土木建築系学科における県内建設業就職率(%)とされている。</p> <p>確かに当該就職率を伸ばすことは重要事項の一つである。しかし、事業費の内訳を見ると、高校生を対象にした事業費の割合は大きくなく事業全体の観点から当該就職率を主要な成果指標とするのは適切ではない。例えば、29歳以下の新規就業者数を主要な成果指標にするなどの見直しを行う必要がある。</p>

《補足》

令和元年度における事業費決算額 25,270 千円のうち、県内の高校生を対象とした「高校生向け建設業現場体験学習会委託業務」は 1,661 千円である。

【建設産業就労環境改善・情報発信支援】

県内建設業者等の就労環境改善や情報発信に関する取組を支援するために、①就労環境改善のための設備等の導入等、②就業規則等の見直し、③自社情報を発信するためのホームページ作成等に対して、その経費の一部を補助するものである。

県内に主たる営業所を有する企業のうち、建設業許可を有する企業等に対し補助を行っている。

指摘 40-2	提出書類及び当該処理に係る事務の効率性
不備事項	<p>補助事業の物品購入等に際して、補助事業者から補助金の交付申請時と実績報告時の2度にわたり、所管課の求めに応じて（日付の異なる）複数の見積書が提出されている。中には、事業計画時も含め3度にわたって提出されているケースも見受けられた。</p> <p>しかし、見積書No.がいずれも同じ場合や、再度の見積合わせによる採用業者の入れ替えが確認できなかった点を踏まえると、補助事業者や取引に至らない見積業者等に無用のコストのみが発生している可能性が考えられる。</p> <p>所管課による上記の運用は、審査・指導室（会計管理局）の指導に基づいて行われており、その指導は適切ではないものとする。</p>

《補足》

何度も複数の見積書が提出されていることについて、所管課からは次のような回答があった。

- ①事業計画書：参考見積（事業計画の計画額の妥当性）として徴収。
- ②交付申請時：補助対象経費の積算として徴収。積算の妥当性の審査のため、二者以上の見積を提出させている。なお、このような取扱いとなっている背景には、過去に県の補助金において、補助事業者と請負業者が共謀し、不正受給の事例があったことから、見積書は、同一の事業内容に対して複数の見積書を添付することとし、そのうち一つは、当該事業内容について、本県の入札参加資格又は国あるいは本県以外の地方公共団体の入札参加資格を取得している事業者が作成した見積書の提出を求めることとなった。
- ③実績報告時：契約手続の根拠資料として徴収。上記の背景から、契約手続については、その財源に公金が充てられていることに鑑み、地方公共団体の契約手続に準ずることとされている。そのため、その適否の妥当性の確認や必ず二以上の見積合わせを行うよう指導するなど、契約の透明性を確保することとされているということであった。

補助金の交付決定後に対象経費等の内容が変わる場合、交付申請時から契約まで長期間経過する場合、交付申請時における見積書の有効期限が切れた場合においては、契約前に改めて見積合わせを行う必要はあるだろう。

しかし、通常交付申請時に入手した見積合わせが有効でありその金額に沿って契約したのであれば、改めて見積合わせを要求する必要はないとするのが現実的な運用であろう。本補助事業においては、見積合わせは基本的には交付申請時の1度でよいものと考えられる。

今の運用は、審査・指導室からの指導・要請に基づき実施しているといった説明が所管課からあり、審査・指導室（会計管理局）に照会したところ、同課の回答内容、判断は正しいものであるという報告を受けた。しかし、審査・指導室の見解が正しいとするならば、別の問題が生じていると言える。

例えば、他部局の高齢者福祉課の事業である大分県介護ロボット導入支援事業費補助金、ICT導入支援事業費補助金において、見積合わせは補助金の交付申請の段階の1回のみ行われており、実績報告の段階（契約前）で改めて見積合わせは行われていないにもかかわらず、補助金が支出されている。

これ以外でも物品等の購入補助の多くは審査・指導室の考えに沿った運用は行われていないものと推察され、審査・指導室の管理職と担当者によってルールの解釈に違いが生じている可能性が考えられる。

審査・指導室の判断は、幅広い部局や補助事業者等の事務作業に影響を及ぼす

ことになり得ることから、物品購入等に係る補助事業を広く調査したうえで、補助金の規定やルール等について職員間で情報の共有を図る必要がある。

指摘 40-3	財産管理台帳の作成要否
勸奨事項	一着数千円の作業着について財産管理台帳が作成され提出しているケースが散見されたが、事務上の効率性を踏まえると財産管理台帳に金額基準を設けるなどして、記載対象をより簡略化することが望ましい。

《補足》

所管課からは、財源が公金であることに鑑み、適切な管理が行われるよう補助条件として財産管理台帳等の作成を付与しているとの回答を受けた。そのような考え方は重要である。ところが、作業着などは従業員に支給された後は各自が着用、管理することが想定され、1件1件個別に台帳に支給者名（管理者名）を記載することは煩雑で非効率である。台帳記載に当たっては、費用対効果を加味し、取得価額1件5万円以上や10万円以上の金額基準を設け、記載対象を絞ることが望ましい。

指摘 40-4	見積合わせの効果
勸奨事項	就業規則の変更の際し、取引業者（社会保険労務士）を決定するのにすべて見積合わせがとられているが、当該規則変更前の就業規則を策定したり給与計算業務を受託している社会保険労務士が存在するならば、その者と契約する方が就労支援や就労環境改善にとってより効率的、効果的である可能性が考えられる。物品購入とは異なる取扱いも検討することが望ましい。

《補足》

所管課からは、誰に就業規則の改正を依頼するかは申請業者の任意であるが、価格等の妥当性は把握する必要があることから見積合わせを行ったうえで発注するよう指導しているとの回答を受けた。不当に高額にならないように、所管課が参考見積を入手し予め補助率や補助上限額に反映するといった方法も考えられる。

指摘 40-5	支払証拠書類としての振込明細
不備事項	インターネットバンキングの振込明細データのコピーを支払証拠書類としている中に、振込指定日が当日ではなく翌日以降になっているケースがあった。振込日前であれば変更可能であり、同日あるいは振込済みの入出金明細を証拠書類とすべきである。

【建設産業人材確保・育成支援（高校生向け建設業体験学習事業）】

県内の土木建築系学科を有する高校生とその保護者を対象に、公共工事の現場体験学習会を開催し、建設現場の現状や就労環境の実態を体験することにより建設産業への興味・関心を深め、将来の就業先の候補としての意識を高めることを目的に、（公財）大分県建設技術センターへの委託事業が実施されている。令和元年度の契約金額は1,661千円である。

指摘 40-6	完了報告のあり方
勸奨事項	委託契約に係る仕様書には、委託業務の内容として体験現場での安全確保が明記されていたが、業務完了後に提出された業務報告書上において、例えば、事故やけが人の発生がなかったといった点が具体的に記録されていなかった。業務報告書の中で、仕様書に沿った業務が実施されたことを明確に記録しておくことが望ましい。

《補足》

所管課によると、事業実施の写真において、安全確保等の様子が記録されていることや、実際の体験学習会には職員が立ち会っており、実際にけが人は発生しなかったことの実事確認ができていることから、各日程の報告書に、安全確保の結果けが人がいなかったという記載までは求めているといった回答があった。

体験学習会に職員が立ち会っているのであれば実質的には行われているものであろうとは推察できるものの、当事業は体験現場での安全確保が重要であることから仕様書に体験現場での安全確保の項目を記載している点を鑑みると、業務報告書に的確に明記しておくことが望ましいと考える。

【建設産業人材確保・育成支援（首都圏等で働く建設労働者に対するU I Jターンの促進）】

東京オリンピック・パラリンピック（当初予定）に関連する工事に従事している人をはじめとした、首都圏の建設労働者に対して、大分県内の建設企業へのU I Jターンの促進するための広報を行うもの（建設業U I Jターン促進事業）。当事業は提案競技を通じて随意契約により行われている。

指摘	40-7	完了報告のあり方
勸奨事項	<p>委託業務の完了報告においては、媒体（チラシや求人情報誌）のサンプルの他、U I Jターンの促進するためのホームページの各月のアクセス数の記録のコピーが添付されていた。</p> <p>当該アクセス数については、月ごとのホームページアクセス数は仕様書に従って翌月末までに県に報告されている。完了報告時においては、例えば、チラシであれば発行時期や発行部数、ホームページであればアクセス数の多い傾向が把握できる月次推移表（比較表）を作成する等、報告の仕方には工夫の余地がある。</p>	

【建設産業人材確保・育成支援（若年技術者の資格取得に要する経費を助成）】

資格取得支援を通じた若年者の処遇改善を図ることを目的として、資格取得により賃金が上昇したことが確認できる場合に補助を行っている（建設産業若年就業者資格取得支援事業）。補助の内容は次のとおりである。

事業実施主体：一般社団法人大分県建設業協会

補助対象者：県内に本店を有する建設業者及びコンサルタント業者
（中小企業及び資本金額5,000万円以下の企業）

対象となる資格：施工管理技士、建築士、電気工事士、測量士

補助率：補助対象経費（受験手数料、講座受講料等）の1/2

補助限度額：1人当たり上限50千円

指摘	40-8	事業の効率性
改善事項	<p>助成先が4社（助成金186千円）に対して事業実施主体の間接人件費が690千円発生しており、結果として事業の効率性が低いことから、事業の根本的な見直しが必要である。</p>	

《補足》

所管課によると、ホームページ掲載や建設業協会の会員約 450 社に対し E メール送付での周知を行ったが、「資格手当の付与」という条件が厳しい（既に資格を持っている従業員へも手当を付与することになるため、人件費がかさむ）とのことから、結果として申請が当初の想定よりも少なくなったとのことであった。また、最終的に経営者の判断や、試験が不合格だったために資格手当の創設を見送った等の理由で、実際の申請や実績が減った状況もあったようである。

なお、間接経費については、申請書の書面処理のみではなく事業を実施するに当たっての周知や、問い合わせ、申請に当たってのサポート等細やかな対応等の業務も行っており、事業実施期間（9 か月間）を考慮すると、月 5 日（延べ 46 日）分の人件費として妥当であると判断し、変更承認したとの報告を受けている。

【建設産業生産性向上支援】

県内建設業者の生産性向上に関する取組を支援するため、県内に主たる営業所を有する企業に対し、生産性向上に資する機器等の導入に関する経費の一部を補助するもの。

補助対象機器等	対象経費	補助率	補助限度額
ICT 活用工事の実施につながり、建設現場における生産性の向上に資する機器、ソフトウェア	補助対象機器等に係る購入経費等	1/2	50 万円以内

指摘 40-9	生産性向上の定量的な効果
勸奨事項	<p>事業計画や交付申請、実績報告いずれも、例えば、導入により具体的な作業時間やコスト改善の期待される効果等について、可能な限り定量的な記載を促すことが望ましい。</p> <p>また、事業実績書の今後の活用予定等について「ICT 対象工事にて活用」、「建設工事現場で活用（予定）」といった、漠然とした記載の先が目立った。工事の種類や内容、規模について具体的な記載があると望ましい。</p>

指摘 40-10	見積書日の記載
不備事項	<p>交付申請時の見積合わせの見積書日が記載されていないものが見受けられた。見積書日を記載したものを受理するよう、業務を改善する必要がある。</p>

《補足》

見積書に見積書日（見積書日の発行日）を付すのは、物品取引において市場価格の変動等を勘案し、同時に有効期限日（例えば見積書発行日から3か月）を記載することにより取引先との取引及び取引価格の安定を円滑に図ることが目的の一つである。そのため、金額が変化しやすい、あるいは高額な取引の場合、見積書日は記載されることが一般的である。

したがって、見積書日が仮に交付申請時より数か月以上も前の日付となっている場合や日付のない場合は、例えば、請求・支払を後回しにして補助金の交付決定前に発注・納品されるといったことが考えられ、また見積合わせで入札できなかった方の見積書であっても、有効ではない見積書が使い回しされている可能性が想起される。見積書日の記載を求めチェックすることが不正取引を防止するためのけん制になる。

指摘 40-11	交付決定、発注、納品、支払の日程
改善事項	見積書日から納品日、納品日と領収書日（支払日）の間隔が一般的な商慣行からするとあまりにも短期間である取引が見られた。このような場合、補助金の交付決定前の発注が行われている可能性も疑われることから、追加調査を行うべきであると考えますが、そのような調査が行われた証跡が見当たらなかった。追加調査の実施とその記録が必要である。

《補足》

例えば、次のような測量機器の取引が見られた。取引金額は約140万円。

交付決定日	令和元年6月19日（水）
見積合わせ（見積書日）	令和元年6月20日（木）
納品日	令和元年6月21日（金）
領収書	令和元年6月24日（月）

比較的高額な取引の場合、通常は発注から納品まで一定の期間を要することが考えられる。

所管課によると、（補助事業者から）納入側に在庫もあったことから短期間で納品が可能だったと聞いているとの回答があったが、そのような点は閲覧した関連簿冊には記録されていなかった。また、（土日を休日と仮定すれば）通常納品日の翌営業日に支払が行われているのは、他の補助事業者と比較すると支払までの期間が著しく短いものであったが、その点について調査した記録はなかった。

指摘 40-12	補助事業の適切な執行
改善事項	<p>補助事業者からの提出書類の受理に関して、交付申請・実績報告に係る不備あるいは不審点がある証拠書類（見積から支払までが短期間）を受理し、口頭確認のみで、調査記録を残していない点などが認められた。</p> <p>所管課は、不正事例の収集や書類、証憑チェックの具体的な手順等を明文化し職員に定期的な研修を実施するなど、適切な事業執行に努めていく必要がある。</p>

《補足》

明文化にあたって、特に高額取引については、例えば次のような留意事項を具体的に取り上げるなどして、実績報告書等の書類審査や現地往査に活用されたい。

- ・見積書等の様式、日付に異常性がないか。一部のみ手書きとなっていないか。有効期限の付されていないものはないか。内訳や内容があまりにも簡潔に記載されているものはないか。
- ・補助事業者と取引業者との関係に異常性はないか。
- ・路線価やネットで参考価格を検索し、見積・取引価格に問題はないか。
- ・備品、物品の現物確認の必要なものはないか（事後返品のリスク）。
- ・見積書と検収書（控）、納品書、請求書、入金帳票との照合にあたり、取引期間に異常性がないか（例：見積日から支払日まで短期、納品日や領収書日が休日）。
- ・支出証拠書類に問題はないか（領収書については、前述の指摘のとおり）。
- ・期間終了間際の大量取引はないか。
- ・支払が振り込みではなく現金取引となっていないか。
- ・分割発注はされていないか。
- ・事後値引が行われることを考慮し、翌期の元帳や通帳の閲覧等を行う必要はないか。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	15,412	23,056	31,235
決算額	10,078	25,534	25,270
一般財源	10,078	25,534	23,528
繰入金	0	0	0
国庫	0	0	1,742

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	229	351
需用費	69	90
委託料	3,466	7,255
使用料及賃借料	42	0
負担金補助及交付金	21,728	17,574
計	25,534	25,270

【教育庁】

NO	事業名	課・室
41	特別支援学校就労支援事業	特別支援教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率は向上しつつあるが、その数値は全国平均を下回っている。生徒の意欲や能力を引き出すことに加え、就労先の開拓、関係機関との連携、保護者や教職員の意識改革、生徒と企業のマッチングに課題がある。
事業の目的	特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、就労支援アドバイザーを配置するとともに、就職に向けた生徒や保護者の意識改革や企業からの評価向上につながる職業教育を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 特別支援学校就労支援体制強化事業</p> <p>(1) 就労支援アドバイザーの配置（8名）</p> <p>(2) 就労支援に関する会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導戦略会議 ・進路に関する研修会の開催 <p>2. 特別支援学校働く力向上支援事業</p> <p>(1) キャリア向上アドバイザーによる技術指導</p> <p>(2) 特別支援学校メンテナンス技能検定の実施（12月）</p> <p>(3) 病弱（精神障がい）生徒等の在宅就労モデルケースの作成</p> <p>3. 企業・保護者への就労促進事業</p> <p>(1) 『特別支援学校ワーキングフェア 2019』の開催</p> <p>(2) 保護者向け進路講演会の実施</p>

2. 事業実施期間

平成 23 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率 (%)	目 標	31.5	31.7	31.9
	実 績	26.5	28.5	20.0
	達成率	84.1%	89.9%	62.7%

4. 概要の補足説明

5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘	41-1	就労支援アドバイザーについて
勸奨事項		役割や目的が異なる各部（福祉保健部、商工観光労働部、教育庁）のコーディネーターについて、整理統合できないか検討されたい。

《補足》

現在大分県では、複数の部署で障がい者の就労支援に関わる事業が展開されており、それぞれの事業において、その事業の遂行に必要なアドバイザーが配置されている（下表参照）。

所管部署	事業名	アドバイザーの名称	人数 (令和元年度)
福祉保健部	障がい者就労環境づくり推進事業	障がい者雇用アドバイザー	8名
商工観光労働部	障がい者職業能力開発事業	障がい者訓練コーディネーター、コーチ	7名
教育庁	特別支援学校就労支援事業	就労支援アドバイザー	8名

各々の事業のアドバイザーは、多少の目的の違いこそあれ基本的に企業訪問を主な業務としている。そのため、3部局合同で定期的に連絡会議を行い、訪問した企業やその成果について情報交換、共有を行っているとのことであった。

このような連絡会議は、業務を効率的に実施していくためには必要である。しかし、それ以前に、そもそも類似した事業を行っているわけであるからアドバイザーを兼務させることはできないのだろうか、という疑問が残る。兼務させるこ

とができればアドバイザーの人数はもっと減らすことが可能になるし、減らした分の予算を他の事業に充てることも可能になるのではないだろうか。アドバイザーの兼務、整理集約が可能かどうか検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	28,347	28,535	27,667
決算額	27,869	28,017	25,208
一般財源	27,829	27,983	20,109
諸収入	40	34	32
国庫	0	0	5,067

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
教育支援体制整備事業費補助金 (切れ目ない支援体制整備充実事業)	1/3

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	16,824	16,060
共済費	2,740	2,550
報償費	1,485	856
旅費	3,760	3,129
需用費	1,349	1,239
役務費	352	359
使用料及賃借料	1,507	1,015
計	28,017	25,208

【教育庁】

NO	事業名	課・室
42	特別支援学校キャリアステップアップ事業	特別支援教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	卒業後すぐの民間企業への一般就労は困難であっても、労働習慣等を習得することができれば民間企業への一般就労が可能な特別支援学校生徒に対する実践的な就労支援の場が必要である。
事業の目的	障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、卒業生を県立学校に一定期間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、卒業生を県立学校に一定期間（最長3年間）雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援する。</p> <p>1. 知的障がい者の雇用 県立学校に会計年度任用職員（チャレンジスタッフ）として15名雇用。 県立学校での就労経験を活かし、雇用契約終了後は一般（企業）就労へのステップアップを目指す。</p> <p>2. サポートチームによる就労支援の実施 ワークマネージャー（支援者）を中心に勤務校・出身校・関係機関職員を交えた「サポートチーム」を結成し、サポーター会議を開催 等。</p>

2. 事業実施期間

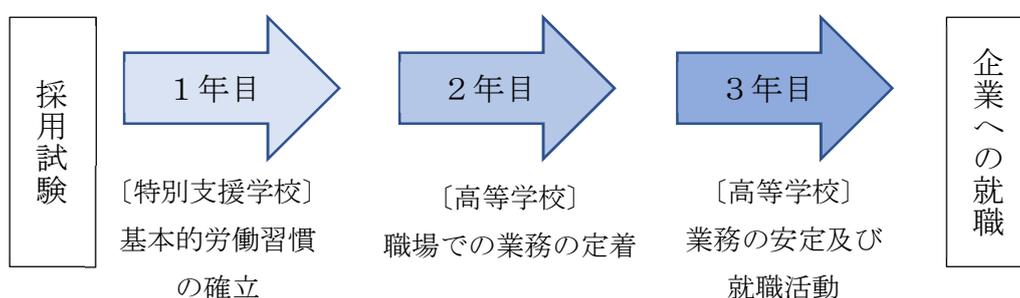
平成30年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
雇用期間を通して勤務したチャレンジスタッフの人数（人）	目 標	—	3	13
	実 績	—	3	13
	達成率	—	100.0%	100.0%

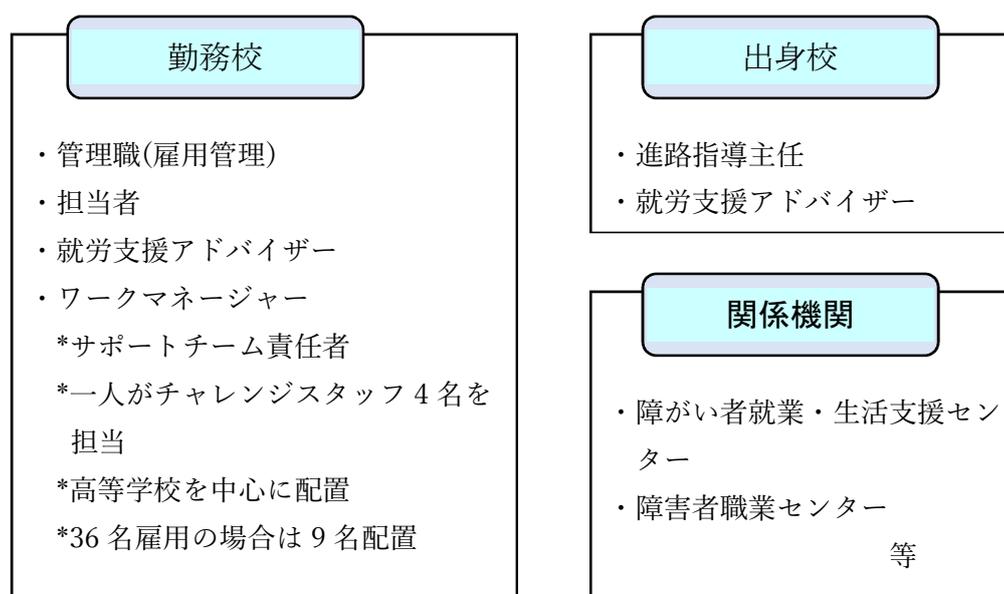
4. 概要の補足説明

当該事業の概要を図示すると以下のようになる。



『サポートチーム』によるチーム支援

- ・障がいの特性に応じたきめ細やかな支援体制の確立
- ・ワークマネージャー(専門スタッフ)の配置による一般就労に必要な力の確実な獲得



(事業の流れ)

- ・採用試験を行い合格した特別支援学校高等部卒業生をチャレンジスタッフとして一定期間（最長3年間）県立学校で雇用する。
- ・チャレンジスタッフは、県立学校での雇用期間を通じて一般（企業）就労に必要なスキルを身につける。
- ・チャレンジスタッフは、雇用期間中にサポートチームによる支援を受ける。サポートチームは、勤務校、出身校及び関係機関の関係者から構成され、必要なスキルの獲得を支援するとともに、雇用期間中に一般企業への就職を実現させる。

5. 監査結果

指摘	42-1	成果指標について
勸奨事項		当該事業は、障がいのある特別支援学校生徒の一般（企業）就労を促進するための事業であるから、成果指標についても一般（企業）就労者数とすることが望ましい。

《補足》

当該事業は、特別支援学校高等部の卒業予定者及び卒業生を対象に、非常勤職員として県立学校で最長3年間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得の支援を行いながら一般（企業）就労へ結びつけることを目的としている。

非常勤職員として県立学校に雇用された障がい者をチャレンジスタッフと呼び、当該事業の成果指標を「雇用期間を通して勤務したチャレンジスタッフの人数」としている。しかし、チャレンジスタッフが全て一般（企業）就労へステップアップするとは限らないため、チャレンジスタッフの人数を成果指標にすることは適切ではないと考える。

一般（企業）就労を最終目標においているのであれば、チャレンジスタッフから順調にステップアップしていき、一般（企業）就労に至った人数を成果指標にすべきと考える。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	19,198	33,563
決算額	—	5,157	27,506
一般財源	—	5,157	27,506
繰入金	—	0	0
国庫	—	0	0

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	3,214	19,599
共済費	571	3,281
報償費	60	60
旅費	748	3,346
需用費	562	870
役務費	2	3
使用料及賃借料	0	347
計	5,157	27,506

【監査後記】

平成 27 年に策定（令和 2 年改定）された「大分県人口ビジョン」では、このまま何もしなければ、今後、大分県の人口の減少が加速することが見込まれている。そのため、中小企業の振興や商業・サービス産業の振興と観光・ツーリズムの展開、創業・起業の支援、企業誘致と産業集積のさらなる深化、新エネルギー産業などの新産業の展開を図るなど、あらゆる面からの産業振興を図り、県内総生産の向上を目指す必要がある。

生産年齢人口が減少する中で県が総就業者数を確保するためには、県外へ流出している若年者を大分県にとどめる施策や、高齢者、女性就業者を増加させるための施策をとることが必要であることから、若年者、高齢者、女性に対して様々な事業を提供している。

具体的には、平成 28 年度に雇用労働政策課が「大分県人口ビジョン」等を踏まえ、平成 29 年度から令和元年度までの 3 ヶ年で 18,500 人の就業者を確保するという目標を立て、それを各事業へ割り振っている。

下記の総括表は全体目標 18,500 人を若年者、女性及びシニアに割り振ったものである。

「総括表」

(単位：人)

区分	全体目標	年間目標	実績			
			H29	H30	R1	合計
若年者	17,000	約 5,500	4,773	4,652	4,607	14,032
女性	500	約 180	91	89	105	285
シニア	1,000	約 330	332	407	378	1,117
合計	18,500	約 6,200	5,196	5,148	5,090	15,434

若年者について目標値の未達成数が最も大きく、若年者の就業者数を増加するための施策を講ずることが、今後の大分県の人材確保にとって最も効果的であると考えられる。

そこでまず、若年者を対象とした実績の直近の 3 年間の推移をみしてみる。

「若年者」

(単位：人)

内容	実績			
	H29	H30	R1	合計
新規学卒県内就職者（高校）	1,935	1,917	1,878	5,730

新規学卒県内就職者（専修学校）	852	887	858	2,597
新規学卒県内就職者（短大・高専）	501	482	484	1,467
新規学卒県内就職者（大学）	718	716	709	2,143
県外大卒者U I J ターン就職者	558	439	457	1,454
県外大卒者等公務員	209	211	221	641
合計	4,773	4,652	4,607	14,032

包括外部監査の対象とした雇用労働に関する事業は「U I J ターン就職等支援強化事業」、「県外若年者U I J ターン促進事業」、「おおいた元気企業マッチング促進事業」、「おおいた若年者就職・定着応援事業」、「おおいた学生県内就職応援事業」の5事業である。

これらの5事業と上表の「新規学卒県内就職者（高校）」、「新規学卒県内就職者（専修学校）」、「新規学卒県内就職者（短大・高専）」、「新規学卒県内就職者（大学）」、「県外大卒者U I J ターン就職者」、「県外大卒者等公務員」との関連がわかりにくい。若年者の雇用者数の増減を事業の効果として検証するためには、どの事業がどの内容の実績として把握すべきかを事業名からも明確にしておく必要があるのではないかと。

事業名だけでみても、若者をターゲットにしているのが3事業、U I J ターンをターゲットにしているのが2事業ある。更に、事業内容まで見てみると、高校生およびその保護者を対象としているのが3事業、県内出身者の県外大学生を対象としているのが4事業あるといった具合で、各事業の整理ができていないとの印象を受けた。

これは、人口ビジョンに沿って若者定着に関する各種施策を集中して実施してきたことによると推察する。一例を挙げると、平成28年度から県内高校出身者の大学生を登録して県内企業の情報をメールやWEBマガジンで配布したり、昨年6月には福岡市中心部に大学生等のU I J ターン促進のための拠点施設「dot.」を開設するなど、他県にはない独自の事業に取り組んでいる。地方創生の流れの中で若年者の移住・定住に力を入れていることは評価するが、今回、拠点施設「dot.」を新設したことを契機に、現在の事業を再編成する時期に来ているのではないだろうか。

「U I J ターン就職等支援強化事業」の成果指標は「県内企業就職内定者数」、「おおいた元気企業マッチング促進事業」の成果指標は「県内企業でのインターンシップ実施人数」、「おおいた学生県内就職応援事業」の成果指標は「奨学金返還支援制度の対象企業登録数」、「県外若年者U I J ターン促進事業」の成果指標は「福岡県内大学新卒県出身者の県内就職者数」とされており、各事業を実施した成果と就業者数の増減との対応関係がわかりにくくなっている。これは厳密

に対応しているのではなく、概ね関連のありそうな事業と結び付けているため、という理由である。

しかし、大分県の就業者数を増加させるという目標を立てたのであれば、各事業の統一的な成果指標として、「就業者数の増加」を加えることが望ましいと考える。

例えば、「おおいた元気企業マッチング促進事業」の成果指標は「県内企業でのインターンシップ実施人数」とされているが、インターンシップを受け入れた企業にどのくらいの就業者が増加したのかが成果指標となっていない等、必ずしも就業者数の増加とはリンクしていないため、今後は「就業者数の増加」という指標に重点をおくことを検討していただきたい。

また、大分県は、県内企業とU I J ターン就職希望者とのマッチングや、概ね49歳以下の若年者の就職支援等を実施する「おおいた産業人財センター」を設置しているが、若年者に積極的にアピールするのであれば、スマートフォンで県内企業情報を簡単に検索でき、気になる企業をお気に入り登録できるような、若年者層が利用しやすい環境を構築することを検討していただきたい。

さらに、昨今のコロナ禍の影響で様々なイベントが中止となっているが、オンラインで相談会を実施する等、WEBを積極的に活用して県内の企業とU I J ターン就職希望者とのマッチングを図ることを検討して欲しい。大分県もICTを活用した若年者へのアピールを積極的に取り入れる時期にきているのではないだろうか。

次に女性を対象にした事業の直近3年間の推移をみってみる。

「女性」（関係事業：女性のスキルアップ総合支援事業） （単位：人）

内容	実績			
	H29	H30	R1	合計
働きたい女性応援 （子育てママ仕事復帰応援事業）	25	16	1	42
女性の再就職チャレンジ支援 （託児サービス付訓練）	0	7	5	12
女性の再就職チャレンジ支援 （母子家庭の母等対象訓練等委託訓練）	37	13	8	58
女性の再就職チャレンジ支援（女性限定IT分野）	0	11	14	25
働きたい女性応援（女性向け合同企業説明会）	12	5	6	23
女性就職者（在宅ワーク推進事業）	17	37	71	125
合計	91	89	105	285

女性の社会進出をサポートするため、女性を対象とした様々な事業が構築されており、その中でも、「女性の再就職チャレンジ支援（女性限定IT分野）」と「女性就職者（在宅ワーク推進事業）」の2つについては就業者数が増加傾向となっている。2事業ともICTに関連した事業であり、女性の就業者数を増加させる上でも、今後構築する事業はICTを取り入れることが効果的であると考えられる。

最後にシニアを対象にした事業の直近3年間の推移をみってみる。

「シニア」

(単位：人)

(上段) 内容 (下段) 関係事業名	実績			
	H29	H30	R1	合計
シニア世代就職者(中高年齢者就業支援センター) シニア雇用推進事業	311	373	367	1,051
シニア世代就職者(シニア世代のための就職面談会) 生涯現役促進地域連携事業	21	34	11	66
合計	332	407	378	1,117

シニア層に対する就業者を増加させる取組については目標値を上回っており、事業の効果が現れているものと思われる。改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されるとはいえ、対象となる事業主が限定されるため、労働市場に出てくるシニアはさらに増加するものと予想される。その際シニア層が活躍できるように、女性を対象とした事業で奏功しているICT分野や在宅ワークを参考とした事業を構築していただきたい。

今回、雇用労働政策課をはじめ多くの課にヒアリングを行い、各課がそれぞれ人材確保等の取組に係る事業を構築した上で、それぞれの事業について目標値を設定して実績との比較を行い、事業評価について概ね適正に実施していることを理解することができた。

しかしながら、事業の切り口が「若年者」であったり「農業担い手」であったり「福祉・介護人材」であったりと、それぞれの所管課がそれぞれの観点から事業を構築し、断片的に事業を進めているため、人材確保という大きな目標を達成するにはあまりにも無駄が多すぎるようにも感じた。

加えて、近般の新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響、とりわけ、企業の経営状況悪化により生じた失業者に対する雇用支援等については、今後、県が全庁を挙げて注力すべき課題であると思われる。

私は、これまで断片的に行われていた人事確保等の雇用労働施策を、全体として統一感を持って進めていくことが必要と考える。そのためには、大分県が県内の社会経済状況等を常に注視するとともに、県民ニーズを拾い上げ、そのニーズを具現化することによって、各課の諸施策を横展開していくことが極めて重要となる。

以上を踏まえ、今後は雇用労働政策課が情報の共有と事業連携を密に行う総合的な調整役としての役割を、これまで以上に担っていくことを期待する。

以上

